令和2年 第1回 占冠村議会定例会会議録

自 令和2年 3月 5日

至 令和2年 3月11日

占冠村議会

令和2年第1回占冠村議会定例会会議録(第1号) 令和2年3月5日(木曜日)

〇議事日程

議長開会宣言(午前10時)

所管事項に関する委員会報告 (議会運営委員会)

日程第 会議録署名議員の指名について(2番・3番) 1

日程第 会期決定について

議長諸般報告

村長行政報告

日程第 一般質問 3

日程第 議案第 18号 令和元年度占冠村一般会計補正予算(第4号) 4

令和元年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算(第3 19 号 日程第 5 議案第

号)

令和元年度村立診療所特別会計補正予算(第4号) 日程第 6 議案第 20 号

日程第 議案第 21 号 令和元年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号) 7

令和元年度占冠村介護保険特別会計補正予算(第3号) 日程第 8 議案第 22 号

令和元年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1 23 号 日程第 9 議案第

号)

令和元年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算(第2 議案第 24 号 日程第 10 号)

〇出席議員(6人)

副議長 1番 大 谷 元 江 君 2番 藤 岡 幸 次 君

> 3番 五十嵐 正 雄 君 5番 下 川 園 子 君

> 6番 小 林 潤 君 7番 児 玉 眞 澄 君

〇欠席議員(1人)

議長 8番 相 川 繁 治 君

〇出席説明員

(長部局)

占 冠 村 長 中正治 副 村 長 松永英敬 \blacksquare 会 計 管 理 者 伊 藤 俊幸 務 課 長 田 淳 史 地域振興対策室長 三 企 画 商 工 課 長 浦 康幸 藤田 尚 樹 農 林業振興室長 治 林 課 長 平岡 卓 根本 民 建 設 課 長 小 林 昌 弘 住 課 長 小 尾 雅 彦

福祉子育て支援課長 木村恭美 総務担当主幹 冏 部貴裕 財務担当主幹 木 智 宏 鈴 商工観光担当主幹 佳 則 橘 林業振興室主幹 髙 桑 浩 環境衛生担当主幹 義 和 藤 後 国保医療担当主幹 上 島 早 苗 村立占冠診療所主幹 小 瀬敏広 介護担当主幹 川明美 細 (教育委員会) 教育 長 藤 本 武

トマム支所長 平川満彦 職員厚生担当主幹 森 田 梅代 企 画 担 当 主 幹 佐々木 智 猛 農業担当主幹 裕 杉岡 建築担当主幹 子 嵯峨典 戸籍担当主幹 孝 竹 内 清 保健予防担当主幹 尚 本 叔 子 社会福祉担当主幹 野 原 大 樹 子育て支援室主幹 石 坂 勝 美

教 育 長 藤 本 武 教 育 次 長 合 田 幸 学校教育兼総務担当主幹 松 永 真 里 社会教育担当主幹 蠣 崎 純 一 (農業委員会)

事務局長平岡卓(選挙管理委員会)

書 記 長 多 田 淳 史 (監査委員)

監 查 委 村 英 監 査 委 員 児 玉 眞 澄 員 木 記 事 務 長 局 岡崎至可

〇出席事務局職員

事 務 局 長 岡崎至可 主 事 久保璃華

◎開会宣言

○副議長(大谷元江君) ただいまの出席議員は6名です。定足数に達しておりますので、これから令和2年第1回占冠村議会定例会を開会いたします。

この際、当面の日程等については、議会運 営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、小林潤君。

〇議会運営委員長(小林 潤君) おはよう ございます。2月26日に開催しました議会運 営委員会のご報告を申し上げます。

今期定例会における会期は、本日5日から 11日までの7日間といたします。議事日程、 日割りについては、あらかじめお手元に配布 したとおりです。以上で報告を終わります。

◎開議宣告

O副議長(大谷元江君) これより、本日の 会議を開きます。

◎議事日程

○副議長(大谷元江君) 本日の議事日程は、 あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

O副議長(大谷元江君)日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則 第124条の規定により、副議長において、2番、 藤岡幸次君、3番、五十嵐正雄君を指名しま す。

◎日程第2 会期決定について

○副議長(大谷元江君) 日程第2、会期の 決定の件を議題といたします。 お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月11日までの7日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から3月11日までの7日間と決定いたしました。

◎議長諸般報告

○副議長(大谷元江君) これから諸般の報告を行います。

事務局長。

○事務局長(岡崎至可君) 審議資料の1ページお願いいたします。

1、今期定例会に付議された案件は、議案 第1号から審議資料の2ページをお願いいた します、議案第32号までの計32件です。2、 議員提案による案件は、決議案第1号及び意 見書案第1号の2件です。3、説明のため出 席を要求したところ、通知のあった者の職及 び氏名は、村長以下記載のとおりです。

審議資料の3ページをお願いいたします。 4、令和元年第5回定例会以降の議員の動向 は、12月13日広報特別委員会①から記載のと おりです。

審議資料の7ページから8ページは令和元年度11月分の例月出納検査結果です。審議資料の9ページから10ページは令和元年度12月分の例月出納検査結果です。審議資料11ページから12ページは令和2年1月分の例月出納検査結果です。以上です。

○副議長(大谷元江君) これで諸般の報告 を終わります。

◎村長行政報告

○副議長(大谷元江君) 村長から行政報告 のための発言を求められておりますので、そ の発言を許可します。

村長。

○村長(田中正治君) 議長のお許しがありましたので行政報告をさせていただきます。 審議資料の4ページになります。まず、1の報告事項についてでありますが、2点について報告させていただきます。本日配布の行政報告をご覧ください。

行政報告、1、報告事項、(1)トマムスキー場雪崩事故について。本年1月30日、村内トマムスキー場コース外のトマム山中腹において、フランス国籍の男女8名のグループがスキーの最中に雪崩に遭遇し、うち男性1名が死亡する事故がございました。

8名は、トマムスキー場から現場に入山し、 15時25分頃雪崩に巻き込まれました。

スキー場を通じて富良野警察署に通報があり、富良野消防署占冠支署においては15時50分に覚知、富良野広域連合消防本部を含む10名の隊員が出動しております。

18時頃、心肺停止状態の男性1名を残し、 全員が自力で下山し、救助されましたが、日 没であったことから1名の救助活動は、翌日 31日の7時から再開することとなりました。

31日6時45分より、北海道警察山岳救助隊 が救出に向かい、7時45分、男性を発見、11 時22分に下山が完了し、医師により死亡が確 認されました。

8名は、バックカントリーを楽しむため、 万全の装備で入山していたようですが、スキー場のコース外であり、入山禁止の啓発もされていたことから、入山に関するマナーが問われるとともに、本村において死亡者が出てしまうという大変痛ましい事故でございました。 その後、道北地区山岳遭難防止対策協議会 富良野支部を通じて、富良野警察署からの山 岳遭難に関する啓発チラシを、トマムリゾー トを含む村内観光施設に配布しております。

また、占冠村、上川南部森林管理署、株式会社星野リゾート・トマム等で設置しているトマム山スキー場管理運営協議会において、検証・対策のため臨時総会の開催を予定しています。今後もリゾート及び関係機関と連携しながら、山岳事故防止の啓発を行ってまいります。

(2)新型コロナウイルス感染症予防対策について。中華人民共和国湖北省武漢市において、昨年12月以降から報告され始めた新型コロナウイルスによる感染症は、1月16日に国内で一例目の感染が発表され、道内でも1月28日に一例目の発症が確認されました。

それ以降も感染者の増加が続き、特に北海 道における感染が広域的に拡大したことから、 2月26日に北海道知事より小中学校の臨時休 業要請があり、28日には「緊急事態宣言」が 出されました。2月27日には首相から感染防 止のため小中高校の臨時休校が要請されるな ど、大変憂慮すべき状況になっています。

占冠村では、2月17日に占冠村新型コロナウイルス感染症対策本部を設置するとともに対策行動計画を策定し、これまで4回、予防対策について協議してまいりました。

また、占冠村社会福祉協議会、占冠・村づくり観光協会、占冠村商工会、富良野警察署や富良野消防署占冠支署など、村内関係機関を対象とした事務レベルの打合せ会議を2回開催し、感染症予防対策に関する情報共有を図るとともに、道の駅等での観光客への対応策や高齢者福祉施設での予防対策などについて協議し、各関係機関における感染予防対策を進めております。

住民周知につきましても、国及び北海道からの情報提供に基づき、速やかに行政区回覧やホームページでの情報発信を行い、本日現在で3回の行政区回覧を実施しております。また、新型コロナウイルスによる感染症の影響による村内公共施設の閉館等の状況につきましても、その都度、行政区回覧等にて周知するなど、きめの細やかな対応に努めてまいります。

村内小中学校では、北海道教育委員会からの要請を受け、2月27日から臨時休校を実施しておりましたが、その後のさらなる要請を踏まえ、3月24日まで臨時休校を延長しています。今後の分散登校等の対応につきましても、関係機関からの要請等を踏まえ、適切に対応してまいります。

全国的に見ても、日々感染者が増加する傾向にあり、収束が見通せない状況ではありますが、村としても各関係機関と連携し、新型コロナウイルスによる感染症の予防に向け全力を尽くしてまいります。

次に2、主な用務等につきましては、12月 13日、令和元年第5回占冠村議会定例会以降、 6ページまで記載のとおりでございます。

3、入札につきましては、記載のとおり、 1件について執行しております。以上で行政 報告を終わらせていただきます。

○副議長(大谷元江君) これで行政報告が 終わりました。

◎日程第3 一般質問

○副議長(大谷元江君) 日程第3、一般質問を行います。1人、90分までです。順番に発言を許します。

7番、児玉眞澄君。

〇7番(児玉眞澄君) 皆さん、おはようご ざいます。それでは一般質問をさせていただ きます。まず、1点目でありますけれども、 本村の財政構造の現状につきましてでありま すが、2点ほど村長にお伺いしたいと思いま す。

昨年、平成30年度の決算につきまして審査が行われました。その結果は、財政健全化判断比率の実質赤字比率をはじめとする主要4項目につきましては、概ね良好とされておりますが、その一方、固定経費偏重とも言える財政硬直化を示す経常収支比率、あるいは公債費負担比率が前年より上昇している。そして、警戒レベルにまで至っておりまして、監査意見書を見ても、また、決算特別委員会におきましても懸念が示され、改善が期待されるとの指摘がなされたところであります。

決算委員会での総務課長のご答弁をお聞き しますと、現状、大変厳しい状況にある。そ して、この傾向は今後も続くのではないかと の見解も示されておりますが、村長は財政に は精通された方でありますので、現状をどの ように受け止められ、そして、いかなる認識 を持っておられるのか。まず1点目、お伺い いたします。

〇副議長(大谷元江君) 村長。

〇村長(田中正治君) 児玉議員のご質問にお答えをいたします。まず、本村の財政構造についての認識にかかるご質問でございますけれども、令和元年度の決算特別委員会において、監査委員のまとめの中で経常収支比率が96.0%で、財政構造の硬直が懸念されるため、将来に渡る財政健全化に向けて改善していくことを期待したいとのご意見がありました。

一般的に言われている内容で申し訳ありませんが、経常収支比率は、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断する指標でございます。 したがいまして、80%を超えると予算の自由 度が乏しくなっていると言われます。このことは、毎年経常的に支出される人件費、扶助費、公債費などの経常経費に充当された一般財源が、経常的に収入される地方税、普通交付税などに占める割合ですので、景気や社会変動による大きな変動は少ないと言っても良いと思っています。

本村においても、一般財源を必要とする経 常経費が増加している現状にあって、経常的 な収入が急激に増える環境になっていないこ とを考えると、単独事業の見直しや一般財源 を必要とする事務事業の見直しを図り、いか に歳入が確保できる事業に転換することが必 要だと考えております。長期的に持続可能な 財政を維持するための努力は今も進めており ますが、公債費にあたる地方債の借入につい ては、より一般財源を必要としない過疎対策 事業債や辺地事業債などによるようにしてい ます。一般単独事業債などや、近年は金利や 償還期間の長い公有林整備事業債の借入は行 わないことにしております。このことにより、 一般財源の支出を減らすことができると考え ているところでございます。

また、新たな財源として期待しているものとして、本年実施される国勢調査による人口増加や過疎法による固定資産税の減免が終了し、正規の税収増があります。また、観光振興関連に使える新たな財源としての宿泊税についと考えています。現状として、さまざまな課題において求められている財政需要に対し、財政調整基金や減債基金などの運用により、住民サービス向上に努めてまいりたと思います。いずれにしましても、急激な改善は望めませんが、財政指標は高くありませんので、持続可能な財政運営を図るため、努力を継続したいと考えています。以上です。

○副議長(大谷元江君) 7番、児玉眞澄君。 ○7番(児玉眞澄君) 過疎債等を含めて、 より有利な公債を選択していくと。課題はあ るとお聞きさせていただきましたが、これは 決して楽観視のできない問題でありまして、 将来にツケを回すというようなことにならな いように、いわゆる将来に禍根を残さないた めにも、ある程度抜本的な対策も必要と考え ますが、令和2年、新年度が始まりますけれ ども、新年度でこの改善に向けて、具体的に どのように取り組まれるのか。2点目、お伺 いいたします。

〇副議長(大谷元江君) 村長、田中正治君。 〇村長(田中正治君) 新年度の予算編成方 針といたしましては、本村の財政比率であり ます歳入に見合った歳出と、歳入を意識した 予算編成に努力することを基本として編成に あたっております。国の地方財政計画では、 地方交付税の増額が見込まれるものの、本村 においては、村税の増収に伴う基準財政収入 額の増加による減額を見込んだ計上をし、厳 しい歳入状況を意識した編成を行い、歳出に おいても最終処分場延命化実施設計など必要 な事業を選択し、新規普通建設事業等の抑制 を継続していますが、単独事業にかかる一般 財源は増加傾向にありますので、この財源を 確保するため、財政調整基金、あるいは減債 基金、その他特定目的基金からの繰入で調整 を図った編成としています。

新年度においても厳しい財政状況は継続するものとの見込みから、改善に向けては経常経費の削減と自主財源の確保に努力をしながら粘り強く取り組んでまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○副議長(大谷元江君) 7番、児玉眞澄君。○7番(児玉眞澄君) 歳入に見合った歳出ということで、新年度を進めていきたいとい

うことです。冒頭で本村の財政構造の現状を お伺いしたところですけれども、これを基に しまして、今、村長がおっしゃられました計 画中であります最終処分場の建設計画につき ましてお伺いをさせていただきます。

この計画につきましては、昨年2月、議会総務産業常任委員会にその概要が示されたと伺っております。私はその当時、まだ議員ではありませんので、詳細については承知しておりませんが、ちょうど1年前の計画の発表でありましたので、現在は1年後ということになりまして、さらに詰められて最終計画案ができあがっているかと思いますが、まず、予定されている嵩上げを含む各施設、水処理あるいは計量施設等の建設スケジュールについてお伺いいたします。

○副議長(大谷元江君) 村長、田中正治君。 ○村長(田中正治君) 最終処分場の建設計画についてのご質問にお答えしたいと思いますけれども、まず、建設スケジュールということでございます。最終処分場の嵩上げ整備は、水処理施設改修工事、計量施設建設工事、最終処分場造成工事が主な事業でございます。これらの事業の実施は、令和3年度に実施をいたします。供用開始は令和4年4月を予定しております。着手完了にあたっては5月頃から着手をし、工期的には9カ月くらいが必要だろうというふうに現在考えているところでございます。

○副議長(大谷元江君) 7番、児玉眞澄君。 ○7番(児玉眞澄君) 今、簡単に最終処分 場のスケジュールをお伺いしましたけれども、 ほぼ1年前の計画と変わっていないのかなと いうふうにお聞きをいたしました。この中で 1点お伺いさせていただきますが、計量施設 についてであります。恐らく今年、設計をさ れ、そして来年工事に入ると。そして、令和 4年の供用開始に併せて計量施設もスタート というスケジュールかと思います。

昨年12月の定例会で前倒しをしてはどうかというお話をさせていただきましたが、資金的な手当ができないということで、それは無理であるというご答弁をいただいております。平成30年度占冠村一般廃棄物処理基本計画書というのが平成31年3月に策定されて出されております。これを見ますと、これは減量化対策推進委員会の答申に基づいて村で策定されたものでありまして、恐らく村長も中身は熟知されているというよりも、村長が容認をされた中身であると理解しているんですけれども、ここにこのように記載があるんですよ。計量施設の整備・検討は早急に対応すべき緊急の課題であるという一行があります。

つまり、現状の最終処分場のごみ処理、ご みの量の把握はいい加減とは言いませんけれ ども、甚だ不正確な、目分量という計量方法 でありますので、この基本計画を実施してい く上で、いち早く設置しなければならないも のだと、村長は認めておられるんですよね。 ところが、実施計画をお聞きしますと、嵩上 げのスケジュールと併せると。どうも整合性 が取れない、矛盾しているんじゃないのかな と。基本計画に基づいた計画であるならば、 計画期間内で前倒しが無理ならば、基本計画 にあるように早急に対応すべき緊急の課題と いうふうになっているわけですから、この計 画期間内でこの部分だけでも先行されてはい かがかと思いますけれども、いかがでしょう

〇副議長(大谷元江君) 村長、田中正治君。 〇村長(田中正治君) ただいまのご質問の 計量施設の計画でございますが、議員のおっ しゃるとおり、前回の議会においてご答弁を 申し上げたとおりでございますが、先行させ る考え方も一つあろうかと思います。今、最 終処分場の整備スケジュール計画で、まず先 行させたいと思っているのは水処理施設の実 施設計。それから、計量施設の実施設計につ いては先行させて、計画を進めたいと思って おります。

議員の言われるとおり、正確な数量の測定については、この施設が大変重要であると考えておりますので、まずは実施設計をこの二つについて先行させていただいて、令和3年度の早い時期での設置を検討してまいりたいと思っています。併せて、造成計画が33年度(令和3年度)の4月から始めまして、早い時期にこれらの計画を進めたいと思っております。以上です。

〇副議長(大谷元江君) 7番、児玉眞澄君。 〇7番(児玉眞澄君) 次に、事業費についてお伺いをいたします。昨年示された概要を見ますと、建設事業費につきましては、実施設計を含んでいますけれども約2億9千万と示されております。今年度の予算を見ますと、実施設計費として1170万円ほどが計上されています。恐らく、来年度予算で各施設の建設費が計上されると思いますけれども、建設総事業費につきまして、どの程度積算されているのか。また、補助金の有無を含めて資金手当の方法、これについてお伺いします。

〇副議長(大谷元江君) 村長、田中正治君。 〇村長(田中正治君) それでは、まず、総 事業費についてでございます。最終処分場全 体の実施設計については、令和2年度に実施 するため、精度の高い金額の提示は令和2年 度となる予定でございます。今、総事業費を 申し上げるとすれば、平成31年2月19日に最 終処分場の計画についてご説明をしましたけ れども、その際にお示しした嵩上げによる概 算工事費約2億5千万円でございます。

次に、補助金を含めた資金手当の方法とい うことでのご質問ですが、最終処分場の嵩上 げ整備に伴いまして、循環型社会形成推進交 付金の活用について、平成30年度より北海道 と協議をしております。交付金を活用する要 件として、可燃ごみの直接埋め立ては対象外 となりまして、本村で行っている一般ごみの 埋め立ては対象になりませんということでご ざいます。交付金の要件を満たすには、中間 処理、焼却をする必要があり、沿線と中間処 理の協議をしておりましたが、現在、受け入 れ施設がないことから中間処理を断念してお ります。したがいまして、令和3年度に実施 する最終処分場の整備事業は、交付金の対象 になりません。こうしたことから、実施の財 源としましては過疎対策事業債、一般財源に より実施する予定となってございます。以上 です。

〇副議長(大谷元江君) 7番、児玉眞澄君。 〇7番(児玉眞澄君) 総事業費は、概算工 事費約2億5千万プラス概算委託費、設計等 で約4千万というのが、平成31年2月19日に 示された金額ということでありまして、恐ら く手当は3億近い過疎債で調達ということに なるんだろうと思うんですけれども、最終処 分場の延命化は、令和4年の早い時期に満杯 になると、飽和状態になるということから、 当然、必要な事業であります。

ただし、財政面から見ますと、これは本村の一般会計の約10%、あるいは10%を超える金額になるわけでありまして、保育所の新築工事に匹敵する、まさに本村においては一大事業と申し上げてよろしいかと思います。この一大事業が、保育所、今回の来年予定される新処分場の建設ということで、継続するわけですね。起債が中心になるわけですけれども、いくら有利な起債、過疎債、辺地債を使

われても償還は発生しますし、当然、自己負担と申しますか、自前で処理をしなければならない金額も出てくるわけでありまして、このことによりまして、先ほど伺いました本村の財政構造、一般財源に対する固定経費増による経常収支比率ということになるわけですけれども、これが警戒レベル、あるいはこれを越えてしまう。経常収支比率あるいは公債費負担比率が上昇して、一般事業にフレキシブルに予算が回らない、さらなる硬直化が進行するのではないかというふうに危惧しておるわけでして、そのような事態に陥らぬように、対策を含めて、村長の見解を伺います。

〇副議長(大谷元江君) 村長、田中正治君。 〇村長(田中正治君) ごみ処理施設の延命 化にかかる本事業の財源に関しましては、先 ほど申し上げたとおり、過疎対策事業債を財 源とすることと計画をしております。この起 債でございますけれども、充当率は過疎対策 事業債で充当率100%、交付税措置が70%とい うことになっておりまして、一般財源の負担 を最小限に留め、財政負担の軽減を図りたい ということでのご提案になろうかと思います。 以上です。

○副議長(大谷元江君) 7番、児玉眞澄君。 ○7番(児玉眞澄君) 過疎債ということですけれども、経常収支比率は今96%まで行っています。これが100%まで行くとどうなるかと言いますと、全道179市町村あるわけですけれども、100を超えてしまうとワースト10どころか、ワースト5に入ってしまう数値なんですよ。1位は夕張市で124と記憶しておりますけれども、これに限りなく近づいていく。いわゆる財政構造の硬直化がどんどん進んで行ってしまう。これはなんとか回避しなければならない。

そのためには、例えば、私は民間出身であ

りますので、民間企業がどういう対応を取るかと言いますと、まず一つ行うのは、固定費のカット。これは村長が見直しをするということですから同じことですけれども、中身がちょっと違うんですね。固定費の中でも一番重きをなしているのは人件費なんですよ。職員の職員費も含みます。人件費のカットをまずやるのは民間企業の常であります。ここにおいてもカットしろとは申し上げません。ただ、先ほど申されたように、収入に合った支出ということであれば、是正をされてはどうか。聖域ではないと思うんですね、人件費は。これも含めて財政構造を考える。

固定経費の最たるものは人件費ですから、この部分が多く占めているわけですから、何らかの形で、カットしないまでもできると思うんです。是正をするというのは。ラスパイレスにしても全道1位ですよ。これは国家公務員の給料を越えているということですね。100を超えていますから。これを100以下に抑えることが大事じゃないかと。

それからもう1点、収入ですけれども、意外と行政の皆さんは、収入について、天からお金が降ってくるとは申しませんけれども、国からの交付金等で収入を賄っていますから自分で稼ぐという意識が希薄だというふうに思っておりまして、民間ですと、まず営業利益を確保する。そして、そのためには売上を上げる。これを自前でやらなきゃだめなわけですね。それを考えますと、行政もそのためには自分で稼ぐという気構え、これが必要だと思います。

そのためにも、先ほど村長がおっしゃられたように、宿泊税の早期の導入が絶対必要ではないかと考えますし、ふるさと納税も然りであります。昨年、予想よりも増えたと企画課長からお伺いしましたけれども、倍々ゲー

ムでいかなければならないと思うんですね。 1千万だったのが、次の年は2千万、2千万 が3千万、倍々ゲームでいくぐらいの金額で すから、これはできるんですよ、やろうと思 えば。これをさらに推進していく。支出の部 分と収入の部分、もう一度考えてもいいんじ ゃないかなと思いますけれども、いかがでし ょうか。

〇副議長(大谷元江君) 村長、田中正治君。 **〇村長(田中正治君)** 大きな事業に伴う村 財政への懸念ということで、ご質問をいただ きました。経常収支比率でございますが、一 般財源をいかに減らして歳入を増やすかとい うことの指標でございますので、予算編成時 にあたっては、いかに収支バランスを取るか ということでいけば、事務事業の見直し、あ るいは単独事業の中止、そういった財政の運 用は必要かと思っております。ご指摘の人件 費でございますけれども、国においては働き 方改革ということで、新年度から会計年度任 用職員ということで、そういった働き方を含 めて賃金の一定の確保等を打ち出しておりま すので、現在のところ、そういった人件費の 調整をさせていただくということについては 考えておりません。

ラスパイレス指数でございますけれども、30年度の数値が出ておりまして、占冠村のラスパイレス指数につきましては30年度99.6%ということで、100を割っているということでございます。いずれにしましても、議員がご心配の経常収支比率が、過去の例でいけば100を超えたことはないと。予算編成の中で、財政自由度がなくなる予算編成には最終的にしないように努力してまいりたいと思っております。以上です。

〇副議長(大谷元江君)7番、児玉眞澄君。〇7番(児玉眞澄君)次の質問に移ります。

今、収入ということで申し上げさせていただきましたけれども、この新最終処分場の建設計画は、工事費だけで約2億5千万ということでありますけれども、トマムリゾート2社に負担を求める考えはあるか、お伺いいたします

〇副議長(大谷元江君) 村長、田中正治君。 〇村長(田中正治君) 最終処分場の嵩上げ 整備に伴う工事費についての負担をリゾート 2社に求める考え方は持っておりません。

〇副議長(大谷元江君) 7番、児玉眞澄君。 〇7番(児玉眞澄君) リゾートには負担を 求めないという答弁ですけれども、その理由 は何でしょうか。

○副議長(大谷元江君) 村長、田中正治君。 ○村長(田中正治君) トマムリゾートについては、村の基幹産業として一つの経済循環の大きな柱の一つとなっているということもございます。合わせて、現在、調停をしました村有リゾート施設の売買に伴う固定資産税の確保、いろいろなリゾートの進歩によって村民法人税の納付が増えると思いますし、先ほど来言っております宿泊税の導入を踏まえて、ごみ処理に関してリゾートに特別な負担を求めるということは考えていないということでございます。

○副議長(大谷元江君) 7番、児玉眞澄君。 ○7番(児玉眞澄君) リゾートが村の基幹 産業、この柱であるというのは分かりますけ れども、法人税、その他固定資産税も含めて 税収がある程度増えているということから求 めないのは筋違いじゃないかなと思うんです ね。どうも理解に苦しむんですよ。

先ほど示しました基本計画書、この中には ごみの有料化を進めるとあるんですね。これ も12月の定例会でリゾートのごみの有料化は どう考えていますかというご質問をさせていただきましたけれども、現状考えていないと。 将来的には考えるかもしれないというようなご答弁だったと思うんですが、基本計画書には有料化を進めると。基本的にこれは村長の考え方ですよね。ここでもまた、先ほどの計量施設、トラックスケールの設置を含めて整合性がないんじゃないかなと。

今回の新規建設、これもリゾートに負担は求めない。法律でいきますと当然ご存知かと思いますけれども、廃棄物処理法、いわゆる廃掃法第3条、事業者は事業活動によって生じたごみは、廃棄物ですね、事業者の責任で処理をするということになっていますし、現在の最終処分場は平成5年に供用開始されておりますけれども、平成4年に工事を、これは辺地債と何っておりますけれども、約2億9600万の辺地債で資金調達をしたと。

当然、辺地債といえども、約2割近い自己 負担があるわけですけれども、つまり6千万 程度が村の負担ということになるわけです。 これについては関係者にお伺いすると、当時 のリゾート会社が大部分を負担したよという 話を伺っています。調べましたところ、平成 4年の寄附の欄に、この年は随分寄附が多い んですね、4千万を越える金額が村に入って います。当時の総務課長の質疑の答弁では、 その大部分はリゾートの寄附ですと。これに ついては生活環境整備基金に回しますよと。 ということは、応分の負担を求めた結果とい うふうになるわけですね。

また、現在のごみの量は、平成28年からの 実績数値を見ますと、平成28年に家庭系のご みよりも事業系のごみのほうが多くなってお ります。そして、平成29年にはその差が5.5対 4.5で、さらにその後クラブメッドができてい ますから、恐らく、今は現状で7対3くらい の割合でリゾートのごみが多いんじゃないかと。これらを勘案しましても、私は応分の負担を求めるのは、住民感情を含めて当然じゃないのかなと思いますけれどもいかがでしょうか。もう一度伺います。

〇副議長(大谷元江君) 村長、田中正治君。 〇村長(田中正治君) 議員のおっしゃられ ました過去の建設時にあたっての費用負担に ついてであります。私もこの当時どうだった のかなと思って資料を見させていただきまし た。議員のおっしゃるとおり、約4千万円の 寄附があったことが記録されております。た だ、建設当時、この処理施設が占冠村にはな かった。つまり、埋立地のきちんとしたもの がなかったことから、要請を受けて対応する ためには、応分の負担が必要だったんだろう ということが想定されます。これはリゾート 運営会社からも要請を受けて、廃棄物処理法 だとかいろいろな制限があって、工期的な制 約も受ける中で早く処理をするためには、そ ういった方法がとられたのかな、と私の想像 ですけれどもそう考えております。

ごみの有料化につきましても、議会の中でも議論はさせていただいております。これについても賛成・反対を含めて結論に至っていないという状況でございますので、当面は有料化については行わないということでございます。リゾートにおきましても、ごみ運搬処理等については当然、リゾート負担でやっていただいておりますし、星野リゾートについては生ごみの資源化対策も独自で取り組んでいらっしゃるということで、それらに期待をしてまいりたいと考えております。

議員の言われるとおり、ツカミなんじゃないのということで、これを出すのは気が引けるんですが、一応、事業系・家庭系のごみの収集実績でいきますと、29年度で事業系が

53%、家庭系が46%。それから30年度でいきますと事業系が62%、家庭系が37%といった数字もございます。実際に、事業系のごみのほうが多いというのは私も自覚をしていることでございます。以上です。

○副議長(大谷元江君) 7番、児玉眞澄君。 ○7番(児玉眞澄君) ごみの量を今、村長 は申されましたけれども、だんだん増えてい っている。いわゆるリゾートのごみが増えて いるというのは明白なわけでありまして、将 来を考えますと、恐らく今、村長がおっしゃ った数字の格差が遥かに広がるんじゃないか なと思うわけでありまして、この計画につき ましても正味12年から13年の計画だと。15年 とはなっていますけれども経過しますので、 あと12~13年が計画であるわけですけれども、 その後の問題も含めて、今度は新規にやらな ければならないわけですよ。

先ほど、将来に禍根を残すんじゃないかというような話もしましたけれども、まさに、あと12~13年経ちますと、また嵩上げした部分が満杯になる。じゃあその時に新設をするのか。新設をするとまた莫大な経費がかかる。じゃあ中間処理ができるのか。どこかで焼却施設ができるのか。それも今のところはっきりしない。村で、自分で焼却施設を持つというのは不可能、経費的に無理だと考えておりますし、そのへんを考えると、やはり何らかの形でリゾートに負担を求める。今後においてもそういう姿勢は持っていてもらいたいと思うんですけれども、どう思いますか。

○副議長(大谷元江君) 村長、田中正治君。 ○村長(田中正治君) リゾート施設の処理 に関わる負担についての認識というか、そう いったものを持てということかと思いますけ れども、今、富良野広域圏ではごみの分担処 理ということで、分別をしながら分担処理を しております。私も広域連合に行った際に、なんとか焼却処理を受け入れるための研究をできないかということでしたけれども、なかなかどこがいくら負担してということのルール作りが難しいだろうということで、今の分担処理が最善の方法だということで、なかなか焼却施設の話には至っておりません。

そういった中で、一自治体においては、焼 却施設の建設を計画しているということもあ りまして、確信を持てるお話ではないので言 うのもあれですけれども、そういった計画は あるので、広域圏の中で焼却、二次処理の必 要なものついては分担処理でやれるように進 めましょうという合意はできているところで ございます。

リゾートとは、先ほども申し上げましたように、ごみの減量化、あるいは資源化を含めて企業としてできることをぜひ進めてほしいということを、定期協議等を通じながらお願いをしておりまして、そちらとの話し合いについても進捗状況を見ながら負担を含めた議論をしてまいりたいと思います。以上です。

○副議長(大谷元江君) 7番、児玉眞澄君。 ○7番(児玉眞澄君) それでは次の質問に 移りますが、先ほどお示しをさせていただき ました一般廃棄物処理基本計画でありますけ れども、これについてお伺いいたしますが、 この計画につきまして昨年、概要説明が議会 にされたというふうに伺いました。私はおり ませんので内容についてはよく分かりません けれども、お聞きした段階では、当時、ごみ 減量化対策推進委員会が平成29年に設置され たと思うんですけれども、ごみ減量化対策推 進委員会で検討された提言が、提言書となっ て村長にお届けされたということですけれど も、その提言書がそのまま議会に報告された ということなんですね。 これはあくまで委員会の提言書ですから、このとおり最終的に策定されるのではなくて、これを受けて、村はその後、村長の方針なり施策なりを加筆修正されて、最終的に村としての一般廃棄物処理基本計画書として策定することになると思うんですよね。これが提言書の提示だけで、議会には何にもないんですね。ここに計画書と概要版と2冊あるんですけれども、概要版の提示すら議会には打ち合わせをしようと思ってもちんぷんかんぷんなんですね。私はこれをたまたま所持しておりますけれども、他の議員は持っていない。中身を説明しても一切分からないという現状になっております。

また、私の認識では、ホームページ、あるいは広報でアップされたということもないようでありまして、村民の皆さまにとってはごみの問題ですから。しかも、今後15年間の身近なごみの問題に関する基本計画でありますから、何らかの形で周知・報告をされるべきだと思うんですよ。それが議会にも提示がない、さらに村民の皆さんにも周知・報告されていない。これは一体どういうことなのか、お伺いします。

O副議長(大谷元江君) 村長、田中正治君。 O村長(田中正治君) 廃棄物処理基本計画 の件についてのご質問でございますけれども、 占冠村廃棄物処理基本計画につきましては、 平成30年度で計画書の作成業務は終了しておりました。しかしながら、平成30年度の事業 系ごみ収集量が増加していることから、令和元年度の事業系ごみの実績値を踏まえて、ごみ排出量の推計を見直すことにいたしました。この結果を基に、計画書を改めてご説明させていただく考えでございます。以上です。

〇副議長(大谷元江君) 7番、児玉眞澄君。

〇7番(児玉眞澄君) そうしますと、今、 私が手にしておりますこの計画書につきましては途中経過ということでしょうか。

○副議長(大谷元江君) 村長、田中正治君。 ○村長(田中正治君) 基本的には、その基本計画書はそのとおりですけれども、中身についての内容を再度見直して、そこに修正・加筆を含めて行ってまいりたいということでございます。

○副議長(大谷元江君) 7番、児玉眞澄君。 ○7番(児玉眞澄君) 計画書については見 直しが入っているんですよね。15年間の計画 書ですけれども、確か3年ごとの見直しをす るということなんですね。見直しは、私は別 に3年にこだわる必要はないと思うんです。 おかしい点があればすぐに見直すべきだと思 うんですよね。ですから、まず、基本となる この計画書、概要版でも構わないですから、 まず議会議員に、せめて議会議員に配布され てはどうですか。最終的に見直しを行った段 階で村民の方々に説明をするというようなこ とも必要ではないかと思いますけれども、い かがでしょうか。

○副議長(大谷元江君) 村長、田中正治君。 ○村長(田中正治君) 一番最初にご答弁申 し上げましたとおり、計画書の中で事業系の ごみ収集量が増加したということで、村とし てはここをもう一度修正しないとだめだなと いう判断だったようなんですが、今、できて いる計画書をお出しすることはできると思い ます。以上です。

○副議長(大谷元江君) 7番、児玉眞澄君。 ○7番(児玉眞澄君) 今ある計画書が出せ ると言うのであれば、すぐに出していただき たいと思います。よろしいでしょうか。

○副議長(大谷元江君) 村長、田中正治君。○村長(田中正治君) はい、分かりました。

○副議長(大谷元江君) ここで11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時06分 再開 午前11時20分

〇副議長(大谷元江君) 休憩前に引き続き 会議を開きます。

7番、児玉眞澄君。

○7番(児玉眞澄君) それでは質問を続けさせていただきます。昨年9月の定例会におきまして一般質問させていただきました事項2点の進捗についてお伺いをさせていただきます。

まず、1点目でありますが、物産館1階の空きスペースについてであります。村長の9月のご答弁では、メープルシロップを活用したカフェの計画、また、六次化産品のPRスペースとして幅広い活用方法を視野に入れているとのことでありました。特に、メープルカフェの計画につきましては、確か翌日だったかと思うんですけれども、新聞報道されたわけですが、現在、全くその姿が見えておりません。一体どうなっているのか、現状を伺います。

○副議長(大谷元江君) 村長、田中正治君。 ○村長(田中正治君) 物産館1階空きスペース利用についてのご質問にお答えしたいと思いますけれども、物産館1階の利用につきましては、メープルシロップを活用したカフェや六次化産品のPR販売スペースとしての利用を視野に入れつつ、空きスペースを利用したウォールペイントイベントなどを行い、村内小中学生の居場所づくりや、普段物産館を訪れることのない村民の皆さまの物産館への誘導のきっかけ作りに取り組んできたところでございます。

なかなか、民間レベルの事業が進みにくかったということもありました。併せて、新た

な取組みとして、昨年10月に北海道から道外 企業が道内でテレワーク拠点を検討している との紹介を受けまして、物産館をサテライト オフィスとして、正面の地域振興住宅楓を滞 在宿泊施設として活用できる旨の提案をいた しました。残念ながら、当該企業のテレワー ク拠点としての選定はされませんでしたが、 新たに作成される北海道のホームページのサ テライトオフィス、テレワーク拠点の紹介ペ ージで情報提供を行っていただく予定になっ ております。以上です。

○副議長(大谷元江君) 7番、児玉眞澄君。 ○7番(児玉眞澄君) 昨年10月の総務産業 常任委員会で所管調査をさせていただきまし て、物産館にも参ったわけですけれども、そ の時、担当課長から今のサテライトオフィス の話がありまして、事務所としての利用もあ り得るのではないかという説明をされており ますが、これも宙に浮いたということかと思 います。

私の記憶では、平成27年夏に店舗が撤退し ているはずなんですね。約5年、その間、村 長も変わり、担当課長も変わり、議会でも幾 度も議員から指摘がある。その中でまだ、な かなかうまくいかない。言うなれば検討中と いうことでありますけれども、5年間検討を してきたけれども、実にならない。いささか のんびりした話ではないかと思うんですけれ ども、どういう使い方をしたらいいのか。方 向性ですね。例えば、活性化協議会的なもの を村内の有識者の方を含めて、そこでいろい ろな意見が出ると思うんですね。その中から、 ご意見、議論から示唆を受けて進めるという ようなことも考えていいのではないかと。村 だけで考えてもなかなか進まない。5年間進 んでこなかったのは事実ですから、そういう 方法もあり得るのではないかと思うんですけ

れども、いかがでしょうか。

〇副議長(大谷元江君) 村長、田中正治君。 **〇村長(田中正治君)** 活性化協議会とまで はいきませんけれども、関連事業者やさまざ まな方々にも何とか活用できないものかとい うお話はさせていただいております。物産館 の入込を見ましても、大体年間4万人から4 万4千人程度の利用客がいらっしゃるという ことです。今の空きスペースを見たときにも、 あそこはWi-Fiが完備されているものですから、 あそこで列車とのつなぎを待ったり、本等も 用意しておりまして、あそこで時間を調整し ている方等、さまざまな方のご利用もメニュ ーしております。これをいかに、あそこが有 効な施設として利用できるかという部分では、 そういった協議会等のご意見も必要かなと思 いますけれども、何か有効利用を図れる模索 等について、検討をさせていただきたいと思 います。以上です。

○副議長(大谷元江君) 7番、児玉眞澄君。 ○7番(児玉眞澄君) 5年間検討してきて、 さらに検討させてくれというお話ですけれど も、いつまで待ったら良いですか。お伺いい たします。

○副議長(大谷元江君) 村長、田中正治君。 ○村長(田中正治君) 議員の言われるよう に、いつまでに結論を出せと言われましても、 なかなか現状、期限を切ることは難しいとい うことで、私としては、なんとか有効利用が 図られるよう努力を続けたいと思います。以 上です。

○副議長(大谷元江君) 7番、児玉眞澄君。 ○7番(児玉眞澄君) 次の質問に移ります。 次に、これは私の最後の質問となりますけれ ども、2点目、物産館2階の郷土資料室について教育長にお伺いいたします。この整備に つきまして質問をさせていただきました。ご 答弁としては、今後、随時、資料の展示方法・収集・内容説明表示等の更新を行いながら、維持管理に努めるということでありました。半年前であります。私の見る限り、その後、残念ながら現状は展示方法や表示等の更新は目に見えてされたという状況にはないというふうに見受けられまして、半年間で改善に向けてどのような対応、あるいは検討をされたのか。また、今後どのように取り組まれるのか、お伺いいたします。

○副議長(大谷元江君) 教育長、藤本武君。 ○教育長(藤本 武君) ただいまの児玉議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。郷土資料室に展示しております貴重な資料については、占冠村の歴史について、当時の生活が垣間見られるものを展示し、多くの皆さまにご利用をいただいているところでございます。しかしながら、議員のご指摘のとおり、展示している資料は村の貴重な文化財とも言うべき先人の遺産ではございますけれども、展示方法や管理方法の改善が必要であるという認識には立ってございます。具体的には、説明資料の欠如、既存資料の経年劣化、展示リストの不足等、これらについての対応が必要であると考えております。

昨年9月の定例会以降の展示の内容でございますけれども、展示施設の環境美化、それから展示リストの確認を行っており、順次、展示品についての更新を行うなどの対応をしていきたいと考えております。今後においては、郷土資料室の展示スペースは限りがあるものの、時代ごとの時系列の展示を行うことや、特定のテーマ、農機具、生活用品等を陳列するなど利用者に興味を持っていただくような展示方法について検討を行いながら、順次進めていきたいと考えております。

○副議長(大谷元江君) 7番、児玉眞澄君。 ○7番(児玉眞澄君) 今、展示方法につい て更新を行っていくというようなお話であり ますけれども、実は先日も資料室に行ってみ たんですよ。見学者ノートが置いてあります けれども、あそこに行くとあれを見るんです けれども、村外の見学者の方から相変わらず、 非常に好意的なコメントが残されております。 ただ、書いている方が皆さん村外で、村内に おられる方は皆無なんですけれども、村外の 方は村内の現状を知らないわけですよね。

パネルなどを感心して見ておられるというケースもあるようですけれども、残念ながら、村内にいる私から見ると、なんでこれが今、ここに飾ってあるのというような、首をひねらざるを得ないようなパネルや、展示品が置かれている。これが平然と掲示、展示されているんですね。これらはすぐに整備し、撤去するものは撤去する、新しいものに変える。

具体的に申し上げますと、レクの森のテン トの小屋が、そこで食事をされている姿がい まだに掲示されているんですよ。レクの森は 今どこにありますか。昔、こういうのがあり ましたというような説明があればいいですけ ど。あるいは、山菜工場でヤマメの焼き干し を作っているパネルがあります。今、やって いますか、やっていませんよね。あるいは、 赤岩青巌峡の写真、パネルもあります。書い てあればいいですよ、昔はこういう橋があり ましたと。村外の方はあれを見て、いまだに こういうことをしているんだ、こういうのが あるんだ。農業者研修センター、今は農業者 研修センターじゃないですよね、名前が変わ っています。それらもひっくるめて、ちょっ とどうなのかなと。あるいは、石なんかが置 いてありますけれども、何の説明もない。あ るいは、占冠産ではない石まで置いてある。

それらは整理しなきゃだめだと思っています けれども、教育長ご自身はどう思われますか。 **〇副議長(大谷元江君)** 教育長、藤本武君。 ○教育長(藤本 武君) 去年の9月の定例 会にもご質問されて、私も見に行きまして、 実際に山菜工場にしろ、展示はしてあります けれども実際に、現在もそういった形で利用 されているのかと言ったら、それはされてい ないので、議員が指摘されたように、過去と いう文面で、昔はこういうことをやったとい うようなことを付け加えるのがいいのか。そ れとも、いっそのこと展示から外して新しい リストに付け変えたらいいのかということを 含めて、担当に指示しましたけれども、その 後どうなったという質問を受けて、確認はし たんですけれども、展示しているケースの中 の掃除はしたけれども、今言ったことはされ ていないことを確認しましたので、先ほども 答弁させていただきましたけれども、今年度 はもう3月で終わりますけれども、次年度に ついて、今言ったようなことをもう一度教育 委員会の中の社会教育と確認しながら、今の ご指摘を踏まえた中で工夫、改善を図ってい きたいと考えておりますのでよろしくお願い します。

〇副議長(大谷元江君) 7番、児玉眞澄君。 〇7番(児玉眞澄君) 物産館内の郷土資料室について申し上げるのは、去年の9月に続いて2回目ですけれども、1点ご提案をさせていただきたいんですが、この物産館内の郷土資料室の整備・維持管理については、教育委員会の職員さんだけでは無理じゃないかと。対応が難しいんじゃないかと思うんですね。教育長はご記憶されているかと思うんですけれども、平成21年に地域交流館、昔の占冠小学校の2階に資料室を設置する。これに際して北海道開拓記念館の学芸員の方を招へいさ れているんですね、村が。

ここにその写しがありますけれども、報告書です。平成21年6月25日、1時から4時半までということで、学芸員の方の来庁記録が残されています。教育長のところに藤本という判子が押してあります。ですから教育長のときの報告書です。この中身を見ますと、助言が8項目、ご意見をいただいているんですよ。この郷土資料室、郷土資料館的なものを作る、管理する、維持をする、そして存続させるにはどういうことが必要かということで助言を受けています。

その中の2番目なんですけれども、このような事業を存続させるには、地域住民の協力が不可欠。つまり、地域住民を巻き込んで皆で作り上げることが必要だよとおっしゃっているんですね。この学芸員の方の長年の経験に裏付けされた貴重なご意見だと思うんですが、これが全く生かされていないと思うんですよ。8項目ありますが、あとで教育長にこれは差し上げますけれども、こういう貴重な資料、報告があるのにも関わらず、全くこういったものが生かされていない。

私は、先ほども申し上げましたとおり、教育委員会の職員さんだけでやろうと思っても、これは無理だろうと思うんですね。というのも、職員は異動しますから同じような形で進めるのは無理だと。そこで、必要なのはボランティアで、地域住民を募る。そしてその中で教育委員会も入って、今後どうしていくか協議をしていく。

地域交流館の資料室は、平成22年に開設されておりますけれども、その時は、民間の方が入っているんですよね。確か5名が入って、その方々が中心になって農協倉庫から地域交流館まで運んで、展示をしていると。地域交流館の展示、資料室は、私の目から見て、少

なくとも物産館の資料室よりもきちんとした 説明がされておりますし、ある程度物もそれ なりに整えられているというふうに思いまし て、民間の方の、地域住民の力を借りないと こういうのはできないんじゃないかと思うん ですよね。そういったことで、ボランティア として住民の協力を求めてはいかがかと思い ます。教育長の見解を伺って、これで私の質 問を最後といたします。

〇副議長(大谷元江君) 教育長、藤本武君。 〇教育長(藤本 武君) 先ほどの過去の経 過の話ですけれども、私も全ては記憶してお りませんでしたけれども、今、これを見てみ ますと、占冠地域交流館でいくと、平成20年 12月にこういった資料館をつくろうという話 ができて、その後、第1回目、平成20年12月 8日に小学校にかかる住民の懇談会と説明を させていただいております。21年1月20日に 小学校利用について郷土資料室整備準備ボラ ンティアを募集して、平成22年には先ほど言 われましたとおり、村の一般会計の予算を組 み入れまして、2階を整備したということで す。

当初のスタートラインの歴史については、 議員が今言われたとおり、私も参加しており ましたけれども、地域住民の意見を聞いてや ってきたという経過を踏まえておりますので、 この点については、今の物産館も含めて、他 の施設もございますけれども、また原点に帰 って住民の皆さんのご意見も聞いた中で進め ていくという方法は、ご指摘のとおり、過去 もやってきているので、そういった方向も含 めて、教育委員会だけの判断ではなく、いろ いろな意見も取り入れた中でやっていきたい というふうに思います。

 〇副議長(大谷元江君)
 2番、藤岡幸次君。

 〇2番(藤岡幸次君)
 それでは早速質問さ

せていただきます。まず、災害等の対策についてということで、4点ほどお伺いますが、まず、第1点目の救急出動体制についてなんですが、現在、トマムリゾート対応、また、高速道路事故による出動の増加等の現状を踏まえた、今後の救急出動体制について村長の考えを伺いたいと思います。

〇副議長(大谷元江君) 村長、田中正治君。 〇村長(田中正治君) 藤岡議員のご質問に お答えをさせていただきます。まず、救急出 動体制についてというご質問でございます。 トマムリゾート対応、あるいは高速道路事故 による出動の増加、これらを踏まえて、本村 の救急出動に関しましては、富良野広域連合 富良野消防署占冠支署によりますと、平成23 年10月に道東自動車道が全線開通して以来、 増加傾向にありまして、令和元年には、平成 23年比でリゾート関連が225%、高速道路関連 で480%の増加となっております。

現在の救急出動体制は、1隊4名で編成を されまして、合計3隊がその任務にあたって おりますけれども、今後においても広域連合 管内の応援体制の強化や、今年度から退職職 員の再任用による人員の確保に努めながら、 救急出動体制の維持に協力してまいりたいと 考えております。

○副議長(大谷元江君) 2番、藤岡幸次君。 ○2番(藤岡幸次君) 今、村長から総体的 な取組策を伺いましたけれども、具体的に、 例えば、31年、令和元年の出動回数等を見た ところ、隣接自治体の約倍の数、占冠支署が 200の出動をしていれば隣接自治体が約100く らいだと。その中で、要員比率がどうなって いるのと見たときに、逆に出動回数100弱のと ころが、人数が多いんですね、占冠村より。 他の広域連合全体の中の数を見ても、圧倒的 な数字です、占冠村の署の出動って。これは 村長も十分承知されていることかと思いますが、そういった中で署員が今は4名体制で、24時間ですから、彼らはその3隊の中で対応しているわけですけれども、相当な負担がかかっているし、本当にヘビーな出動が出てきた時に、彼らが対応しきれるのか。当然、リスク管理を常にやらなきやならないですから、高速道路、一般道路、皆さんですから。高速道路、一般道路、皆さんですから。では一人で走っているわけじゃないんだけれども、そういったことから疲労が蓄積していてなんてことになると、当然リスク率は相当高まってくる。

そういう中で、まず、村として、村長お話 のように広域全体での取組みは十分承知して おりますけれども、村としての自立的な考え、 まず計画をどう考えるのか。それに基づいた 予算をどう当てていくのかというのが、当然 の取組みになるかと思うんですけれども。緊 急的には、今、救急車両については2台が村 にはございまして、1台は通常出動と、出動 がさらに出たときには予備車としてというこ とです。しかしながら4名体制で3組という ことで、休暇を取っている者等も呼び出しを かけて出動対応しているというのが現状とい うふうに聞き及んでおります。そういった中 で当然、署員の増員等についても、取り組ん でいく必要があるかと思いますが、いかがで しょうか。

〇副議長(大谷元江君) 村長。

○村長(田中正治君) 要員の過不足含めて のご質問ですけれども、現在、占冠支署にお きましては、職員が14名、それから4月から 再任用が1名ということで15名体制になりま す。常時勤務が6名、8名が休みになります。 休みというのは、泊まり後の明け、それから 休暇、休日ということで8名が休み、常時勤務の6名の中で有給等があれば、他の隊員の待機ということで対応をしております。

現状、人員についても、南富良野、中富良野と比較しても同等の人員と予算を要しているという現状にあります。こういった中で救急業務が増加しているということで、調べさせていただきましたけれども、占冠支署で救急車が1台出動中に2台目の人員が確保できなくて、応援要請をした件数でございますけれども、平成27年で1件、29年で2件、30年で5件、令和元年で3件と、年間こういった応援要請をさせていただいております。

仮に、占冠の予備車を動かすには、自宅待機を含めて対応する職員がいなければ、動けないということになっていますので、そういったところで稼働をさせていただいております。人員の張り付けでございますけれども、泊まり、明けを考えますと、2台対応を仮にするとしたら、3名の増員が必要になります。そういったことを考えますと、なかなか占冠村の財政状況からいって、3名の増員をして牧急車を購入、維持していくというのはなかなか難しい。そういったことから、広域連合の一員として他消防署からの応援をいただくというのが、現状、最善なのかなと思っているところでございます。以上です。

○副議長(大谷元江君) 2番、藤岡幸次君。 ○2番(藤岡幸次君) 財政状況等の厳しさ、 ワンチームを作るのにフルメンバーをそっく り増やせというようなことになると、なかな か前へ進めないということになるので、例え ば段階的にでも、1名2名が増えるだけでも、 待機者の呼び出しの人数が変わってくるし、 今の占冠村の14名プラス、新たな再任用の方 の増員ということは聞きますが、あくまでも 再任用の方というのは、緊急出動対応ではな いだろうし、また、再度申し上げますと占冠 村の状況は、この北海道の横断している鉄道、 高速が特殊な条件である。また、非常に面積 が広い。

例えば、隣接の富良野市であれば1本の国 道に沿って街ができているということなんで すけれども、上富良野からずっと見てくれば、 何カ所も消防署があると。占冠村はどうかと 見てみたときに、富良野消防署占冠支署とい うことで1カ所あって、これだけの広い面積 の中で、トマムから、ニニウから高速、鉄道、 過去にも鉄道で緊急出動して、大変活躍され た映像も私はテレビで拝見した記憶はありま すけれども、そういった形で消防団の方も含 め、非常によく努力されているという現状は あるけれども、さらに、少しでも人員の確保 をしてあげて、本当に良い仕事、安全に良い 仕事をしていただけるような、そういった取 組みが必要かと思いますが、再度、お考えを 伺います。

〇副議長(大谷元江君) 村長。

〇村長(田中正治君) 救急業務に関しまし て、1名増えても勤務は変わらないんですよ ね。救急業務で車を動かすとなれば3名は必 ず必要です。常時勤務しているのが6名勤務 ですから、そこから4名が救急出動をしてい くということになっています。8名はお休み。 この6名の中で、休暇等で欠けた場合には、 8名のお休みの方を、自宅待機でお願いをし て、救急ある場合には勤務をしてもらうとい うことで進めておりますので、日勤を含めて、 本年度より再任用の職員を1名増やして、日 中の業務の軽減化は図りますけれども、夜間 を含めた救急が1名増えたから軽くなるとい うことではないものですから、仮に、先ほど 言ったように増やすとすれば、1隊を増やさ なければなかなか業務の軽減にはつながらな

いと現場からは聞いております。以上です。

○副議長(大谷元江君) 2番、藤岡幸次君。 ○2番(藤岡幸次君) 今の件については、 また機会を捉えて、お話させていただくこと があるかと思いますが、次の質問にいきます。 河川災害に備えた装備について。

○副議長(大谷元江君) 藤岡議員ごめんない、質問が途中になるかと思いますので休憩 に入らせていただきたいと思います。

ではここで、午後1時まで休憩いたします。 休憩 午前11時55分 再開 午後1時00分

○副議長(大谷元江君) 休憩前に引き続き 会議を開きます。

2番、藤岡幸次君。

○2番(藤岡幸次君) 続きまして、災害関連、2項目になりますけれども、河川災害に備えた装備についてということになりますが、占冠村においては、川に囲まれた村というところで、十分河川災害というのは想定されるわけですが、そういった中で村職員、消防署員の安全確保と、また、災害救助に向けた迅速対応の観点から、救難活動の装備、配備状況について、お考えを伺います。

O副議長(大谷元江君) 村長、田中正治君。 O村長(田中正治君) 藤岡議員のご質問に お答えをしたいと思います。河川災害に備え た装備、対応ということでございます。村内 で災害が発生した場合、または発生する恐れ がある場合は、占冠村地域防災計画に基づき、 それぞれの災害の種類によって一定の基準に 達した場合は、村は災害対策本部を設置し、 村の職員につきましては、各対策部において それぞれが所掌する業務に従事することにな っております。

河川災害の場合は、河川管理者である北海 道がインターネット回線を通じて通信する河 川の水位情報を常に入手し、住民の皆さまが 安全に避難できるよう、早めの避難準備、避 難勧告等の発令に努めてまいります。

また、村では大雨による洪水災害を想定した災害対策本部訓練、村民の皆さまのご参加のもと避難訓練を実施しており、この訓練において富良野消防署占冠支署、ならびに富良野広域連合占冠消防団のご協力をいただきながら、災害時の情報共有、行動内容の確認を行っております。この訓練では、河川が氾濫危険水位に到達する恐れがある時点で避難誘導、災害応急作業等は終了し、災害対策本部に集合させ、村職員、ならびに消防職員、消防団の安全を確保するための行動徹底を確認しております。

避難活動に係る装備につきましては、備蓄 倉庫に6人乗りゴムボート1艇、救命胴衣6 着、救命胴衣の子ども用が3着、救命用浮き 輪1個を配備しておりますが、必要な装備に ついては、関係機関と協議しながら計画的に 配備をしてまいりたいと思っております。以 上です。

○副議長(大谷元江君) 2番、藤岡幸次君。 ○2番(藤岡幸次君) 日ごろからの備えと 訓練というところで、村民の方が災害に遭わ れないように、まずは避難誘導を第一義とし て取り組むということです。しかしながら、 場合により取り残された方々がおられた場合 の対応として、救命胴衣またはボートの備え はあるというようなお話かと思います。

今、日本全国各地で毎年のように大きな水 害というのが発生している中で、報道等の映 像等を見る中で必ず出てきているのが、大き な水災害は昨年も起きましたけれども、ボー トで消防署員なり自治体職員の方々がウェッ トスーツでボートに乗って救助している姿を 必ず目にするんですね。今、村長のお話の中 でお聞きすると、救命胴衣、浮き輪は装備しているよと。大人分、子どもの分もある程度を想定して持っていて、ボートもあるというところですが、大きな災害、また、河川災害からみたときには、まずそういった村職員、第一義的には消防署員だと思うんですけれども、ウェットスーツを標準で持たなければ署員の安全確保はまずできない。

彼らは災害が発生し、出動する時には危ないから行かないというわけにはいかない。できる限り、困っている、救難を求めている人がいる以上は向かわなければならないという使命を持っています。それであれば、当然、その装備は事前に準備していなければ、災害が発生してからでは間に合わないという観点から、救命胴衣、それは消防署員だけなのか、村の職員の分はいるのかいらないのか。そのへんはまた専門の方々の議論を踏まえて決定していただければいいんですが、まず、これはいるだろうと思います。

それから、今のボートの数で足りるという ことであればそれでいいんですが、加えて船 外機は標準で付けておかないと。こんな広域 な地域の中で、動きまわるのに手漕ぎボート、 また、流れが起きていればその流れに向かっ てオールで漕ぎだすわけにはいかない。停滞 した水溜まりであればいいんだけれども、そ こに流れが発生しているときには、動力、船 外機を装備していくことが、危機管理の観点 から必要かと思うんですが、考えを伺います。 〇副議長(大谷元江君) 村長、田中正治君。 〇村長(田中正治君) 災害時の緊急時にお ける装備品の関係で、ウェットスーツについ てご指摘がありました。これについては、現 在装備させていない環境にあります。また、 救命ボートの船外機についても以前いろいろ と議論を重ねた経過はありますが、船外機の

効果を発揮する箇所が、本当にうまく使える かどうかというような問題がありまして、現 状で船外機については用意をしていないとい うことになっております。

いずれにしても、実際の訓練に基づかなければ、なかなかそういったものの購入も難しいということもありますし、必要性を感じながらも、これから現場と協議をしながら装備品についても検討を進めたいと思っております。以上です。

○副議長(大谷元江君) 2番、藤岡幸次君。 ○2番(藤岡幸次君) 次の質問にまいります。新型コロナウイルス感染症予防対策ということで、こちらについては、議会冒頭、村長より行政報告の中でご説明いただいております。全般、また、学校教育等も含めて、総体的な取組策については十分伺いましたのでその点は省略させていただきますが、2点になりますかね、病院と消防署員関係、要するに病院であれば院内感染予防策、消防署員も署内予防策について。

病院関係者、消防関係者というのは専門職ですから、彼らが感染に至ってしまうと、代わりの者がすぐ対応、手当てできないというのが一つの現状であります。そういった観点から医療関係者、消防署員の防護服の手当は、想定される中で十分あるのか。

また、消防署においては、24時間体制にありますので、当然、仮眠室等を利用しているわけですけれども、そこの個室化。こちらについては、今現在、占冠においては大部屋というんですか、一つの部屋の中でカーテン仕切りくらいの状態で対応しているかと思いますけれども、周りの各消防署の情報を確認したところ、そちらは個室化している。要するに個と個を区切る。寝ている間は、例えばマスクしていても外れちゃうかもしれない。い

ろいろなことが想定されますよね。そういった観点から、取組みがすぐできるもの、できないものも当然あるんですけれども、こちらについての取組みの現状と方向性について考えを伺います。

〇副議長(大谷元江君) 村長、田中正治君。 〇村長(田中正治君) 新型コロナウイルス の感染症予防ということでご質問があった件 でございますけれども、まず、診療所内の感 染対策については、ガウン式のものを一式用 意する中で、当面それで対応させていただい ております。消防署内には同じように感染症 対策ということで12着用意をさせていただい ております。

休憩所、仮眠室の件でございますけれども、 以前にもそういった要望等がありましたけれ ども、現状の消防署において、さまざまな予 算要望等も出されているわけですけれども、 いろいろ出てくる中で、優先順位をつけなが ら処理をさせていただいているということも ありまして、現在、仮眠室については区切り 程度の対応ということでございます。議員の 言われる対応についても現場とも協議をさせ ていただいておりますので、よろしくお願い をしたいなと思っております。

○副議長(大谷元江君) 2番、藤岡幸次君。 ○2番(藤岡幸次君) 今のお話ですけれど も、現場とも協議、対応をしているところだ ということで、引き続き、現場の声を聞きな がら取り組んでいくよということでよろしい のかと思うので、次の質問にいきます。

次の質問になりますけれども、防災関係の 最後になります。地域防災マネージャー等の 配置についてということで、災害から住民の 命と財産、安全安心を守るために専門的な知 識を有し、地域防災マネージャーとして認定 を受けた者を、本村に配置する考えが村とし てあるかどうか、まず、お伺いをします。

〇副議長(大谷元江君) 村長、田中正治君。 〇村長(田中正治君) 地域防災マネージャーの配置についてのご質問でございます。地域防災マネージャーにつきましては、平成27年10月に創設をされまして、地方公共団体が防災のスペシャリストとして内閣府の証明書を有する方を防災官、あるいは危機管理官といった職で採用、配置した場合、上限はありますけれども本職にかかる費用の半分相当が特別交付税の対象となる制度でございます。

これまで防災発生時には、自衛隊、北海道 開発局、北海道気象庁等からリエゾンと呼ば れる災害対策現地情報連絡員が即座に派遣を され、災害対応に追われる自治体職員に変わ り、関係機関との調整、情報連絡を実施する 体制が現状確立されております。

また、北海道では本庁、それから上川、釧路総合振興局に災害対応等の経験と知見を有した危機対策管理官を配置しておりまして、上川につきましては、今年度、村が実施した職員向けの災害対策本部図上訓練にも講師として招へいし、村職員の災害対応のスキル向上にも活用させていただいたところでございます

こうしたことから、当面はこれらの人材を 活用しながら、引き続き、各関係機関との連 携強化を図り、対応してまいりたいと考えて おりまして、マネージャーの配置等につきま しては検討をしていないという状況でござい ます。

〇副議長(大谷元江君) 2番、藤岡幸次君。 〇2番(藤岡幸次君) 今村長から検討をしていきたいというお話をいただきました。富良野地域の上富良野、中富良野、富良野、南富良野ですか、各行政を見ましても、既に導入済みのところ、また、今年度中に整備完了 予定、あるいはそういう状況にあると村長も 認識されてのご発言かと思いますが、私もあ らゆることが起きてくるこの時代においては、 専門のものを常駐なのか非常勤なのか、それ は検討が必要かと思いますけれども、置くと いうことは、これからの時代においては十分 必要かと思いますが、出遅れる結果にならな いように一つ検討をよろしくお願いいたしま す

O副議長(大谷元江君) 村長、田中正治君。 O村長(田中正治君) 先ほど地域防災マネージャーの配置については、村としては検討をしていないと申し上げました。申し訳ありません。

○副議長(大谷元江君) 2番、藤岡幸次君。 ○2番(藤岡幸次君) すいません、私の聞き違いですね。いないということであれば、 そういった状況が周りにありますので十分検 討していただきたいなと思います。

続いて、湯の沢温泉の話にまいります。湯の沢温泉の今後の在り方についてということで、湯の沢温泉施設の、現在の本村における財源投入と、村民への福祉サービスへの観点から見た今後の在り方について、村としての考えを村長に伺います。

○副議長(大谷元江君) 村長、田中正治君。 ○村長(田中正治君) 湯の沢温泉の今後の 在り方ということでのご質問かと思います。 現在、湯の沢温泉は地元で唯一の公共入浴施 設ということで、村民の憩いの場となってい るほか、法要や宴会にも対応できる貴重な施 設となっていると思っております。議員の言 われるとおり、村民サービス面から見ても必 要な施設と考えておりますので、今後も必要 な修繕を実施しながら、運営継続をしてまい りたいと考えております。

〇副議長(大谷元江君) 2番、藤岡幸次君。

○2番(藤岡幸次君) 今、村民サービスの 観点からも、今後も必要な修繕措置を施しな がら、引き続き、続けていくというお話であ ります。そこでなんですけれども、今、現在、 村として年間、指定管理者を決めて管理料 1150万でしたか、毎年、この金額でかけ続け ている。そういった状況で、例えばこの金額 が10年経ってみたらどのくらいの金額になる かはすぐに想像つくように、1億を超える金 額になってくると。本当にこのお金を、村と してずっと続けられるのかというところを一 つの視点に置いて考える必要がある時期にも う来ているんじゃないかと。

例えば、指定管理している業者の努力、村としてのその努力というところから見て、ある施設を今リニューアルし、また、燃料費のコスト削減化からもバイオマス導入と、いろいろな形でお金投入してきていると。その中で、ずっと同じ金額を続けていくということは、場合により難しくなってきたときにいきなり閉じるという話になっていってしまう。

今、村長は村民の福祉サービスの観点からも、残していきたいんだよというようなお話かと思います。であるならば、本当に将来に向かって残すのであれば、毎年同じ金を投入し続けるというのは、少し努力として甘いかなというふうに考えます。今、1千万を掛けているのであれば、3年かけて500万にできるような方法はないか。どうやったらそれができるのかと。同じ1千万を掛けるのでも、今のままの掛け方で本当にいいのかと。そういった議論をする時期にもう来ているのかなと思います。

今、村民も満足している部分も当然あり、 なかなか静かな村に唯一のお風呂、温泉とい うことで寄与している部分は十分ある。もち ろん、私自身も利用者の一人ですから感じて いるんですが、利用する中で感じるのは、圧倒的に私のような世代等が多いのが一つの実態。年間の中ではいろんな方が利用されているのは十分承知しているんですけれども、通常、村民の施設として、親子で訪れるという姿は圧倒的に少ないのかなと。見たときにそういう施設がほとんどない。であるならば同じ、1千万なり1100万ずつ掛け続けるのであれば、そのうちの3分の1なり半分はそちらのほうに掛けて、少し魅力化をしていかなければ、本当の村の中の村民の限られた人に向かっての福祉サービスのみというような形になりかねない。

目標をある程度立てて取り組んで、本当に 3年なら3年真剣にやってみて、だめならも う少し形を変え、例えばお風呂は残す、自動 販売機のサービスになるかもしれない。しかしながら風呂は最低限でも残すとか。そういうことを考えていかないと、遠い将来に向かっての温泉を残すというその目的1点だけでも守りきれない事態が場合によっては発生することも十分考えられるんじゃないかと思います。村長の考えをお伺いします。

〇副議長(大谷元江君) 村長。

〇村長(田中正治君) まず、湯の沢温泉の 指定管理料の件でございますけれども、指定 管理料につきましては、平成29年度で1220万 円を支出しておりまして、年々減らして、令 和元年度は1150万、令和2年度に向かっては、 1100万ということで予算を計上させていただ く予定でございます。指定管理者におきまし ても、さまざまな努力を続ける中で指定管理 料の削減化を図っているというふうに思いま すし、村民の利用促進ということで村民感謝 デーだとか、湯の沢温泉だよりの定期的な発 行だとか、人に親しまれるような方策を、さ まざま取り入れている現状にあります。そう いった中で施設を利用していただけるように 努力をし、その中から指定管理料を営業で賄っていくという段階にあろうかと考えており ます。

利用者数も、1万2千人から1万4千人くらいの利用者数を数えておりますので、これらをいかに伸ばすかということも一つあるかと思います。それから村として、村民福祉サービスということで、村民巡回バスの送迎のほか、後期高齢者への温泉利用の助成の補助を行ったり、長寿健康増進事業補助金等が終了するわけですけれども、令和2年度においても村独自でこの健康増進事業の継続をしたいなというようなことで、ぜひ利用を上げて指定管理料を減らす。事業者とも十分共有しながら、存続に向けて努力してまいりたいと考えております。以上です。

○副議長(大谷元江君) 2番、藤岡幸次君。 ○2番(藤岡幸次君) 営業努力して指定管理料を下げていく努力がゼロというふうに申し上げているわけではなくて、その動きがあることは今のお話からも十分承知します。しかしながら、もう一度申し上げますけれども、もう少しスピード化を図らなければ、今の減額のペースでいって1千万に届くだけでも大変だという現状にあると。

私が申し上げたいのは、あそこの設備の中でいろいろな形でチラシが入っているのは分かります。村民無料サービスデーとか、そういった取組みをされているのは一つの取組みとして分かるんですけれども、あそこに例えば親子で遊ぶような場所がない。もう使われなくなった村営住宅等は取っ払って芝生にして、若干の子どもの遊び場に整備してあげるとか、また、今は標準になっています100%温泉ではないんだけれど、沸かし部分のお金は掛かっていますからね。足湯のサービスが一

つあるだけでも、もっと若い世代も楽しめる 空間作り、そのためには、今の村長のお話の ようにお金が掛かるわけですから、それを自 分たちの中で捻出していく努力というのが必 要かと思いますので、そのへんの考えを再度 お伺いします。

○副議長(大谷元江君) 村長、田中正治君。 ○村長(田中正治君) 施設につきましては、昭和54年に完成をした施設でございます。平成24年に浴室、内装、外装の一部などをリニューアルして、全体的に老朽化が進んでいるものを改装しながら現状、運営されています。議員のご提案のように、多くの方、若い子どもからお年寄りまで楽しめる施設にするための努力、これは必要かと思いますけれども、現状において、大規模な改修、あるいは小改修を含めて、財源を必要とする状況の中で、いっぺんに改修は難しいんだろうなと。

指定管理者においても、多くの方が来ても らえるような施設改修についても、いろいろ と考えてはいるようですが、それが特効薬的 な改修には至っていないというのも現実とし てありますので、このへんは多くの方が楽し んでいただけるような施設として維持できる ように、村としても指定管理者とも十分協議 をしながら取り進めてまいりたいと思います。 以上です。

○副議長(大谷元江君) これで一般質問を 終わります。

◎日程第4 議案第18号から日程第10 議案第 24号

O副議長(大谷元江君) 日程第4、議案第 18号、令和元年度占冠村一般会計補正予算、 第4号の件から日程第10、議案第24号、令和 元年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予 算、第2号までの件、7件を一括議題としま す。

提案理由の説明を求めます。議案第18号については、総務課長、多田淳史君。

〇総務課長(多田淳史君) それでは議案書 41ページをお開きください。議案第18号、令 和元年度占冠村一般会計補正予算、第4号に ついてご説明申し上げます。令和元年度占冠 村一般会計補正予算、第4号は、歳入歳出それぞれ2550万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億5800万円とするものと、債務負担行為の追加及び地方債の変更でございます。

以下、事項別明細書により歳入からご説明を申し上げます。48ページをお開きください。12款、2項、分担金において1目、農林業費分担金は道営草地畜産基盤整備事業受益者分担金で917万円の増額です。

49ページです。13款、1項、使用料において3目、衛生使用料は焼却灰受入使用料で7千円の増額。5目、農林業使用料は放牧地使用料で1千円の減額、交流促進施設使用料で4万6千円の増額、レクリエーションの森使用料で1千円の減額です。8目、教育使用料はコミュニティプラザ使用料で16万8千円の増額です。

13款、2項、手数料において2目、衛生手数料は犬の登録手数料で3千円、狂犬病予防注射済票交付手数料で2千円の増額。3目、農林業手数料は現況証明手数料で3千円の増額です。

50ページをお願いいたします。14款、1項、 国庫負担金において1目、民生費国庫負担金 は国保基盤安定国庫負担金で1万1千円の減 額。

14款、2項、国庫補助金において1目、総 務費国庫補助金は社会保障・税番号制度シス テム整備費補助金で7万円の増額です。3目、 衛生費国庫補助金は保健事業費国庫補助金で 60万円の減額。

51ページをお願いいたします。15款、1項、 道負担金において1目、民生費道負担金は国 保基盤安定道負担金で129万6千円の減額。2 目、保険基盤安定拠出金は10万2千円の減額 です。

15款、2項、道補助金において1目、総務 費道補助金は土地利用対策道補助金で3千円 の減額、市町村生活バス路線運行費道補助金 で34万7千円の減額です。3目、衛生費道補 助金は妊婦健康診査支援事業費道補助金で8 万1千円の増額。4目、農林業費道補助金は、 農業委員会活動促進事業道補助金で15万1千 円、農業次世代人材育成投資事業補助金で5 万8千円、未来へつなぐ森づくり推進事業道 補助金で129万4千円、村有林保育事業道補助金で262万1千円の減額です。

15款、3項、委託金において1目、総務費 委託金は、北海道権限移譲事務交付金で7万 7千円の増額、知事・道議選挙委託金で225万 6千円の減額です。2目、農林業費委託金は 家畜伝染病予防手数料徴収事務委託金で3千 円の減額です。

52ページをお願いいたします。16款、2項、 財産売払収入において2目、物品売払収入は 占冠百年史売払収入で3千円の減額、指定ご み袋売払収入で22万8千円の増額です。

53ページです。17款、1項、寄附金において3目、ふるさと寄附金は440万5千円の増額です。5目、民生費寄附金で福祉事業寄附金5万円の増額。

54ページをお願いいたします。18款、1項、 繰入金において1目、財政調整基金繰入金は 301万5千円の減額。2目、畜産振興基金繰入 金は300万円の減額。4目、農業振興基金繰入 金は320万円の減額。8目、減債基金繰入金は 2千万円の減額です。

55ページです。20款、5項、雑入において 1目、雑入は雇用保険被保険者負担金で4万 5千円、農業者年金事務手数料で1万3千円、 農地航空写真等使用料で1千円、英会話教室 受講料17万3千円、ニトリ北海道応援基金助 成金1万2千円の減額、富良野地方自衛隊協 力会負担金で10万円の増額です。3目、旅客 自動車運送事業収入は富良野線手荷物運賃で 1千円、富良野線広告料1千円、トマム線手 荷物運賃1千円、トマム線広告料1千円の減 額でございます。

56ページをお願いいたします。21款、1項、 村債において4目、農林業債は道営森林管理 道アリサラップ支線開設事業負担金で350万円、 道営草地畜産基盤整備事業債、過疎対策事業 債分で470万円の減額、道営草地畜産基盤整備 事業債、公営事業等債で650万円の増額でござ います。

次に歳出についてご説明を申し上げます。 57ページです。1款、1項、議会費において 議員報酬で54万3千円の減額。

58ページをお願いいたします。2款、1項、 総務管理費において1目、一般管理費は社会 保険料等538万7千円の減額。4目、財産管理 費は占冠村むらびと基金積立金233万5千円の 増額。6目、コミュニティセンター管理費は 光熱水費で15万円の増額。

7目、企画費は寄附者贈呈品で120万円の増額。普通旅費15万円、特別旅費30万円、消耗品費30万円、燃料費15万円の減額。手数料で6万6千円の増額です。地域おこし協力隊分パソコンリース料4万円、機材リース35万円、自動車リース料80万円の減額です。庁内電算リース料で28万円、ふるさと納税サービス利用料50万円、都市圏連携事業負担金22万円、住民活動推進事業30万円の減額。環境保全と

観光振興基金積立金207万円の増額です。8目、 支所費は手数料1万6千円、トマム地区公園 整備工事13万7千円の減額。10目、旅客自動 車運送事業費は財源振替でございます。

59ページをお願いいたします。2款、3項、 戸籍住民基本台帳費において1目、戸籍住民 基本台帳費は通知カード・個人番号カード関 連事務の委任等に係る交付金7万円の増額で す。

2款、4項、選挙費において8目、知事・ 道議選挙費は財源振替です。

60ページをお願いいたします。3款、1項、 社会福祉費において1目、社会福祉総務費は 福祉灯油5万円の減額、福祉基金積立金5万 円の増額、国保会計繰出金で160万円の減額で す。

3款、2項、児童福祉費において1目、児童福祉総務費は臨時雇上賃金140万円の減額。 2目、保育所費は光熱水費20万円の増額。占 冠保育所建設備品購入費200万円の減額です。

61ページをお願いいたします。 4 款、 1 項、 保健衛生費において 1 目、保健衛生総務費は 健康管理システム改修で135万 5 千円の減額。 2 目、予防費はがん検診・エキノコックス症 検査委託料70万円、総合健診委託料20万円、 風疹予防接種費用助成40万円の減額。 3 目、 環境衛生費は軽自動車リース料19万 3 千円の 減額です。 5 目、後期高齢者医療費は後期高 齢者医療会計繰出金80万円の増額です。

4款、2項、清掃費において2目、じん芥 処理費は印刷製本費10万円の増額。最終処分 場配管清掃委託業務27万円、一般廃棄物最終 処分場延命化整備計画策定委託業務91万円、 最終処分場水質及びダイオキシン類分析業務 委託料44万8千円の減額。資源回収センター 共同処理管理運営費負担金70万円の増額です。

62ページをお願いいたします。6款、1項、

農業費において1目、農業委員会費は財源振替です。2目、農業振興費は修繕料50万円、農業振興・新規就農等支援対策補助金85万円の減額です。3目、畜産業費は道営草地畜産基盤整備事業負担金で1106万4千円の増額です。畜産経営安定化事業補助金250万円、畜産振興資金貸付金455万円の減額。4目、農業構造改善事業費は修繕料50万円、給水車借上料32万4千円の減額です。6目、交流促進施設運営費は財源振替でございます。

6款、2項、林業費において1目、林業振 興費は社会保険料等95万7千円、臨時雇上賃 金430万円の減額、野生鳥獣専門員35万円の増 額です。修繕料54万円の減額。63ページをお 願いいたします。河川公園管理委託業務10万 3千円、上トマム地区小規模治山施設実施設 計委託業務20万5千円、林道・作業道草刈業 務委託料19万6千円、公用車リース料42万6 千円、住宅使用料44万9千円、メープルの森 植栽等工事6万8千円、人工造林(新植)工 事費132万4千円、保育下刈工事費8万1千円、 保育間伐工事費102万8千円、道営森林管理道 アリサラップ支線開設事業負担金345万3千円、 森林整備担い手対策推進事業補助金7万1千 円、未来へつなぐ森づくり推進事業補助金190 万円、民有林振興造林事業補助金31万6千円 の減額でございます。

64ページをお願いいたします。 7 款、1項、 商工費において商工振興費は財源振替です。

65ページをお願いいたします。10款、1項、教育総務費において1目、事務局費は特別旅費18万5千円の増額。3目、義務教育振興費は学校運営協議会委員報酬(コミュニティスクール)5万5千円、学校教育推進委員報酬1万6千円、学校薬剤師報酬3万円、教育支援委員会委員報酬7万円、占冠村いじめ問題審議会委員報酬1万7千円、通学路安全推進

会議報酬1万2千円、講師謝礼30万円、費用 弁償20万円、教職員健康診断委託料20万円の 減額です。

10款、3項、中学校費において1目、学校管理費は修繕料10万円の増額です。

66ページをお願いいたします。10款、4項、 社会教育費において2目、公民館費及び3目、 コミュニティプラザ管理費は財源振替でござ います。

10款、5項、保健体育費において1目、保 健体育総務費は中央・トマムプール管理賃金 23万円、費用弁償3万円、野外体育施設草刈 り・環境整備委託料14万円の減額です。

67ページをお願いいたします。12款、1項、 公債費において1目、元金は財源振替です。

68ページ、14款、1項、職員費において1 目、職員費は一般職共済組合分162万2千円の 減額、派遣職員に係る負担金162万2千円の増 額でございます。

戻りまして42ページ及び43ページをお願いいたします。補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。44ページをお願いいたします。債務負担行為の補正につきましては第2表のとおり、道の駅自然体感しむかっぷ指定管理料について、期間を令和2年度から令和4年度まで、限度額を記載のとおりとして追加しようとするものでございます。45ページをお願いいたします。地方債の補正につきましては第3表のとおり、辺地事業債及び道営草地畜産基盤整備事業に係る過疎対策事業債、公共事業等債の変更をしようとするものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇副議長(大谷元江君) 議案第19号、議案 第20号、及び議案第24号については、住民課 長、小尾雅彦君。 〇住民課長(小尾雅彦君) 議案69ページを お願いいたします。議案第19号、令和元年度 占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、 第3号の提案理由のご説明をいたします。今 回、歳入歳出予算の総額にそれぞれ650万円を 追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億6110 万円にしようとするものです。歳入歳出予算 の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額 並びに補正後の歳入歳出予算の総額は第1表、 歳入歳出予算補正によります。

以下、事項別明細にてご説明申し上げます。 73ページをお願いいたします。歳入です。4 款、1項、道補助金、1目、保険給付費等交 付金、普通交付金で653万円の増額です。

74ページ、5款、1項、繰入金、1目、一般会計繰入金は保険基盤安定繰入金、保険税軽減分として172万2千円の減額、保険基盤安定繰入金、保険者支援分で2万3千円の減額です。財政安定化支援事業繰入金は47万7千円の増額。その他一般会計繰入金は33万2千円の減額です。

75ページです。6款、1項、繰越金、1目、繰越金は前年度繰越金で162万円の増額です。

76ページをお願いします。7款、1項、延 滞金、加算金及び過料において1目、一般被 保険者延滞金2万円の減額です。

7款、3項、雑入、3目、雑入におきまして3万円の減額です。

77ページから歳出のご説明をいたします。 1款、1項、総務管理費、1目、一般管理費、 2目、連合会費負担金におきましては財源振 替です。

78ページ、2款、1項、療養諸費、1目、一般被保険者療養給付費は500万円の増額です。 2款、2項、高額療養費、1目、一般被保 険者高額療養費は150万円の増額です。

2款、5項、葬祭諸費、1目、葬祭費は3

万円の増額です。

79ページをお願いします。 3款、1項、国 民健康保険事業費納付金におきまして1目、 一般被保険者医療給付費分、2目、一般被保 険者後期高齢者支援金等分、3目、介護納付 金分は財源振替であります。

80ページをお願いいたします。5款、2項、 保健事業費、1目、保健事業費におきまして 消耗品費で3万円の減額です。

続きまして81ページ、議案第20号、令和元年度村立診療所特別会計補正予算、第4号の提案理由の説明をさせていただきます。今回、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ40万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8920万円にしようとするものでございます。歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によります。

以下、事項別明細書にて85ページ、歳入からご説明をいたします。1款、1項、外来収入、2目、トマム診療所診療報酬収入、後期高齢者診療報酬収入現年度分で50万5千円の減額です。

86ページ、5款、1項、繰越金、1目、繰越金、前年度繰越金で10万5千円の増額です。 87ページ、歳出です。1款、1項、施設管理費、2目、占冠診療所管理費におきまして消耗品費5万5千円の増額です。3目、トマム診療所管理費におきましても消耗品費5万円の増額です。

88ページ、2款、1項、医業費、6目、トマム診療所医療品衛生材料費におきまして消耗品費50万5千円の減額です。

続きまして議案書125ページをお願いいたします。議案第24号、令和元年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算、第2号の提案理由の説明をいたします。歳入歳出予算の総額

に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳 出予算の総額をそれぞれ2160万円にしようと するものです。歳入歳出予算補正の款項の区 分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳 入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補 正によります。

以下、事項別明細書にて歳入からご説明をいたします。129ページをお願いいたします。3款、1項、繰入金、1目、繰入金において占冠村歯科診療所事業運営基金繰入金で20万円の増額です。

130ページ、歳出でございますが、2款、1 項、医業費におきまして1目、医業費、手数 料で20万円の増額です。以上で補正の説明を 終わらせていただきます。ご審議のほどよろ しくお願いいたします。

〇副議長(大谷元江君) 議案第21号については、建設課長、小林昌弘君。

〇建設課長(小林昌弘君) 議案書89ページ をお願いいたします。議案第21号、令和元年 度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第 4号についてご説明いたします。歳入歳出予 算の総額から歳入歳出それぞれ30万円を減額 し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1億1540万円とするものでございます。

議案書94ページをお願いいたします。事項 別明細書の歳入よりご説明いたします。1款、 1項、1目、給水使用料123万7千円の増額。

1款、2項、1目、審査手数料6万4千円 の増額でございます。

95ページです。 5 款、1 項、1 目、雑入、 督促手数料 1 千円の減額でございます。

議案書96ページです。6款、1項、1目、 簡易水道事業債160万円の減額でございます。

議案書97ページになります。歳出をご説明いたします。1款、1項、1目、一般管理費、25節、積立金、占冠村簡易水道施設整備基金

積立175万1千円の増額でございます。

議案書98ページになります。2款、1項、 1目、施設維持費、11節、需用費、光熱水費 22万1千円の減額、修繕料22万円の増額。15 節、工事請負費、ろ過池砂補充工事14万1千 円、消火栓新設工事25万9千円の減額でございます。

99ページになります。 4 款、1 項、1 目、 新営改良費、15節、工事請負費165万円の減額 でございます。

議案書お戻りいただきまして90ページ、91ページになります。補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

議案書92ページになります。第2表、地方 債の補正で歳入予算に計上した村債と同額の 限度額補正を行うものでございます。ご審議 のほどよろしくお願いいたします。

〇副議長(大谷元江君) 議案第22号及び議 案第23号については、福祉子育て支援課長、 木村恭美君。

〇福祉子育て支援課長(木村恭美君) 議案 書101ページをお願いいたします。議案第22号、 令和元年度占冠村介護保険特別会計補正予算、 第3号について説明申し上げます。歳入歳出 予算の総額から歳入歳出それぞれ10万円を減 額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億 1300万円とするものであります。

以下、事項別明細書においてご説明いたします。105ページをお願いいたします。歳入についてご説明いたします。1款、1項、介護保険料において1目、第1号被保険者介護保険料で現年度分118万1千円の減額、滞納繰越分3万1千円の増額。

106ページをお願いいたします。3款、1項、 国庫負担金において1目、介護給付費負担金 で24万9千円の減額。 3款、2項、国庫補助金において2目、地域支援事業交付金で介護予防事業18万3千円の増額。3目、事業費補助金で介護保険事業費補助金5万5千円の増額。4目、保険者機能強化推進交付金で1万4千円の減額。

107ページでございます。4款、1項、支払 基金交付金において1目、介護給付費交付金 で360万1千円の減額。2目、地域支援事業支 援交付金で5万9千円の減額。

108ページをお願いいたします。5款、1項、 道負担金において1目、介護給付費負担金で 79万7千円の増額。

109ページでございます。7款、1項、一般会計繰入金において1目、介護給付費繰入金で5万5千円の増額。4目、その他一般会計繰入金、事務費繰入金で5万5千円の減額。

7款、2項、基金繰入金において1目、占 冠村介護保険給付費準備基金繰入金で250万円 の増額

110ページをお願いいたします。8款、1項、 1目、繰越金において前年度繰越金142万円の 増額。

111ページでございます。 9 款、 3 項、サービス収入において 1 目、介護給付費収入で居宅介護サービス計画費収入 1 万 8 千円の増額。

続きまして歳出にまいります。112ページをお願いいたします。1款、1項、総務管理費において1目、一般管理費は財源振替でございます。

113ページでございます。2款、1項、介護サービス等諸費において1目、居宅介護サービス等給付費で120万円の減額。3目、施設介護サービス等給付費で100万円の増額。

2款、3項、1目、特定入所者介護サービス等費で10万円の増額。

114ページをお願いいたします。3款、1項、地域支援事業費において3目、包括的支援事

業費は財源振替でございます。

102ページ、103ページに戻りまして、補正後の額につきましては第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。以上、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

続きまして115ページでございます。議案第23号、令和元年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算、第1号についてご説明を申し上げます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1800万円としようとするものでございます。

以下、事項別明細書においてご説明いたします。119ページをお願いいたします。歳入についてご説明いたします。1款、1項、後期高齢者医療保険料において1目、特別徴収保険料、現年度分特別徴収保険料74万9千円の増額。2目、普通徴収保険料、現年度分普通徴収保険料159万5千円の減額。

120ページをお願いいたします。3款、1項、一般会計繰入金において1目、事務費繰入金で4万円の減額。2目、保険基盤安定繰入金で15万4千円の減額。3目、その他一般会計繰入金で99万4千円の増額。

121ページでございます。 4 款、 1 項、 1 目、 繰越金で24万6千円の増額でございます。

続きまして歳出にまいります。122ページをお願いいたします。1款、1項、総務管理費において1目、一般管理費は財源振替でございます。

123ページでございます。2款、1項、1目、 後期高齢者医療広域連合納付金、事務費負担 金で20万6千円の減額、保険基盤安定負担金 で13万5千円の減額、保険料等負担金で54万 1千円の増額でございます。

116ページ、117ページにお戻りいただき、 補正後の額につきましては第1表、歳入歳出 予算補正のとおりでございます。以上、提案 理由の説明を終わります。よろしくご審議の ほどお願いいたします。

○副議長(大谷元江君) これで提案理由の 説明を終わります。

これから質疑を行います。質問者は、ページ数を明らかにし、質疑、答弁は要点を明確に簡潔に発言してください。

議案第18号、令和元年度占冠村一般会計補 正予算、第4号についての質疑を行います。 質疑はありませんか。

7番、児玉眞澄君。

○7番(児玉眞澄君) 2点ほど伺います。 歳入で51ページ、15款、道支出金、2項、道 補助金、4目、農林業費道補助金、2節、林 業費道補助金で未来へつなぐ森づくり推進事 業道補助金が129万4千円減、その下の村有林 保育事業道補助金が262万1千円の減額の減額 となった理由。そしてもう1点、歳出63ペー ジであります。6款、農林業費、2項、林業 費、1目、林業振興費、19節、負担金、補助 及び交付金で、ここでも未来へつなぐ森づく り推進事業補助金が、これが当初予算500万円 の計上であったわけですけれども、190万円減 額されております。これは単純に道補助金が 減額されたための措置なのか、この理由を伺 います。

〇副議長(大谷元江君) 林業振興室長、根本治君。

〇林業振興室長(根本 治君) 児玉議員の ご質問にお答えいたします。51ページ、15款、 道支出金、2項、道補助金、4目、農林業費 道補助金、2節、林業費道補助金、未来へつ なぐ森づくり推進事業道補助金129万4千円の 減額理由でございます。これは私有林の造林 に伴う補助金ですけれども、市町村が私有林 の植林に関する経費の26%以上を補助した場 合に、北海道から市町村に補助経費の16%が 補助されるという形になってございます。当 初予算では、件数11件、20ヘクタールの計画 でございましたけれども、実行段階では減少 しまして、結果的に所要経費に対する補助金 も減少しましたので、今回、補正での減額と させていただきました。なお、実質負担の割 合ですけれども、国が51%、道が33%、村が 10%、森林所有者が6%というような補助ス タイルになってございます。

引き続きまして、村有林保育事業道補助金でございます。262万1千円の減額理由でございますはれども、これは実質経費の68%が道から補助を受けて実施するものでございまして、作業費としましては村有林において実施をします造林、下刈、間伐作業に関してのものでございます。当初段階におきましては、予定策定段階では道から標準作業工程の単価が示されていない部分もございまして、ある程度推測しながら算出をしております。融雪後の実行段階の現地確認だとか、そういった部分で面積の減少が発生したことから、かかる全体経費も減少しまして、今回補正での減額をさせていただきました。

引き続きまして63ページです。6款、農林 業費、2項、林業費、1目、林業振興費、19 節、負担金、補助及び交付金です。これにつ きましても先ほどお話ししたとおりなんです けれども、実際に現地の作業をした結果、全 体経費が減少したものですから、かかる経費 も減少して、こういった形で減額をしており ます。以上です。

O副議長(大谷元江君) 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇副議長(大谷元江君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第18号、令和元年度占冠村一 般会計補正予算、第4号の件を採決します。 お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可 決いたしました。

議案第19号、令和元年度占冠村国民健康保 険事業特別会計補正予算、第3号についての 質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 質疑なしと認めま す。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第19号、令和元年度占冠村国 民健康保険事業特別会計補正予算、第3号の 件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可 決しました。 議案第20号、令和元年度村立診療所特別会 計補正予算、第4号についての質疑を行いま す。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第20号、令和元年度村立診療 所特別会計補正予算、第4号の件を採決しま す。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 異議なしと認めま

したがって、議案第20号は原案のとおり可 決しました。

議案第21号、令和元年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第4号についての質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第21号、令和元年度占冠村簡 易水道事業特別会計補正予算、第4号の件を 採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可 決しました。

議案第22号、令和元年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第3号についての質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 質疑なしと認めま す。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 討論なしと認めま す。これをもって討論を終わります。

これから議案第22号、令和元年度占冠村介 護保険特別会計補正予算、第3号の件を採決 します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可 決しました。

議案第23号、令和元年度占冠村後期高齢者 医療特別会計補正予算、第1号について質疑 を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 質疑なしと認めま す。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇副議長(大谷元江君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第23号、令和元年度占冠村後 期高齢者医療特別会計補正予算、第1号の件 を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議 ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇副議長(大谷元江君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可 決しました。

議案第24号、令和元年度占冠村歯科診療所 事業特別会計補正予算、第2号について質疑 を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第24号、令和元年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算、第2号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議 ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可 決しました。

◎散会宣言

〇副議長(大谷元江君) 以上で本日の日程 は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。本日はこれ で散会します。

散会 午後2時18分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 2 年 3 月 31 日

占冠村議会副議長 大谷元江

(署名議員)

占冠村議会議員 藤岡幸次

占冠村議会議員 五十嵐 正 雄

令和2年第1回占冠村議会定例会会議録(第2号) 令和2年3月6日(金曜日)

〇議事日程

				議長開議宣言(午前10時)
日程第	1			令和2年度村政執行方針及び教育行政執行方針
日程第	2	議案第	1号	指定管理者を指定することについて
日程第	3	議案第	2号	占冠村学校運営協議会設置条例を制定することについて
日程第	4	議案第	3号	占冠村スポーツ推進委員設置条例を制定することについて
日程第	5	議案第	4号	職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を制定 することについて
日程第	6	議案第	5号	占冠村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正 する条例を制定することについて
日程第	7	議案第	6 号	占冠村印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについ て
日程第	8	議案第	7号	占冠村地域企業振興条例の一部を改正する条例を制定するこ とについて
日程第	9	議案第	8号	占冠村定住促進条例の一部を改正する条例を制定することに ついて
日程第	10	議案第	9号	交流促進施設双民館設置条例の一部を改正する条例を制定す ることについて
日程第	11	議案第	10 号	湯の沢保養施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第	12	議案第	11 号	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性 の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政 手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部 を改正する法律の施行に伴う関係条例等の整備等に関する条 例の制定について
日程第	13	議案第	12 号	占冠村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第	14	議案第	13 号	占冠村へき地保育所設置条例の一部を改正する条例を制定す ることについて
日程第	15	議案第	14 号	占冠村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を制定 することについて
日程第	16	議案第	15 号	占冠村営住宅管理条例の一部を改正する条例を制定すること について
日程第	17	議案第	16 号	占冠村簡易水道事業給水管理条例の一部を改正する条例を制

定することについて

占冠村有償旅客自動車運送事業の設置及び管理に関する条例 議案第 17 号 日程第 18

の一部を改正する条例を制定することについて

議案第 令和2年度占冠村一般会計予算 日程第 19 25 号

日程第 議案第 26 号 令和2年度占冠村国民健康保険事業特別会計予算 20

令和2年度村立診療所特別会計予算 日程第 議案第 27 号 21

日程第 22 議案第 28 号 令和2年度占冠村簡易水道事業特別会計予算

日程第 議案第 29 号 令和2年度占冠村公共下水道事業特別会計予算 23

令和2年度占冠村介護保険特別会計予算 日程第 24 議案第 30 号

令和2年度占冠村後期高齢者医療特別会計予算 日程第 25 議案第 31 号

日程第 議案第 令和2年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算 26 32 号

〇出席議員(6人)

副議長 大 谷 元 次 君 1番 江 君 2番 藤 畄 幸

> 子 君 3番 五十嵐 IF. 雄 君 5番 下 Ш 粛

> 6番 潤 君 児 澄 君 小 林 7番 玉 眞

> > 永

 \blacksquare

田

本

尾

Ш

田

尚

峨

内

本

原

坂

英

淳

尚

雅

満

梅

智

裕

典

清 孝

叔

大

勝

敬

中

樹

治

彦

彦

代

猛

子

子

樹

美

〇欠席議員(1人)

議長 8番 相 川 繁

〇出席説明員

(長部局)

占 冠 村 長 長 中 正 治 副 村 松 田 計 管 理 会 者 伊 藤 俊 幸 総 務 課 長 多 企画商工課 長 三 浦 康 幸 地域振興対策室長 藤 農 林 課 亚 出 林業振興室長 長 卓 根 建 設 課 長 小 林 昌 弘 住 民 課 長 小 福祉子育て支援課長 木 村 恭 美 マム支所 長 平 総務担当主幹 職員厚生担当主幹 貴 裕 冏 部 森 財務担当主幹 給 木 智 宏 企 画 担 当 主 斡 佐々木 商工観光担当主幹 橘 佳 則 農 業担当 主 幹 杉 林業振興室主幹 髙 桑 浩 建 築 担 当 主 幹 嵯 環境衛生担当主幹 後 藤 義 和 戸籍担当主幹 竹 国保医療担当主幹 上 島 早 苗 保健予防担当主幹 出 村立占冠診療所主幹 瀬 広 社会福祉担当主幹 野 小 敏 介護担当主幹 明 子育て支援室主幹 細 Ш 美 石

(教育委員会)

 教 育 長 藤 本 武 教 育 次 長 合 田 幸

 学校教育兼総務担当主幹 松 永 真 里 社会教育担当主幹 蠣 崎 純 一

 (農業委員会)

事 務 局 長 平岡 卓

(選挙管理委員会)

書 記 長 多田淳史

(監査委員)

監查委員木村英記監查委員児玉眞澄

事 務 局 長 岡崎至可

〇出席事務局職員

事務局長岡崎至可主 事久保璃華

◎開議宣言

○副議長(大谷元江君) おはようございます。ただいまの出席議員は6名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程

○副議長(大谷元江君) 本日の議事日程は、 あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎日程第1 村政執行方針

○副議長(大谷元江君) 村長から令和2年 度村政執行方針についての説明を求めます。

村長。

○村長(田中正治君) 令和2年度執行方針 について述べさせていただきます。あらかじ め配布の資料1ページからになります。

I、はじめに。令和2年第1回占冠村議会 定例会の開会にあたり、村政執行に対する基 本的な考えを申し上げます。

最初に、昨年は全国で異常気象に伴う集中 豪雨や台風による大雨など、予測不能な大規 模災害が発生し、自然の驚異を再認識した一 年でありました。

中でも、台風 19 号は河川氾濫により関東甲 信越地方や東北地方において多くの犠牲者を 出したほか、農林水産物被害だけでも 4400 億 円を超える甚大な被害をもたらしました。

被災された皆さまには心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を願うところです。

本村においては、災害に対する危機意識の 高まりの中、住民自らの企画による防災訓練 が行われるなど、公助だけではなく、自助・ 共助への思いが強く感じられる活動が行われ ています。このような活動に参加・ご協力い ただいている村民の皆さまに心より感謝して いるところです。

村としても、防災計画の見直しやハザードマップの更新など、地域の防災力を高める取組みを進めてきたところであり、この歩みを止めることなく、防災対策の充実に努めてまいります。

また、世界の驚異となっている新型コロナウイルスは、住民生活はもとより、日本中の観光産業にも大きな影響を与えており、トマムリゾートの運営にも深刻な打撃を与えかねません。村としても対策本部を設置して取組みを進めておりますが、北海道などと協力して対応してまいります。

スポーツに目を向けると、今年は東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。 道内でもさまざまな動きが出てきており、札幌市がフルマラソンの本会場となるだけでなく、同市が2030年の冬季オリンピック・パラリンピックの候補地としても立候補することが発表されました。

本村においても、日本ハムファイターズの 占冠村応援大使に2名の選手が任命されまし た。この機会に、スポーツを通じた本村の活 性化が図られるものと期待しております。

住民生活を守る村の政策課題を進めるにあたっては、さまざまな機会を通じ皆さまからのご意見やご助言をお伺いし、より良い方向へ向かうことを意識しながら、着実に前進していくことが必要であると考えております。

国においては、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンに基づき、2015年から創生総合戦略に基づく計画が始まり、2020年からは、第2期創生総合戦略による新たな方向性を示しております。本村においても、第2期占冠村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、

村づくりを進めてまいります。

第2期において、国は情報支援、人材支援、 財政支援のいわゆる地方創生版「3本の矢」 により、地方への支援を行うこととしていま す。人口の東京圏への一極集中が解消されて いない現状の中、占冠らしいさまざまな施策 により課題解決に挑戦することが必要と考え ています。

また、村有リゾート施設の売却については、 合意した内容で順調に進んでおり、計画どお り処理される予定です。

新型コロナウイルスの影響が心配されますが、本村にとってトマムリゾートは内外にアピールできる資源であり、今後における地域経済にも大きな影響を与えることから、信頼関係を維持し、共に繁栄するための努力をしてまいります。

こうした中、財政的には国土強靭化対策や 社会保障費の増加、幼児教育の無償化などに より、国の一般会計は過去最大を更新しまし た。同時に地方交付税の総額も増加しており ますが、その効果がどの程度本村に反映され るのかは不透明な状況です。厳しい現状の中 ではありますが、必要なところへは予算配分 し、効率化を図りつつ財政の健全化を保って まいります。

Ⅱ、村政執行の基本方針。村政執行の基本 政策として、大きく3本の公約を掲げさせて いただき、実現のため鋭意努力を継続してい るところであります。

行政推進には課題解決のための継続性と、 現状把握による見直し、情報発信が必要であ り、このことを念頭に今後も村づくりに励ん でまいる所存であります。

村政執行の基本姿勢として、次の事項を柱 として進めてまいりますので、ご理解とご協 力をお願いいたします。 第1、持続可能な地域づくり。本村の有する特性を生かした地域づくりを進める上で、 農業、林業、観光の基幹産業を中心として、 経済循環が図られる取組みが必要との思いに 変わりはありません。

基本となる農林業においては、近年新たな 農業者が従来からの農業者と融合し、さまざ まな形で営農を行っている現状に、新たな芽 が育ってきていると感じております。本年4 月にも一戸の新規就農者を迎えるなど、新た な可能性が生まれつつある中、占冠の農業に 必要な支援をしてまいります。

林業では、林業六次産業化の取組みの継続 と事業体に対する育成支援について、何が必 要なのか課題整理を進め、持続可能な森林づ くりに向け取り組みます。

また、森林資源の多くを保有する国有林と 森林整備推進協定を締結しましたが、本協定 と連動した林業施策を進めてまいります。

観光では、トマムリゾートが順調に推移していることで、観光客の増加が見込める現状にあり、それに伴う経済活動を融合させる取組みが求められます。

併せて、観光振興を進める上で宿泊税の導入が必要と考えており、本年度において関係機関や関係者の皆さまのご意見等をお聞きしながら、北海道の導入と併せて実施してまいります。宿泊税の使途については、法定外目的税という性格にも配慮の上、全村的な観光振興に資する事業を中心に検討してまいります。

地域資源を活用した雇用の創出、それに伴う消費拡大などにより経済循環を高める仕組みを構築し、持続可能な地域づくりを達成するため、各種の取組みや支援を継続してまい かます

第2、安全で安心な暮らしを守る基盤づく

り。村民が安心して暮らすための基盤として は、地域医療、地域福祉、急病に対応できる 救急医療や地域交通体系など実にさまざまな ものが考えられます。そして、これらの基盤 をいつでも誰もが享受できることが理想と考 えており、住民ニーズに即した行政サービス ができるよう努めてまいります。

また、大雨、台風、地震など予期しない災 害がいつ発生するかわからない現状において、 さまざまな災害に対応できるよう地域防災力 を高めてまいります。

さらに、地域防災力を高めるためには、地域力を高め、人々が地域で支え合う社会づくりが必要です。現在、いろいろな分野で地域協働ボランティア活動が定着しておりますので、これに対する必要な支援も継続してまいります。

第3、未来を託す子どもの環境づくり。次 代を担う子どもたちが、元気で健全に育つ環境をつくり、安心して子育てができることは、 地域としての魅力を高める大きな要素だと思います。少子・高齢化が社会問題となっていますが、子どもたちがいるところへは人が集まり活気が生まれます。

本年度は、新しい占冠保育所が開所し、子育て環境を支援する子育て包括支援制度も始まります。従来からの医療費助成や周産期医療、母子保健、1歳児預かり事業などを継続し、女性の社会参加と総合的な乳幼児から中等教育までの子育て環境の整備を進めるため、各種支援制度の拡充に努めてまいります。

学校教育においては、ICT教育の充実や公設塾の継続、特色ある教育など、村で教育を受けたいと思える教育環境づくりをめざします。そして、子どもたちが成長する過程の中で国際感覚を養い、平和の尊さを学べる教育も引き続き進めてまいります。

また、新たな取組みとして村内で必要な有 資格者の確保・育成を図るための教育支援制 度の検討を開始いたします。

国際交流については、令和3年度にアスペン市との姉妹都市提携30周年を迎えるため、本年度から記念事業実施に向けた検討を行います。

Ⅲ、主な施策。第1、持続可能な地域づくり。1、未来を拓く村政。(1)地方自治の推進。村民の皆さまにご参加いただきながらつくり上げた自治基本条例「むらびと条例」が策定から5年を経過します。むらびと条例第42条は、5年を超えない期間ごとに、この条例が占冠村にふさわしいものであり続けているかどうかを、村民を含めて検討すると定めています。この規定に基づき、村づくりの基本である本条例を改めて検証し、内容を再確認してまいります。

- (2) 国有林との連携。本村における森林・林業の再生や持続可能な森林整備を促進させるためには、本村の森林面積の9割を占める国有林との連携が重要です。このため、昨年度に国有林と締結した「占冠地域森林整備推進協定」を一層活用し、森林資源の高付加価値化や村内林業事業体への技術支援などを効果的に実施していくとともに、引き続き雇用の場の創出に向けた取組みを進めてまいります。
- (3) 宿泊税。北海道では観光振興に関する新たな財源を確保するため、宿泊税である観光振興税の検討が始まっています。本村においても、確実に観光振興に活用できる独自財源を確保する必要があるため、北海道と足並みを揃えて宿泊税の導入に向けた検討を進めてまいります。
- (4) 国際交流。平成3年8月に占冠村が アメリカ合衆国コロラド州アスペン市と姉妹

都市提携をしてから令和3年で30年を迎えます。30周年記念事業の開催に向けて、アスペン市長を表敬訪問し、今後における姉妹都市提携発展のための協議を進めてまいります。

- (5)地方創生。今年度は、第2期占冠村まち・ひと・しごと創生総合戦略の初年度となります。第1期からの取組みである安定した雇用の確保、新しい人の流れ、出産子育て支援、時代に合った地域づくりを継続的に行うことで、地域の活力を維持してまいります。
- (6)人材育成。これからの人口減少社会において、地域の持続性を保つためには、本村で求められている人材の育成・確保が必要不可欠です。そのため、今年度より新たな人材育成制度の構築に向けて検討を始めてまいります。
- (7) 北海道日本ハムファイターズ応援大使。本年、北海道日本ハムファイターズの鶴岡選手、堀選手の2名が占冠村の応援大使に決定しています。北海道日本ハムファイターズと連携し、占冠村のPR、住民のスポーツ振興を推進してまいります。
 - 2、経済循環が図られる基幹産業の振興。
- (1)農業。日米貿易協定が本年1月1日に発効し、国内農業は経験したことのない変革期を迎えております。本村では、農家戸数の減少や農業従事者の高齢化、担い手不足などの課題を抱えています。今年度より中山間地域等直接支払制度を活用し、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するとともに、地域の活性化に結びつけていきたいと考えております。国が策定する新たな食料・農業・農村基本計画を注視し、地域の実情にあった農業政策により農業経営の安定化を進めてまいります。

①酪農・畜産。道営草地畜産基盤整備事業 が、今年度より着工となります。哺育・育成 センターの整備のほか、串内牧場内及び村内でも草地整備が予定されており、良質な粗飼料生産、作業効率の向上、労働負担の軽減が期待されていることから、本事業を推進してまいります。また、酪農・畜産経営者の経営安定化を図るための支援施策を継続してまいります。

②畑作振興。農業振興事業により、小規模 土地改良や農業用施設整備を希望する農業者 への支援を継続してまいります。エゾシカ、 ヒグマ、そして近年ではアライグマによる農 作物被害が深刻な状況となっていることから、 電気牧柵導入事業及び鳥獣被害防止総合対策 事業等を継続するとともに、関係機関、農業 者と連携を図りながら、新たな飼料作物の作 付けについて検討してまいります。また、農 業経営研究会が取り組む農産物の消費拡大イ ベントや直売所の取組みを支援してまいりま す。

③担い手対策。新規就農予定者が4月からの 就農に向け準備を進めております。新規就農 者の経営基盤整備に向け、新規就農者等支援 対策事業などにより農業支援対策を講じてま いります。近年は、新規就農者やUターン者 が就農するなど、地域を支える人材が増えつ つあります。農業振興事業や新規就農者等支 援対策事業のほか、農業次世代人材投資事業 などを活用し、経営安定化に向けた支援を継 続してまいります。。

(2) 林業。森林が持つ多面的機能を高度 に発揮させるため、主伐・植栽・除間伐など の作業を適切に実施してまいります。また、 森林整備に必要な既存路網の維持修繕を効率 的かつ適切に実施していくため、国有林と村 有林、私有林が一体となった路網補修計画の 作成をめざします。

さらに、地域の森林施業を一層促進させる

ため、村内在住の森林施業プランナーが試行 的に実施する集約化施業への技術的支援など を検討します。これらの取組みにより、森林 資源の循環利用を図りつつ、森林から生産さ れる木材など森の恵みの高付加価値化や新た な雇用の創出をめざす森林・林業の振興に一 層努めてまいります。

①村有林の管理・経営。人工林の整備にあたっては、主伐・再造林を進め効果的な森林 資源の若返りを図るとともに、天然林の整備 については、天然力を活用した林木の更新な どにより、森林環境を適切に保全してまいります。また、生産された木材については、有 利販売や本村の政策である薪生産などの有効 利用に努めてまいります。

②私有林の育成支援。森林所有者の負担軽減を図るため、民有林振興造林事業や未来へつなぐ森づくり推進事業を引き続き実施してまいります。また、私有林の適切な森林整備を目的として新たに創設された森林環境譲与税の具体的な活用に向けては、村有林と私有林が連携した森林整備を図っていくため、既存路網の維持修繕を軸に関係機関との協議を進めてまいります。

③林業事業体への支援。林業従事者の就労 条件整備のため、各種福利厚生事業を引き続 き実施するとともに、事業量の安定確保に向 けて関係機関と連携して取り組みます。また、 占冠地域森林整備推進協定を活用し、各種勉 強会を開催するなど、村内林業事業体の育成 に取り組んでまいります。

④林業の六次産業化。これまで実施してきた薪やメープルシロップの生産・販売の事業については、必要な支援等を引き続き実施するとともに、事業の課題等を踏まえつつ、具体的な改善策や今後の方向性を再検討してまいります。木炭事業につきましては、これま

で健全化に向けたさまざまな対策を講じてきたところですが、新たな投資と需要拡大が難しいと判断し、今後は本村の木質バイオマス政策を担う薪生産事業の機能強化に取り組んでまいります。

(3) 商工・観光・労働。①商工振興。地域企業振興条例を延長し、地域安定雇用の創出及び地元企業における人材育成を推進します。また、村商工会と連携しながら、各種支援事業、融資に対する利子補給制度の活用を促し、商工振興を進めてまいります。

②トマムリゾート。トマムリゾートは、雲海テラスや冬季のアイスヴィレッジなどの好調な集客により入込客数が増加しています。 今後もリゾートとの定期協議などを通して連携を進め、リゾートの振興を推進してまいります。また、令和3年4月に調停に基づくリゾート施設の一部売却が予定されているため、その確実な履行に向けて準備を進めてまいります。

③道の駅。昨年度は、旅行雑誌の道の駅ランキングで北海道内 16 位、上川宗谷エリアでも上位となるなど、顧客の満足度も向上してきています。今後もNPO法人占冠・村づくり観光協会等と連携し、富良野・美瑛など道内有名観光地への要衝としての役割を担えるよう利用促進と顧客満足度向上に向けた施策を検討・実施してまいります。

④湯の沢温泉。平成30年度の入館者数は16483名、宿泊客数も2千人を超えるまでに増加してきております。今後も指定管理者と協議しながら、既存の施設の有効活用等を検討し、さらなる利用促進に向けて各種の施策を推進してまいります。

⑤体験型観光の推進。赤岩青巌峡の昨年度 のラフティングとクライマーの利用者数はそ れぞれ 4164 名、2714 名となっており、一般 の観光客も含めると約8千人の利用がみられます。今後も、上川南部森林管理署やNPO 法人占冠・村づくり観光協会等と協力しながら、豊かな森林や清流鵡川、多様な動植物など、占冠村の森の恵みや自然環境を活用し、年間を通じた体験型観光を推進してまいります。

⑥ニニウキャンプ場。指定管理者が主催するイベントや環境整備により多くの利用者がいる一方で、水不足による一部施設の制限などニニウ地区の水源が大きな課題となっています。ニニウ地区全体の給水施設の検討と合わせ、ニニウキャンプ場の存廃について検討してまいります。

⑦労働。既存施設を活用した勤労福祉会館の整備を行い、地域の勤労者の福祉増進を図ります。また、人材育成事業や雇用支援事業等を活用し、地元労働者の人材育成と正規雇用化を推進してまいります。

- 3、地域特性を活かした集落対策、移住・ 定住・関係人口の拡大。(1)移住・定住。関 東・関西圏でのPRを継続し、村外からの移 住・関係人口拡大のための事業を継続してま いります。また、定住においては、定住促進 条例を延長し、定住政策を継続してまいりま す。また、地域住民と行政が協働しながら地 域課題を解決するための話し合いを行い、住 みたいと思えるむらづくりを進めてまいりま す。。
- (2)しむかっぷ・村づくり寄附金。昨年度と比較して、件数、金額ともに増加しました。インターネット広告の活用、新たな返礼品の追加が主な増加の要因と分析しています。今年度もふるさと納税制度を活用し、占冠村のPRと地場産業の振興を図ってまいります。第2、安全で安心な暮らしを守る基盤づくり。1、暮らしの基盤づくり。(1)道路。村

道の維持管理は、道路を安全に通行できるように、劣化・損傷した路面の補修、草刈りや側溝の清掃、砂利道の補修など適切な維持管理に努めてまいります。

- (2) 村営住宅。社会資本整備総合交付金を活用した川添団地(1棟4戸)解体工事は、今年度実施してまいります。また、平成30年度より実施しております第2美園団地の玄関ポーチ柱改修工事は、今年度も実施するほか、状況を確認しながら村営住宅の修繕を実施してまいります。
- (3)上下水道。平成26年度より事業を継続してきた水道施設整備国庫補助事業は、今年度が最終年度となり、双珠別浄水場外の機械電気更新の整備を実施いたします。また、施設につきましては、管路の漏水調査、修繕により有収率の向上を図り安定した水の供給を行ってまいります。下水道事業は、既存施設の修繕を行い、適正な維持管理に努めてまいります。個別排水処理施設整備事業については、合併浄化槽1基を設置いたします。
- (4)環境衛生。今年度は、最終処分場延 命化実施設計を行い、最終処分場の嵩上げ造 成工事の詳細設計を行います。ごみの排出量 は、増加傾向にありますので、ごみ量の抑制 及びごみの分別の周知を図ってまいります。
- (5)地域交通。地域交通については、通 学や通院の移動手段として、地域住民の生活 の足を確保するため、村営バスを運行すると ともに、村内の公共交通機関を有効にご利用 いただけるよう利用方法について、周知して まいります。今年度より、村営バス(富良野 線)とヤマト運輸が連携し、客貨混載を運用 してまいります。村営バスは、利用者の減少 とともに収入も減少傾向にあるため、客貨混 載の運用により、旅客自動車運送事業収入の 確保を図るとともに地域住民の重要な交通手

段を維持してまいります。

- (6)地域協働への取組。住民活動推進事業などを活用した住民が主体となった継続的な地域づくりの取組みが進められています。また、有償ボランティア団体ファミリーサポートセンター・しむかっぷは、日頃生活している地域で誰もが安心して暮らせるように、地域での困りごとを解決するとともに、自らが社会参加することで健康維持にもつながることから、引き続き事業の補助を行ってまいります。
- (7)防災対策。近年多発している豪雨災害、 大規模台風、地震災害は、もはや「想定外」 とは言えず、「想定内」の災害として認識し、 日々の備えを万全にする必要があります。昨 年度改定した、占冠村地域防災計画及び洪水 ハザードマップに基づき、防災力、減災力の 強化を図るため、自助・共助・公助による取 組みを村民の皆さまと進めるとともに自主防 災組織の設置支援と備蓄物資の計画的な整備 を継続してまいります。また、今年度は、台 風による風水害を想定した夜間避難訓練及び 災害対策本部設置訓練を実施し、災害時行動 の検証をしてまいります。
- 2、地域医療の充実と住民ニーズに即した 福祉施策。(1) 高齢者福祉。占冠村高齢者 保健福祉計画・介護保険事業計画(第7期) に基づき、高齢者が可能な限りこの村で自立 した日常生活を営むことができるよう地域包 括ケアシステムの推進に努めるとともに、高 齢者のニーズ調査を行い、第8期計画を策定 します。また、昨年度まで長寿増進事業費補 助金を活用し、温泉施設利用料助成事業を行ってまいりましたが、今年度は村単独事業と して継続し、高齢者の健康増進に努めてまい ります。

小規模多機能型居宅介護施設は、地域密着

- 型サービスとして、介護が必要になっても住み慣れた地域で生活ができるように、地域ぐるみで支援する仕組みであることから、占冠村社会福祉協議会と連携を密にして、持続可能な施設運営に努め、サービスの提供及び住民への周知を行ってまいります。
- (2)障がい者福祉。占冠村第2期障がい者計画に基づき、障がい者の自立と社会参加の実現、だれもが暮らしやすいむらづくりの推進等を基本目標として各種施策の推進に努めてまいります。支援等につきましては、サービスの利用促進を図るため、人工透析患者の通院支援や障がい者(児)通所等に係る交通費助成、福祉ハイヤー乗車券給付等の村独自サービスを継続してまいります。
- (3)保健・医療。人生 100 年時代を見据 え、住民誰もが元気に活躍でき、健康な生活 を維持していくために、国民健康保険世代か ら後期高齢者まで連続した健康管理や、年齢 を重ねて疾病の重症化・要介護状態になった 場合の介護保険への接続など、地域包括ケア システムと連動した取組みを行い、健康寿命 の延伸と疾病の重症化予防対策を強化します。

母子保健に関しては、一般健康診査に加え 妊産婦安心安全出産支援事業を継続し、助産 師と保健師による戸別訪問などを行い、妊産 婦から乳幼児の生育に対して切れ目のない母 子保健対策を推進してまいります。

医療費の助成については、重度心身障害者、ひとり親家庭、そして高校生までの医療費の無償化を継続し、負担軽減を図ってまいります。国民健康保険事業については、健全な事業運営を行い、医療費適正化につながる施策を継続してまいります。村立診療所・歯科診療所については、村民の皆さまの健康維持のため、適切な診療と運営の充実を図るとともに、特に医療に関しましては、福祉及び介護

との連携を深めながら、支援を必要とする村 民の皆様のご要望に応えてまいります。

第3、未来を託す子どもの環境づくり。1、 子育て支援環境の整備。新しい占冠保育所が 完成し、4月からは、木の温もりと日当たり のよい明るい環境で、今まで以上に子どもた ちの元気な声が聞こえ、生き生きと活動でき る場となることが期待されます。また、木質 バイオマスを利用した暖房設備であることか ら、二酸化炭素の排出が抑制された地球温暖 化防止、木質エネルギーの地産地消を推進す る建物となっております。今年度は、1歳児 保育の準備としてトマム保育所の改修工事設 計を行い、環境整備に取り組んでまいります。

令和元年 10 月から開始されている幼児教育・保育の無償化は、対象年齢を2歳児まで拡大しています。引き続き村独自の支援を行い、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ってまいります。本年3月に策定する第2期占冠村子ども・子育て支援事業計画に基づき、豊かな自然に囲まれた占冠村ですべての子育て家庭が子育ての喜びを感じながら、おおらかな気持ちで育児ができる環境や地域と住民が一体となった支援体制の構築に取り組んでまいります。

また、今年度中に子育て世代包括支援センターを設置し、子育て相談機能の充実に努めてまいります。支援等につきましては、療育支援活動、子育て応援事業、放課後児童健全育成事業等への支援、また、保育の質の向上を図るため、保育士研修会等への参加や園内研修を継続してまいります。

2、多様化する教育環境に対応した体制整備。多様な社会環境に対応し、時代を生き抜く力を育むため、教育委員会と連携し、社会教育活動への支援を継続するとともに、国が掲げるICT活用教育の推進を受け、計画的

に電子黒板を配置します。また、子どもから の要望が強い公設塾ステップアップサポート ゼミを継続し、学ぶ意欲に対応してまいりま す。

3、特色ある教育。村の魅力を発見していく教育を推進するため、地域資源を活用するとともに、中学生におけるアスペン市との短期交換留学と平和体験学習は、基金を活用しながら引き続き実施してまいります。

IV、行財政の概要。第1、行財政の運営。 急速な高齢化、グローバル化の加速やデジタ ル化の進展など、経済社会構造が大きく変化 する中で、持続可能な地域づくりを展開して いくためには、情勢に応じた住民サービスの 提供が必要とされ、自主性と自立性の高い行 財政運営を行わなければなりません。新たな 行政課題や多様化する住民ニーズに対応する ため、効率的な組織機構をさらに充実させ、 専門知識や技術資格を有する人材の確保と人 材育成及び職員の能力開発を推進してまいり ます。

本村の財政状況は、観光産業が好調であるとはいえ、村税の大幅な増収は見込めず、歳出において、老朽化施設の長寿命化対策、社会保障関連の扶助費や、システム等の維持費など経常経費の負担が大きく、今後も厳しい状況が予想されます。引き続き、歳入に見合った歳出を基本として、必要な事業については、確実に実施しながら、村税の収納率向上や適切な財産運用など、自主財源の確保と経常経費の節減に努め、持続可能な財政運営を進めてまいります。

第2、令和2年度の一般会計、特別会計の概要。令和2年度占冠村一般会計及び各特別会計予算案の概要を申し上げます。提案いたします予算規模は、一般会計25億3000万円、 国民健康保険事業特別会計1億6010万円、村 立診療所特別会計 8270 万円、簡易水道事業特別会計 1億 2110 万円、公共下水道事業特別会計 9170 万円、介護保険特別会計 1億 1700 万円、後期高齢者医療特別会計 1790 万円、歯科診療所事業特別会計 2140 万円、8会計合わせて 31億 4190 万円です。前年度と比較しますと、一般会計 4億 2900 万円、14.50%の減、特別会計 7600 万円、前年対比 1.26%増であり、全体で 4億 2140 万円、前年比 11.83%の減額となっております。

本年度の予算編成の考え方としましては、 国の地方財政計画において、地方交付税の増額が見込まれるものの、村税の増収に伴う基準財政収入額の増加による減額を見込み、前年比マイナス 4.31%で計上しております。歳出においては、最終処分場延命化実施設計など必要な事業を選択し、新規普通建設事業等の抑制を継続しながら、増加傾向にある経常経費等の財源不足を補うため、財政調整基金及び特定目的基金の繰入金により、補完を行っております。

歳入の村税は、リゾート関連事業の好調により前年比 15.70%の増額を予定しております。地方交付税は、普通交付税が 3.85%の減額、特別交付税が、地域おこし協力隊の任期満了等による経費分の減額を考慮し、前年比8.33%減額で計上しております。繰入金は、財政調整基金で2億1111万9千円、特定目的基金は11基金で2億6751万1千円の繰入れで0.37%の増額計上としております。村債は、一般廃棄物最終処分場延命化事業などの過疎対策事業債、防災関連事業などの緊急防災・減災事業債等を計上し、前年比72.96%の減額となっています。

歳出を性質別にみますと、人件費は 17.39%の増額、物件費は 16.34%、維持補修 費 2.93%の減額、扶助費 1.58%、補助費等は 4.92%の増額となっております。公債費は、 臨時財政対策債の償還が開始されていること により、4.00%増額、繰出金は、介護、簡水、 下水道特別会計への繰出金が増加し、全体で 3.50%の増額となっております。令和元年度 末見込みの基金残高は、財政調整基金 5 億 7966 万円、特定目的基金は、6 億 1323 万6 千円を見込み、引き続き基金への積立を図り、 自主財源の確保に努めてまいります。

次に特別会計についてでありますが、村立 診療所及び公共下水道事業の2特別会計が減 額、5特別会計で増額となっています。特別 会計においても、所要の経費の削減を図りな がら、基金への積立を行い、健全な事業運営 を進めてまいります。

V、むすびに。以上、令和2年度の村政執行にあたりまして、基本方針及び主な施策について申し上げました。国の地方創生総合戦略も新たな局面に入りましたが、地方に暮らすものとして、真に実感できる環境になってほしいと感じています。

自ら考え、提案することで地域を発展させることを目標として、これまでも取り組んでまいりましたが、これからも新たな達成目標に向かって、村民の皆さまと村づくりを進めたいと考えています。占冠村が向かう方向を議会、村民の皆さまとともに情報を共有し、行政運営を行ってまいります。

行政を進めるうえで役場の果たすべき役割は重要であり、村民に信頼されるものでなければならないと思います。職員とともにスキルアップを図り頑張ってまいりますのでよろしくお願いいたします。

占冠村がこれまで培ってきた資源や財産を受け継ぎ、守り育てていくことで、すべての村民が報われる持続可能な地域社会をめざし、「生まれて良かった」、「育ってよかった」、

「暮らしてよかった」そして、「住み続けたい」と思える村づくりのため、これからも努力してまいります。村議会議員の皆さま並びに村民の皆さまの、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、村政執行方針といたします。令和2年3月5日、占冠村長、田中正治。

○副議長(大谷元江君) ここで 11 時 05 分まで休憩といたします。

休憩 午前 10 時 53 分 再開 午前 11 時 05 分

◎日程第1 教育行政執行方針

〇副議長(大谷元江君) 休憩前に引き続き 会議を開きます。

教育長から令和2年度教育行政執行方針についての説明を求めます。

教育長。

○教育長(藤本 武君) 議長のお許しをいただきましたので令和2年度の教育行政執行方針について申し上げます。配布資料の1ページからです。

1、はじめに。令和2年第1回占冠村議会 定例会の開会にあたり、教育委員会所管行政 の執行に関する主要な方針について申し上げ ます。生産年齢人口の減少、グローバル化の 進展、人工知能(AI)の進化などにより、 子供たちの将来は、予測困難な時代になると 言われています。これからの学校教育には、 子供たちが社会の変化に積極的に向き合い、 他者と協働して課題を解決していくことや、 さまざまな情報を見極めて再構成し、新たな 価値につなげていくことなどが求められます。 こうした状況を踏まえ、小学校では今年度 から、中学校では令和3年度から、全ての教 科等で新学習指導要領による教育が実施され、 よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創 るという目標を学校と社会が共有し、連携・ 協働しながら、新しい時代に求められる資質 や能力を子供たちに育む「社会に開かれた教 育課程」の実現を目指すことが示されました。 教育委員会は、志を高くもち、自ら学び考え、 行動する子どもの育成を重視するとともに、 活力ある地域を創ることや、本村の歴史文化 の継承、文化芸術の振興を図ることができる よう、学校、家庭、地域への支援や、思いや りや生きがいの持てる社会の実現に努めてま いります。

以下、今年度の主要な施策について申し上げます。 2、学校教育の充実。児童生徒の教育にあたっては、人格や生命を尊重して行動できる児童生徒、進んで学習に取り組む児童生徒、健やかな体をつくる児童生徒を育むため、知・徳・体の調和とバランスを重視した教育を行い、「確かな学力の育成」と「豊かな心の育成」、「健やかな体の育成」といった「生きる力」を育んでまいります。

また、義務教育9年間を見通した一貫性のある教育を充実させる小中一貫教育を継続し、小学校高学年教科担任制や中学校教員による小学校への乗り入れ授業を実施しながら、小・中学校間の円滑な接続を図るとともに、外国語教育や道徳教育、ふるさと教育などにおいて、系統性・連続性を重視した教育活動を推進します。学校施設等の整備については、児童生徒、施設利用者が安全に施設を使用できるよう、日常の点検や保守及び計画的な施設整備を行ってまいります。

(1)確かな学力の育成。「確かな学力の育成」については、基礎・基本の定着を図るとともに、これまでに学んだことを活用して課題を解決する力や自ら進んで学習に取り組む姿勢を育みます。また、明確な目的意識をもって人生を切り開くことができる力を育むキ

ャリア教育を推進するほか、小学校5・6年で教科となる外国語教育に対応するため、英語指導助手の配置を継続するとともに、更なる指導体制の改善充実にも努めてまいります。

- (2)豊かな心の育成。昨年度中学校において、人間としての在り方や生き方について考えを深めることができる体験的な活動を取り入れた、特別の教科道徳が完全実施されました。相手を思いやる心や、たくましく生きる心を育てるとともに、学校教育全体を通した道徳教育の充実を図り、人権尊重の意識を高め、心の教育を推進します。また、自己を見つめ、物事を多面的、多角的に捉え、自己の生き方について考え、深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲を育てるための学習を進めてまいります。
- (3)健やかな体の育成。子供が、生涯に わたって健康で活力ある生活を営むことがで きるよう、各教科や特別活動を通して体育・ 健康に関する指導の充実に努めるとともに、 地域のスポーツ指導者等の活用による体育活 動の充実に努めます。また、学校保健委員会 の一層の充実を図るとともに、食事、運動、 休養や睡眠などの規則正しい生活習慣を確立 するため、引き続き家庭と地域の連携に努め るほか、心身の健康保持増進のため、各種健 診を行い事後指導の充実に努めてまいります。
- (4)地域とともに歩む学校づくりの推進。 地域においては、スクールガード・リーダー などに協力をいただき、登下校や校外活動に おいて児童生徒を見守っていただいておりま す。また、地域の方々が講師となり、教育活 動に地域の教育力を活用し、地域との強い絆 で結ばれた学校づくりが展開されております。 今後もより一層学校支援地域本部事業を推進 するとともに、これらの取組みをさらに広げ、 教育課程を介して学校と地域がつながること

- で、地域でどのような子供を育てるのか、何 を実現して行くのかという目標やビジョンを 共有し、地域とともにある学校づくりを推進 してまいります。
- (5) 就学機会への支援。児童生徒の保護者に対する経済的支援については、就学援助費の支給、通学バス利用者補助や、スポーツ及び文化活動に参加する児童生徒、その保護者及び引率教諭の負担軽減を図るための大会参加費補助、上級学校に進学する生徒に対する無利子奨学資金貸付等を継続し、保護者の教育費負担を軽減する施策を推進してまいります。
- 3、社会教育の充実。地域や家庭を取り巻く環境が目まぐるしく変化する中、社会教育においても、多様化する課題や価値観に対する的確な対応が求められております。活力のある住みよいまちづくりのためには、村民一人ひとりが地域社会の一員としての意識を持ち、前向きな意欲をもってさまざまな課題や困難に向き合い、より良い社会づくりに取り組むことのできる心と力を培うことが重要と考えます。

「村民が主役となって活躍し、生きがいを 持てるまち」の実現に向けて、村民一人ひと りが自らの意思で学習し、学んだ力をボラン ティア活動や地域の発展等に生かせる生涯学 習社会を築くため、中核となる社会教育行政 の充実を図るとともに、関係機関・団体との 連携の基に、地域に密着した学習情報や学習 機会を開発・提供し、村民の自主的な学習活 動を支える基盤を整備してまいります。合わ せて、子どもが幸せに育ち、生きる力を育む まちの実現に向けて、家庭・地域・学校と協 力して青少年の健全育成を推進してまいります。

(1) 家庭教育の推進。家庭教育の推進に

ついては、学校運営協議会・公民館等の関係 機関と連携を取りながら進めてまいります。 また、小学校の就学時健康診断、中学校の入 学説明会などで、保護者を対象に普及啓発紙 を配付し、家庭教育の重要性を認識していた だくよう推進・啓発を行ってまいります。

家庭・地域と協働した学校経営の推進については、全ての学校で学校評価を行い、その結果を公表するとともに、学校運営の改善を図ります。また、子どものいじめや困りごとなどの心理面への対応、家庭環境等による問題に対処するため、関係機関、教員との連携及び支援するアドバイザーを活用してまいります。

(2)生き生きと学ぶ生涯学習の推進。村民一人ひとりが、生涯にわたり自主的に学び、自己を高め、健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、自分に合った活動の発見につながる生涯学習活動の支援や、自主学習グループ等の支援を通じて、各世代の課題や価値観を把握し、理解を深め、多様なニーズに幅広く対応した事業を推進してまいります。

また、自分の住む地域を意識し、地域の抱える課題について理解を深め、ボランティア活動や学んだ成果を発表し共有する機会を設けることにより、子供から高齢者までの幅広い世代が各々の持つ力を発揮し、より良い地域づくりに取り組めるよう、生涯学習としてのボランティア活動を振興するとともに、地域ではいいます。特に、地域における町内会やするが、学習内容を住民同士が共有することで、地域の活性化につなげ、生涯学んでいくことの楽しさと喜びを成果として感じることので

きる事業を展開してまいります。

- (3)芸術・文化の振興。芸術・文化は、 人々に喜びや感動、精神的な安らぎや生きる 力をもたらし、人生を豊かにすることから、 その振興と環境整備に取り組み、村民の芸 術・文化に対する意識の情操を図ってまいり ます。また、地域の伝統芸能をはじめとした 文化の継承者の育成を図りながら、文化財の 保護・保存や村民による郷土の歴史の紹介な ど、地域の文化遺産の継承に努めてまいりま す。芸術・文化の鑑賞と発表の場である公民 館については、利用者への助言や広報の支援 など利用者サービスの充実を図るとともに施 設整備等の維持補修を行ってまいります。
- (4) スポーツの振興。スポーツは、健康づくりや競技力の向上にとどまらず、生きがいの創出や青少年の健全育成、さらには仲間づくりやコミュニティの活性化などの効果が期待されます。村民がさまざまなかたちでスポーツに親しむことができるよう、ニーズに合ったスポーツ教室の実施や地域での活動を支援する指導者の育成、学校施設の開放などを通して村民のスポーツ活動を推進してまいります。
- (5) 社会教育施設の充実。幼児から高齢者まで村民が潤いと生きがいを感じるむらづくりを進めるため、地域の生涯学習施設として利用される方が安全で快適に利用出来るよう、日常的な点検整備に努めてまいります。

また、村民の皆さまがさまざまな活動を通して、主体的に学ぶ楽しさや達成感を味わい、習得した成果を地域に還元できることを目指し、各種社会教育施設環境のさらなる充実を図ってまいります。

4、むすびに。以上、令和2年度の教育行 政執行に関する主要な方針について申し上げ ました。村民の皆さまとともに創意工夫をす るなかで、教育の振興に向けた取組を強化し、 学校教育、社会教育全体の一層の充実に取り 組んでまいります。

今後とも、村民の皆さま並びに議員各位のなお一層のご理解とご指導を賜りますようお願い申し上げ、令和2年度の教育行政執行方針といたします。令和2年3月5日、占冠村教育委員会。以上でございます。

○副議長(大谷元江君) 村長より発言を求められておりますので、これを許可します。 村長。

○村長(田中正治君) 先ほど私が申し上げました村政執行方針の中で、脱字、それから記載誤りが1箇所ずつございました。訂正をさせていただきたいと思っております。まず、1ページ目の下段から2行目でありますけれども、設置して取組みを進めておりまが、ということで、す、という言葉が欠落しておりますので加えていただきたいと思います。

それから、次に23ページになります。上段から2行目、繰出金は、の続きでございます。 繰出金は介護と記載させていただいておりますけれども、国保の誤りでございまして、介護の言葉を削除して国保と記入願えればと思っております。以上、2箇所を訂正させていただきまして心よりお詫びを申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長(大谷元江君) 以上で執行方針の 説明を終わります。

◎日程第2 議案第1号から日程第18 議案 第17号

〇副議長(大谷元江君) 日程第2、議案第 1号、指定管理者を指定することについての 件から、日程第18、議案第17号、占冠村有償 旅客自動車運送事業の設置及び管理に関する 条例の一部を改正する条例を制定することに ついてまでの件、17件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第1号、 議案第7号、議案第8号及び議案第10号については企画商工課長、三浦康幸君。

○企画商工課長(三浦康幸君) それでは議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号、指定管理者を指定することについて。 占冠村公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称は、道の駅自然体感しむかっぷ。 指定管理者となる団体の名称は、NPO法人 占冠・むらづくり観光協会。指定の期間は令 和2年4月1日から令和5年3月31日までで ございます。

続きまして、議案書15ページをお願いいた します。議案第7号、占冠村地域企業振興条 例の一部を改正する条例を制定することにつ いて。提案の内容は、村内の既存企業の支援 を行う本条例の失効日を平成32年3月31日か ら3年間延長し、その期限を令和5年3月31 日とするものでございます。

続きまして、議案書の17ページをお開きください。議案第8号、占冠村定住促進条例の一部を改正する条例を制定することについて。提案の内容は、本村における定住を促進する本条例の失効日を平成32年3月31日から3年間延長し、その期限を令和5年3月31日とするものでございます。

続きまして、議案書の21ページをお願いいたします。議案第10号、湯の沢保養施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。ご提案の内容は、消費税率の変更等に伴い、湯の沢温泉利用額の上限額を、子ども200円を220円に、大人の入浴料の上限額を500円から550円に改めるものでございます。以上、ご審議のほどよろし

くお願い申し上げます。

○副議長(大谷元江君) 議案第2号及び議 案第3号については教育次長、合田幸君。

○教育次長(合田 幸君) それでは議案書 3ページをお願いいたします。議案第2号、 占冠村学校運営協議会設置条例を制定するこ とについてでございます。提案理由としまし ては、地方公務員法及び地方自治法の一部を 改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職 員制度が導入されることから、特別職非常勤 職員の任用の適性を図るもので、当該委員の 身分を地方公務員法第3条第3項第2号に規 定する特別職非常勤職員とするものでありま して、条例にあります5ページ、第17条の報 酬及び費用弁償の条項を追加、規定するもの でございます。元々この条例の前進にありま すものは、設置規則がございまして、今申し 上げた1条を追加し、条例にするものでござ います。施行期日としましては、令和2年4 月1日から施行するものです。

続きまして、議案書7ページをお願いいたします。議案第3号、占冠村スポーツ推進委員設置条例を制定することについてです。こちらの提案理由も地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の制度が導入されることから、特別職非常勤職員の任用の適正確保を図るもので、当該委員の身分を地方公務員法第3条第3項第2号に規定する特別職非常勤職員とするものであります。こちらも設置規則がございまして、8ページにあります第7条、報酬及び費用弁償の条項を追加し、条例にするものでございます。施行期日は令和2年4月1日からの施行です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

〇副議長(大谷元江君) 議案第4号、議案 第5号及び議案第11号については総務課長、 多田淳史君。

○総務課長(多田淳史君) それでは議案書 9ページをお開きください。議案第4号、職 員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正す る条例を制定することについてご説明を申し 上げます。本条例は地方公務員法及び地方自 治法の一部を改正する法律の施行に伴いまし て、会計年度任用職員制度が導入されること から本条例の一部を改正するものでございま す。改正内容につきましては、地方公務員法 第31条の規定に基づく服務の宣誓について、 会計年度任用職員については任用形態、手続 きがさまざまであることから、それぞれの職 員にふさわしい方法で行うことができるよう に例外規定を設けるものでございます。条例 の施行日は令和2年4月1日となってござい ます。

続きまして、11ページをお開きください。 議案第5号、占冠村職員の勤務時間及び休暇 等に関する条例の一部を改正する条例を制定 することについてご説明を申し上げます。本 条例は働き方改革を推進するための関係法令 の整備に関する法律によりまして、時間外労 働の上限規制などが導入されまして、地方公 務員においても改正人事院規則の内容を踏ま えて、時間外勤務命令の上限を定めるなど所 要の手続きを講じる必要があることから、本 条例の一部を改正するものでございます。内 容としましては、時間外勤務に関する事項を 規則に委任する旨の規定を加えるものでござ いまして、別途規則にて内容について定める ものでございます。施行期日は令和2年4月 1日から施行するものとしてございます。

続きまして、議案書23ページをお開きください。議案第11号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため

の行政手続等における情報通信の技術の利用 に関する法律等の一部を改正する法律の施行 に伴う関係条例等の整備等に関する条例を制 定することについてご説明を申し上げます。 本条例は、通信技術の活用による行政手続等 に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営 の簡素化及び効率化を図るための行政手続等 における情報通信の技術の利用に関する法律 等の一部を改正する法律、通称デジタル手続 法の施行に伴いまして関係条例の整備を行う ものでございます。内容としましては、占冠 村手数料条例及び固定資産評価審査委員会条 例の一部改正でございます。

占冠村手数料条例につきましては、デジタル手続法第2条による住民基本台帳法が改正され、住民票の除票の写し及び戸籍の附票の除票の写し、こちらの交付が制度化されたことに伴いまして、手数料の規定並びにデジタル法第4条により行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されましたので、通知カードが廃止されたことに伴う当該カードの再交付手数料の削除、こちらを行うものでございます。

続いて、固定資産評価審査委員条例におきましては、デジタル手続法第1条によりまして、行政手続等における情報通信の技術に関する法律、こちらの題名が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改められたことに伴いまして、文言等の整理を行うものでございます。施行期日は公布の日から施行することとしてございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇副議長(大谷元江君) 議案第6号については住民課長、小尾雅彦君。

○住民課長(小尾雅彦君) 議案書13ページ をお願いいたします。議案第6号、占冠村印 鑑条例の一部を改正する条例を制定すること について、提案理由のご説明をいたします。 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適 正化を図るための関係法律の整備に関する法 律の施行に伴いまして、占冠村印鑑条例の一 部を改正するものでございます。成年被後見 人であっても意思能力を有する者は印鑑登録 を行うことができるよう条例の一部を改正す るものでございます。施行期日は公布の日か らの施行としております。以上、ご審議のほ どよろしくお願いいたします。

○副議長(大谷元江君) 議案第9号につきましては農林課長、平岡卓君。

〇農林課長(平岡 卓君) 議案書19ページ をお開きください。議案第9号、交流促進施 設双民館設置条例の一部を改正する条例を制 定することについて。提案理由及びその内容 でございますが、消費増税等によりまして現 行の宿泊使用料が宿泊に伴うクリーニング代 の経費を下回ったことから交流促進施設双民館設置条例、別表宿泊使用の項中1500を2000に、1300を1800に、1200を1700に、1050を1500に改めるものです。施行期日は令和2年4月1日です。ご審議よろしくお願いいたします。

〇副議長(大谷元江君) 議案第12号、議案 第13号、及び議案第14号につきましては福祉 子育て支援課長、木村恭美君。

〇福祉子育で支援課長(木村恭美君) 議案書27ページをお願いします。議案第12号、占 冠村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて提案内容の説明を申し上げます。改正理由でございます。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。内容につきましては、同基準に基づき、放課後児童健全育成事

業について村の基準を定めるものでございます。これまで放課後児童支援員の要件に係る 基準を従うべき基準としていたものから参酌 する基準とされました。ただし、基準の内容 が変わるものではございません。地域の実情 に応じ、支援員の数を児童の数が20人未満の 場合は1人以上、児童の数が20人以上の場合 は2人以上、ただし、その1人を除き補助員 をもってこれに代えることができる。なお、 児童の数は概ね40人以下とするものでござい ます。

施行期日は令和2年4月1日から施行するものでございます。経過措置として、令和5年3月31日までの間、第9条第3項の規定の適用については、同項中、修了したものとあるのは、修了したもの(令和5年3月31日までに修了することを予定しているものを含む。)とするものでございます。

続きまして、議案書29ページをお願いいたします。議案第13号、占冠村へき地保育所設置条例の一部を改正する条例を制定することについて提案内容の説明を申し上げます。改正理由でございます。占冠村保育所の新築に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。内容につきましては、保育所の位置及び入所定員について改正するものでございます。改正後の位置は占冠村字シムカプ原野46番地138に、入所定員は70名を40名に改めるものでございます。施行期日は令和2年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、31ページをお願いいたします。 議案第14号、占冠村子ども・子育て会議条例 の一部を改正する条例を制定することについ て提案内容の説明を申し上げます。改正理由 でございます。地方公務員法及び地方自治法 の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年 度任用職員制度が導入されることから、特別 職非常勤職員の任用適正確保を図るものでご ざいます。内容につきましては、当該会議委 員を地方公務員法第3条第3項第2号に規定 する特別職非常勤職員とし、第7条に委員が 会議に出席した場合は特別職の職員で非常勤 のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規 定に基づき、報酬及び費用弁償を支給するも のとして、報酬を支払うための規定を加え、 第7条を第8条に繰り下げるものでございま す。施行期日は令和2年4月1日から施行す るものでございます。以上、ご提案申し上げ ますのでご審議くださいますようよろしくお 願い申し上げます。

〇副議長(大谷元江君) 次に議案第15号、 議案第16号及び議案第17号については建設課 長、小林昌弘君。

〇建設課長(小林昌弘君) 議案書33ページ をお願いいたします。占冠村営住宅管理条例 の一部を改正する条例を制定することについ てご説明申し上げます。提案理由。民法の一 部を改正する法律の施行に伴い、公営住宅管 理標準条例についての改正がされたことから 本条例の一部を改正するものでございます。 内容。民法の一部改正により公営住宅管理標 準条例が改正され、村営住宅入居者が家賃を 支払わないときは、村は敷金をその債務の弁 済に充てることとすることが明記されたほか、 不正行為によって入居した者に対する請求額 の算定に利用する利率を法定利率に変更する 規定の整備並びに文言を修正するものでござ います。施行期日。この条例は公布の日から 施行するものでございます。以上、ご審議の ほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案書37ページです。議案第16号、占冠村簡易水道事業給水管理条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。提案理由。水道法の一部

会議を開きます。

を改正する法律の施行に伴い、指定給水装置 工事事業者制度への指定更新制が導入された ことから本条例の一部を改正するものでござ います。内容。改正水道法第25条の3の2に より、指定給水装置工事事業者の指定につい て、5年間の更新制が導入されたことから、 当該指定の更新に係る手数料を徴収するため の改正を行うものであります。更新手数料を 1万円に設定しようとするものでございます。 施行期日。この条例は令和2年4月1日から 施行するものでございます。ご審議のほどよ ろしくお願いいたします。

続きまして議案書39ページをお願いいたし ます。議案第17号、占冠村有償旅客自動車運 送事業の設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例を制定することについてご説明 申し上げます。提案理由。占冠村有償旅客自 動車運送事業による少量貨物有償運送を行い たいので、本条例の一部を改正するものでご ざいます。内容。小荷物運賃の改正並びに文 言を追加するものでございます。小荷物運賃 表の、要旨の改正前、改正後をご覧いただき たいと思います。小荷物運賃表の項、額の欄 中、改正前、郵便物を改正後、少量貨物有償 運送で許可されている荷物に、改正前、運輸 省告示による額、を改正後、区間を問わず1 個当たり300円に改め、改正前、新聞紙1kg当 り賃率10円00銭、雑誌を削るものでございま す。本条例の施行日は公布の日から施行する ものでございます。以上、ご審議のほどよろ しくお願い申し上げます。

○副議長(大谷元江君) これで提案理由の 説明を終わります。ここで午後1時まで休憩 といたします。

> 休憩 午前11時50分 再開 午後1時00分

〇副議長(大谷元江君) 休憩前に引き続き

◎日程第19 議案第25号から日程第26 議案 第32号

O副議長(大谷元江君) 日程第19、議案書 第25号、令和2年度占冠村一般会計予算の件 から日程第26、議案第32号、令和2年度占冠 村歯科診療所事業特別会計予算までの件、8 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第25号に ついては、総務課長、多田淳史君。

〇総務課長(多田淳史君) それでは議案第25号、令和2年度占冠村一般会計予算について説明をさせていただきます。予算書1ページをお開きください。議案第25号、令和2年度占冠村一般会計予算についてご説明を申し上げます。この度提案いたします占冠村一般会計予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ25億3千万円にしようとするものと、地方自治法第214条の規定による債務負担行為が2件、地方自治法第230条第1項の規定による地方債の設定8件でございます。また、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を8億円と定めるものでございます。

以下、事項別明細書で歳入から申し上げます。11ページをお願いいたします。1款、1項、村民税は1目、個人村民税において均等割、所得割の増加を見込み、前年対比1091万3千円増の6429万4千円の計上です。2目、法人村民税においては法人税割の増額によりまして前年より2825万5千円増額で7458万9千円の計上となりまして、村民税総額で3916万8千円増の1億3888万3千円の計上でございます。

1款、2項、1目、固定資産税においては 前年度より1537万2千円増の2億4906万1千 円の計上です。12ページをお願いいたします。 2目、国有資産等所在市町村交付金は1157万 2千円の計上で、固定資産税総額で1539万7 千円増の2億6063万3千円でございます。

1款、3項、1目、環境性能割は前年対比 9千円増の10万9千円で、2目、種別割は26 万7千円増の278万円を計上しまして、軽自動 車税総額で288万9千円でございます。

13ページをお願いいたします。13ページ後 段の1款、4項、村たばこ税においては前年 実績を勘案しまして68万9千円増の685万1千 円でございます。

14ページをお願いいたします。2款、1項、地方揮発油譲与税は前年同額の910万円。

2款、2項、自動車重量譲与税は前年同額の2200万円の計上です。

2款、3項、森林環境譲与税は新設で499万 9千円。

3款、1項、利子割交付金は20万円でございます。

15ページです。4款、1項、配当割交付金は30万円。

5款、1項、株式等譲渡所得割交付金は20 万円です。

6款、1項、地方消費税交付金は前年比100 万円増の2400万円。

7款、1項、環境性能割交付金は250万円増額の500万円の計上です。

16ページをお願いいたします。8款、1項、 自動車取得税交付金は環境性能割交付金に変 わったため、今年度から計上がございません。

9款、1項、地方特例交付金は30万円でご ざいます。

10款、1項、地方交付税については普通交付税で10億円の計上。特別交付税においては 1億1千万円を計上しまして、地方交付税総額で11億1千万円の計上でございます。 11款、1項、交通安全対策特別交付金は1 千円でございます。

17ページをお願いいたします。12款、1項、 教育費負担金は2万2千円。

12款、2項、分担金、農業分担金は225万円 の減で37万5千円でございます。

13款、1項、使用料において1目、総務使 用料から18ページ、8目、教育使用料までで 記載のとおり、前年比131万1千円の減で、合 計で4912万7千円の計上でございます。

13款、2項、手数料は1目、総務手数料か ら19ページ、3目、農林業手数料まで55万7 千円の計上でございます。

19ページ中段、14款、1項、国庫負担金は 民生費国庫負担金で1149万4千円増の4232万 円の計上です。

14款、2項、国庫補助金においては1目、 総務費国庫補助金から20ページ中段の5目、 農林業費国庫補助金までで5318万7千円の減 で1021万3千円の計上です。

20ページ中段、14款、3項、委託金においては1目、総務費委託金及び2目、民生費委託金は330万4千円の減で184万6千円の計上でございます。

15款、1項、道負担金は1目、民生費道負担金及び2目、保険基盤安定拠出金までで前年比493万6千円増の2763万7千円でございます。

21ページ、15款、2項、道補助金において 1目、総務費道補助金から22ページの6目、 教育費道補助金までで589万8千円増の4253万 1千円の計上でございます。

15款、3項、委託金においては1目、総務 費委託金から23ページ、3目、土木費委託金 までで466万6千円の計上です。

16款、1項、財産運用収入においては64万 5千円減の3144万4千円の計上です。 24ページです。16款、2項、財産売払収入 は1目、不動産売払収入から3目、生産物売 払収入までで527万2千円の計上です。

17款、1項、寄附金はふるさと寄附金が50 万円増で合計950万1千円でございます。

25ページです。18款、1項、繰入金は財政 調整基金前年度比21万4千円減で2億1111万 9千円の繰入を計上しております。特定目的 基金では公債費充当で減債基金から1億円、 それぞれ目的に適合した予算充当のため繰入 れを行いまして、繰入金総額で174万8千円増 の4億7863万円の計上でございます。

19款、1項、繰越金は前年度繰越金で2千万円を見込んでございます。

26ページをお願いいたします。20款、1項、延滞金、加算金及び過料で1万円の計上。

20款、2項、村預金利子は1千円でございます。

20款、3項、貸付金元利収入においては1 目、勤労者資金貸付金収入から27ページの8 目、農業振興資金貸付金収入までで5748万4 千円の計上でございます。

20款、4項、受託事業収入は後期高齢者医療広域連合受託事業収入で58万1千円でございます。

20款、5項、雑入においては、29ページ中 段までで前年比406万4千円減の2302万7千円 の計上でございます。

21款、1項、村債においては村債総額で3 億7620万円減の1億3940万円の計上でござい ます。

次に歳出についてご説明を申し上げます。 31ページからになります。31ページ、1款、 1項、議会費は議員報酬、議会運営費など所 要の経費の計上で2689万3千円でございます。

32ページから44ページまでの2款、1項、 総務管理費においては、1目、一般管理費で 財務、村例規などのシステム保守、更新委託 料、広域連合負担金などを計上してございま す。2目、文書広報費、3目、会計管理費、 4目、財産管理費、5目、総合センター管理 費、6目、コミュニティセンター管理費は施 設管理委託料など所要の経費を計上しており ます。7目、企画費は地域おこし協力隊の経 費のほか、地域情報通信基盤使用料などを計 上しております。8目、支所費、9目、交通 安全対策費、10目、旅客自動車運送事業費は、 所要の経費を計上しまして、11目、諸費にお いては防災備蓄品購入などの防災関連の経費 を、12目、地域交通運送事業費においても所 要の経費を計上しております。総務管理費総 額は1716万7千円減の4億9087万4千円でご ざいます。

44ページ下段から46ページの2款、2項、 徴税費においては所要の経費を計上しまして 568万円減の1467万6千円でございます。

46ページ中段、2款、3項、戸籍住民基本 台帳費においては総合行政システム償還金の 増によりまして2468万9千円の計上です。

48ページ中段まで、2款、4項、選挙費に おいて1目、選挙管理委員会費の経費を計上 しまして84万2千円でございます。

2款、5項、統計調査費においては国勢調 査経費を計上しまして181万円でございます。 49ページ、2款、6項、監査委員費におい ては報酬、旅費などを計上し、102万2千円で ございます。

53ページ中段までの3款、1項、社会福祉 費においては1目、社会福祉総務費で小規模 多機能型居宅介護施設指定管理料のほか、障 害者自立支援給付費、社会福祉協議会運営補 助金、福祉灯油、国保会計繰出金、介護保険 会計繰出金などを計上し、2目、老人福祉費、 3目、国民年金費など所要の施策にかかる経 費を計上しまして、社会福祉費合計で1億 9135万6千円でございます。

53ページ下段から56ページ上段までの3款、2項、児童福祉費においては1目、児童福祉総務費で児童手当、障害児通所給付費などを計上しております。2目、保育所費ではトマム保育所改修工事設計委託料などを計上しまして児童福祉費合計で5297万9千円でございます。

56ページ中段から58ページ、4款、1項、 保健衛生費においては1目、保健衛生総務費 で各種健康診査委託料、広域救急医療対策事 業負担金などのほか、診療所会計繰出金、歯 科診療所会計繰出金、水道会計繰出金などが 計上されております。58ページ中段、2目、 予防費においては総合健診をはじめとする各 種健診委託料、各種予防接種委託料などの費 用が計上されてございます。3目、環境衛生 費、4目、医療費、5目、後期高齢者医療費 においては所要の予算を計上し、6目、診療 所費は医療機器購入予算を計上し、保健衛生 費合計で1億7300万円でございます。

60ページ中段から61ページ下段までの4款、2項、清掃費においては一般廃棄物最終処分場延命化実施設計委託業務など所要の経費を計上しまして4823万7千円でございます。

62ページまでの5款、1項、労働諸費は 3139万3千円の計上です。

63ページから66ページまでの6款、1項、 農業費においては1目、農業委員会費から2 目、農業振興費は所要の経費を計上し、3目、 畜産業費において道営草地畜産基盤整備事業 を計上、4目、農業構造改善事業費、5目、 農村総合整備費、6目、交流促進施設運営費 は所要の経費を計上し、農業費合計で6973万 8千円でございます。

67ページから70ページまでの6款、2項、

林業費においては小規模治山事業などのほか、 所要の経費を計上し、9609万7千円でござい ます。

71ページから72ページ中段までの7款、1 項、商工費は1目、商工振興費において道の 駅指定管理料、商工会運営補助金などを計上 しております。2目、観光費においては湯の 沢保養施設指定管理委託料、観光協会運営補 助金などのほか、所要の経費を計上しまして 商工費合計で1億2665万9千円でございます。

74ページ中段から75ページまでの8款、1 項、道路橋梁費においては1目、道路維持費 で除雪委託料などを計上しております。2目、 道路新設改良費、3目、橋梁維持費は所要の 経費を計上し、道路橋梁費合計で6536万円で ございます。

76ページ、8款、2項、河川費は116万8千円の計上です。

76ページ下段から77ページまでの8款、3 項、住宅費においては社会資本総合交付金工 事などを計上しまして7131万5千円でござい ます。

78ページ、8款、4項、都市計画費においては下水道会計繰出金、公園清掃委託料などの計上で7618万1千円です。

79ページから83ページ上段までの10款、1項、教育総務費においては1目、教育委員会費、2目、事務局費、3目、義務教育振興費、4目、育英事業費で所要の額を計上しまして教育総務費合計で5924万5千円でございます。

83ページ中段から10款、2項、小学校費は 電子教科書等のICT関連経費の計上で2326 万円。

85ページから86ページ下段までの10款、3 項、中学校費は学校施設の管理委託料など所 要の計上で1768万7千円です。

86ページ下段から90ページ上段までの10款、

4項、社会教育費においては1目、社会教育総務費、2目、公民館費、3目、コミュニティプラザ管理費は所要の額を計上しまして、社会教育費合計で2393万5千円の計上です。

90ページ中段から91ページまでの10款、5 項、保健体育費は1目、保健体育総務費で各 種スポーツ施設の維持管理委託料などを計上。 2目、給食推進費で準要保護児童生徒給食費 を計上し、1669万円の計上でございます。

92ページ、12款、1項、公債費におきましては元金、利子合わせて前年比1317万8千円増の3億4272万1千円でございます。1目、元金については平成27年度分の償還が開始されたことから増額となってございます。2目、利子については償還利子の高い起債が終了してきていることから減額となってきてございます。公債費においては過疎債、辺地債など有利な起債に限定すると共に基金活用を図った財政運営を進めておりますが、今後も増加傾向で推移するものと見込んでおります。

14款、1項、職員費におきましては新規採用職員の増員等によりまして本年度予算額4億7917万3千円でございます。

93ページ中段の15款、1項、予備費におきましては300万円でございます。

なお、94ページから104ページまでは給与費の明細書。105ページから106ページは債務負担行為に関する調書。107ページから108ページまでは地方債に関する調書をそれぞれ掲載しておりますのでご一読いただきたいと存じます。

予算書の前のページに戻りまして2ページ から6ページになります。歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算のとおりでございます。7ページをお開きください。債務負担行為につきましては2件で、期間、限度額をそれぞれ定めております。第2表、債務負担

行為に記載のとおりでございます。8ページをお願いいたします。地方債につきましては8件、総額で1億3940万円。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、及び償還方法につきましては第3表、地方債に記載のとおりでございます。以上、一般会計予算についてご説明を申し上げました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○副議長(大谷元江君) 議案第26号、議案 第27号及び議案第32号については住民課長、 小尾雅彦君。

〇住民課長(小尾雅彦君) 議案書国保1ページをお願いいたします。議案第26号、令和2年度占冠村国民健康保険事業特別会計予算の説明をいたします。歳入歳出予算の総額は1億6010万円と定めるものでございます。

以下、事項別明細にて歳入からご説明をいたします。国保7ページをお願いいたします。 歳入、1款、1項、1目、一般被保険者国民 健康保険税、前年対比230万円増の3263万4千 円です。

2款、1項、1目、督促手数料につきましては前年同様1万円です。

4款、1項、道補助金、1目、保険給付費等交付金は国保8ページまでで前年対比63万6千円増の9723万6千円です。

5款、1項、1目、一般会計繰入金、2目、 国保財政調整基金繰入金、合わせまして525万 円増の2975万円です。

6款、1項、1目、繰越金は前年同様20万円です。

国保9ページです。7款、1項、1目、一般被保険者延滞金、2目、退職被保険者等延滞金は計上ありません。

7款、2項、1目、特定健康診査等受託料、 前年同様27万円の計上です。

7款、3項、1目、一般被保険者第三者納

付金から3目、雑入まで計上ありません。

続きまして国保10ページから歳出です。1 款、1項、総務管理費、1目、一般管理費から2目、連合会負担金合わせまして前年対比47万4千円増の1561万9千円です。

国保11ページの中段です。1款、2項、1 目、賦課徴収費は前年対比1万3千円増の27 万3千円です。

1款、3項、1目、運営協議会費は前年比1万円増の10万2千円です。

国保12ページをお願いします。1款、4項、 1目、趣旨普及費は前年同様7万5千円の計 上です。

2款、1項、1目、一般被保険者療養給付費から3目、審査支払手数料合わせまして前年対比20万円減の7350万円です。

国保13ページ中段です。2款、2項、1目、 一般被保険者高額療養費、2目、一般被保険 者高額介護合算療養費、合わせまして前年対 比100万円増の1207万5千円でございます。

2款、3項、1目、一般被保険者移送費は 前年同様1千円の計上です。

国保14ページです。 2 款、 4 項、 1 目、出 産育児一時金は前年同様126万円の計上です。

2款、5項、1目、葬祭費も前年同額の3 万円の計上です。

3款、1項、1目、一般被保険者医療給付費分、国保15ページの中段まで3目、介護納付金分、合わせまして前年対比684万9千円増の5408万1千円でございます。

4款、1項、1目、共同事業拠出金は1千円の計上です。

5款、1項、1目、特定健康診査等事業費、 国保16ページの中段までで前年対比1万5千 円減の144万円でございます。

5款、2項、1目、保健事業費は前年対比 2万2千円減の164万3千円の計上です。 国保17ページから国保27ページまでが給与 費明細書となります。

続きまして診療所1ページをお願いいたします。議案第27号、令和2年度村立診療所特別会計予算、歳入歳出予算の総額は8270万円と定めるものでございます。

以下、事項別明細にてご説明いたします。 診療所7ページをお願いいたします。歳入で ございます。1款、1項、1目、占冠診療所 診療報酬収入、2目、トマム診療所診療報酬 収入、合わせまして前年対比389万3千円減の 2938万円の計上です。

1款、2項、1目、占冠診療所諸検査収入、 2目、トマム診療所諸検査収入合わせまして 前年対比56万7千円増の333万円でございます。

診療所8ページをお願いします。2款、1項、1目、占冠診療所手数料、2目、トマム診療所手数料、合わせまして前年対比2万6千円増の8万7千円の計上です。

3款、1項、1目、衛生費道補助金、前年 対比50万円増の500万円でございます。

4款、1項、1目、一般会計繰入金は前年 対比150万円減の4450万円でございます。

5款、1項、1目、繰越金は前年同様40万円の計上です。

診療所9ページです。6款、1項、1目、 雑入は前年同様3千円の計上です。

診療所10ページ、歳出でございます。1款、 1項、1目、一般管理費から3目、トマム診 療所管理費、合わせまして前年対比99万円減 の5700万7千円の計上です。

診療所12ページ下段で2款、1項、1目、 占冠診療所医療用機械器具費につきましては、 診療所14ページ上段の6目、トマム診療所医 療品衛生材料費、合わせまして前年対比331万 円減の2549万3千円の計上です。

3款、1項、1目、予備費につきましては

前年同様20万円の計上です。

診療所15ページから診療所24ページまでが 給与費明細書となります。

続きまして、歯科1ページでございます。 議案第32号、令和2年度占冠村歯科診療所事 業特別会計予算、歳入歳出予算の総額は2140 万円と定めるものでございます。

以下、事項別明細にてご説明をいたします。 歯科7ページでございます。歳入です。1款、 1項、1目、国民健康保険診療報酬収入から 6目、その他診療報酬収入、合わせまして前 年対比19万9千円増の1031万円の計上です。

2款、1項、1目、事務手数料、2目、その他手数料、合わせまして前年対比1千円増の24万3千円の計上です。

歯科8ページ、3款、1項、1目、繰入金 は前年対比20万円増の1千万円です。

4款、1項、1目、繰越金は前年同様50万円でございます。

5款、1項、1目、雑入は前年同様34万7 千円の計上です。

歯科9ページから歳出でございます。1款、 1項、1目、一般管理費、前年対比15万8千 円減の1656万8千円でございます。

歯科10ページ、2款、1項、1目、医業費は、前年対比55万8千円増の453万2千円でございます。

3款、1項、1目、予備費につきましては 前年同様30万円の計上でございます。以上で 説明を終わらせていただきます。

○副議長(大谷元江君) 議案第28号、議案 第29号につきましては建設課長、小林昌弘君。 ○建設課長(小林昌弘君) 予算書簡水1ページをお願いいたします。議案第28号、令和2年度占冠村簡易水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。提案いたします占冠村簡易水道事業特別会計予算は、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2110万円にしようとするものでございます。地方自治法第230条第1項の規定による地方債の設定は1件でございます。また、地方自治法第220条第2項ただし書の規定による歳出予算の流用ができる場合について定めております。

以下、事項別明細書、款項の区分を申し上げます。簡水の7ページをお願いいたします。 1款、1項、使用料、1目、給水使用料、現 年度分、滞納繰越分の計で前年比75万円増の 2208万1千円の計上でございます。

1款、2項、手数料、1目、審査手数料、 2目、登録手数料は前年と同額の2千円の計 上でございます。

2款、1項、国庫補助金、1目、水道費国 庫補助金は前年比90万増の246万6千円の計上 でございます。

3款、1項、繰入金、1目、一般会計繰入 金、8ページに行きまして2目、占冠村簡易 水道施設整備基金繰入金の計で前年比970万円 増の6530万円の計上でございます。

4款、1項、繰越金、1目、繰越金、前年 と同額の50万円の計上でございます。

5 款、1項、雑入、1目、雑入は前年比25 万円増の115万1千円の計上でございます。

6款、1項、村債、1目、簡易水道事業債 は前年比200万円減の2960万円の計上でござい ます。

続きまして歳出のご説明をいたします。簡水9ページになります。1款、1項、総務管理費、1目、一般管理費は前年比32万4千円増の1017万9千円の計上でございます。

9ページ下段から10ページにかけてです。 2款、1項、施設管理費、1目、施設維持費 は水道施設の維持経費を計上しまして、前年 比390万8千円増の4288万1千円の計上でござ います。 11ページになります。3款、1項、1目、 元金、2目、利子、合計で前年比657万3千円 増の3579万1千円の計上でございます。

4款、1項、施設建設費、1目、新営改良 費は、水道施設の機械電気更新工事費用を計 上し、前年比120万5千円減の3214万9千円の 計上でございます。

簡水12ページになります。5款、1項、予備費、1目、予備費は前年度と同額の10万円の計上でございます。

簡水13ページから簡水22ページまでが給与 費明細書を記載しております。簡水23ページ につきましては地方債の現在高の見込みに関 する調書を記載しております。戻りまして簡 水2ページから簡水3ページ、歳入歳出予算 の金額は第1表、歳入歳出予算のとおりでご ざいます。簡水4ページになります。第2表、 地方債につきましては1件、2960万円で、起 債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還 の方法について記載しております。以上でご ざいます。

続きまして下水道1ページをお願いいたします。議案第29号、令和2年度占冠村公共下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。提案いたします占冠村公共下水道事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9170万円にしようとするものでございます。地方自治法第230条第1項の規定による地方債の設定は3件でございます。また、地方自治法第220条第2項ただし書の規定による歳出予算の流用ができる場合について定めております。

以下、事項別明細書により歳入からご説明申し上げます。下水道7ページからになります。1款、1項、分担金、1目、浄化槽事業は前年比6万円減の3万円の計上でございます。

2款、1項、使用料、1目、下水道事業、 2目、浄化槽事業の計で前年比14万円減の 1466万6千円の計上でございます。

2款、2項、手数料、1目、下水道事業、 2目、浄化槽事業の計で前年同額の2千円の 計上でございます。

8ページになります。4款、1項、繰入金、 1目、下水道事業、2目、浄化槽事業の計で 前年比150万円増の7020万円の計上でございま す。

5款、1項、繰越金、1目、下水道事業、 2目、浄化槽事業の計で前年同額の20万円の 計上でございます。

6款、1項、雑入、1目、下水道事業、2 目、浄化槽事業の計で前年同額の2千円の計 上でございます。

下水道9ページになります。7款、1項、 村債、1目、下水道事業、2目、浄化槽事業 の計で前年比1370万円減の660万円の計上でご ざいます。

続きまして歳出になります。下水道10ページからになります。1款、1項、総務管理費、1目、下水道費、2目、浄化槽費の計で前年比16万3千円増の857万7千円の計上でございます。

11ページ、2款、1項、施設管理費、1目、下水道費、下水道12ページにいきまして、2目、浄化槽費で下水道処理場浄化槽の維持管理経費を計上し、前年比37万1千円増の3791万6千円の計上でございます。

12ページ下段からの、3款、1項、施設建設費、2目、浄化槽費は個別排水処理施設の設置費用を計上し、前年比592万7千円減の438万円の計上でございます。

下水道13ページです。 4 款、1項、下水道 公債費、1目、元金、2目、利子の計で前年 比684万8千円減の3626万6千円の計上でござ います。

4款、2項、浄化槽公債費、1目、元金、 2目、利子の計で前年比15万9千円減の436万 1千円の計上でございます。

下水道14ページ、5款、1項、予備費、1 目、予備費は前年と同額の20万円の計上でご ざいます。

15ページから24ページまでが給与費明細書を記載しております。25ページは地方債の現在高の見込みに関する調書を記載しております。お戻りいただきまして2ページから3ページになります。歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算のとおりでございます。下水道4ページになります。第2表、地方債につきましては3件で660万円、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について記載しております。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長(大谷元江君) 議案第30号、議案 第31号につきましては福祉子育て支援課長、 木村恭美君。

〇福祉子育で支援課長(木村恭美君) 予算書の介護1ページをお願いいたします。議案第30号、令和2年度占冠村介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。令和2年度占冠村介護保険特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を1億1700万円としようとするものです。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表、歳入歳出予算によります。

次に、事項別明細書により説明を申し上げます。介護7ページをお願いいたします。歳入からご説明申し上げます。1款、1項、介護保険料、1目、第1号被保険者介護保険料は本年度予算額1586万1千円の計上で、前年比177万8千円の減額でございます。

2款、1項、手数料、1目、督促手数料は

本年度予算額1千円。

3款、1項、国庫負担金、1目、介護給付費負担金は本年度予算額1600万円。

3款、2項、国庫補助金は1目、調整交付金、2目、地域支援事業交付金、3目、事業費補助金、4目、保険者機能強化推進交付金の計で8ページになります、本年度予算額1360万8千円で、前年比26万8千円の増額でございます。

4款、1項、支払基金交付金は1目、介護 給付費交付金、2目、地域支援事業支援交付 金の計で本年度予算額2676万6千円の計上で、 前年比190万3千円の増額でございます。

5款、1項、道負担金、1目、介護給付費 負担金は本年度予算額1300万円の計上で、前 年比158万3千円の増額でございます。

5款、2項、道補助金、1目、地域支援事業交付金は本年度予算額252万3千円の計上で、前年比5万2千円の減額でございます。

介護9ページでございます。6款、1項、 財産運用収入、1目、利子及び配当金は本年 度予算額1千円。

7款、1項、一般会計繰入金は1目、介護 給付費繰入金、2目、地域支援事業繰入金、 3目、第1号被保険者保険料軽減分繰入金、 4目、その他一般会計繰入金の計で本年度予 算額2500万円の計上で前年同額でございます。

7款、2項、基金繰入金、1目、占冠村介 護保険給付費準備基金繰入金は本年度予算額 290万円の計上で、前年比110万円の増額でご ざいます。

介護10ページをお願いいたします。8款、 1項、1目、繰越金は97万3千円の計上で、 前年比7万6千円の増額でございます。

9款、1項、延滞金及び過料は1目、第1 号被保険者延滞金、2目、第1号被保険者過 料の計で本年度予算額2千円。 9款、2項、1目、預金利子は本年度予算額1千円。

9款、3項、サービス収入は1目、介護給付費収入で本年度予算額36万円の計上で、前年同額でございます。

介護11ページになります。 9 款、4項、雑 入は1目、滞納処分費、2目、第三者納付金、 3目、返納金、4目、雑入の計で本年度予算 額4千円の計上でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。 介護12ページをお願いいたします。1款、1 項、総務管理費、1目、一般管理費は本年度 予算額760万8千円の計上で、前年比63万5千 円の減額でございます。

1款、2項、徴収費、1目、賦課徴収費は本年度予算額6万8千円の計上で、前年比3 千円の増額でございます。

介護13ページになります。1款、3項、介護認定審査会費は1目、介護認定審査会費、2目、認定調査等費の計で、介護14ページになります、本年度予算額119万円の計上で、前年比4万4千円の増額でございます。

2款、1項、介護サービス等諸費、1目、居宅介護サービス等給付費、2目、介護支援サービス等給付費、3目、施設介護サービス等給付費、4目、福祉用具購入費、5目、住宅改修費の合計で本年度予算額8285万円の計上で、前年比500万円の増額でございます。

介護15ページでございます。2款、2項、 1目、高額介護サービス等費は本年度予算額 228万8千円の計上で前年同額でございます。

2款、3項、1目、特定入所者介護サービス等費は本年度予算額750万円の計上で、前年 比170万円の増額でございます。

2款、4項、その他諸費、1目、審査支払 手数料は本年度予算額6万2千円で、前年同 額でございます。 介護16ページをお願いいたします。3款、1項、地域支援事業費、1目、介護予防・生活支援サービス事業費、2目、一般介護予防事業費、3目、包括的支援事業費、介護17ページです、4目、その他諸費の計で本年度予算額1531万4千円の計上で、前年比1万2千円の減額でございます。

4款、1項、償還金及び還付加算金、1目、 第1号被保険者保険料還付金は本年度予算額 2万円で、前年同額でございます。

介護18ページでございます。5款、1項、 予備費は本年度予算額10万円の計上で、前年 同額でございます。以上が事項別の内容とな ります。

なお、介護19ページから介護28ページまで は給与費の明細書を掲載しております。以上 が令和2年占冠村介護保険特別会計予算の内 容となります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の説明を申し上げます。後期1ページをお願いいたします。令和2年度占冠村後期高齢者医療特別会計は歳入歳出の総額を1790万円としようとするものです。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表、歳入歳出予算によります。

次に、事項別明細書によりご説明を申し上げます。後期7ページをお願いいたします。 歳入からご説明いたします。1款、1項、後期高齢者医療保険料は1目、特別徴収保険料、2目、普通徴収保険料の計で本年度予算額1007万1千円の計上で、前年比10万円の減額でございます。

2款、1項、手数料、1目、督促手数料は 本年度予算額1千円。

3款、1項、一般会計繰入金は1目、事務 費繰入金、2目、保険基盤安定繰入金、3目、 その他一般会計繰入金の計で本年度予算額770 万円の計上で、前年比20万円の増額でござい ます。

後期8ページをお願いいたします。4款、 1項、繰越金は10万円。

5款、1項、延滞金、加算金及び過料、1 目、延滞金は本年度予算額5千円。

5款、2項、1目、雑入は本年度予算額2 万3千円の計上でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。 後期9ページでございます。1款、1項、総 務管理費、1目、一般管理費は本年度予算額 194万3千円の計上で、前年比5万円の増額で ございます。

1款、2項、1目、徴収費は本年度予算額 2万円の計上で、前年比5万4千円の減額で ございます。

後期10ページでございます。2款、1項、 1目、後期高齢者医療広域連合納付金は本年 度予算額1581万7千円の計上で、前年比10万 4千円の増額でございます。

3款、1項、償還金及び還付加算金は1目、 保険料還付金、2目、還付加算金の計で本年 度予算額2万円。

4款、1項、予備費は本年度予算額10万円の計上でございます。以上が令和2年度占冠村後期高齢者医療特別会計予算の内容となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○副議長(大谷元江君) これで提案理由の 説明を終わります。

お諮りします。

議案第25号、令和2年度占冠村一般会計予算の件から、議案第32号、令和2年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算までの件につきましては、議長及び副議長を除く5人の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

会議を開きます。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号から議案第32号までの件につきましては、議長及び副議長を除く5人の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定しました。

暫時、休憩します。休憩中に予算特別委員 会の委員長、副委員長の互選をお願いします。

> 休憩 午後1時57分 再開 午後2時02分

〇副議長(大谷元江君) 休憩前に引き続き

諸般の報告をいたします。休憩中に開催された予算特別委員会において、委員長に藤岡幸次君、副委員長に五十嵐正雄君が互選された旨の報告がありました。

◎休会

○副議長(大谷元江君) お諮りします。議 事の都合により、3月7日から3月8日まで の2日間を休会にしたいと思います。これに ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 異議なしと認めます。したがって、3月7日から8日までの2日間を休会することに決定しました。

◎散会宣言

○副議長(大谷元江君) 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。 本日はこれで散会いたします。

散会 午後2時03分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 2 年 3 月 31 日

占冠村議会副議長 大谷元江

(署名議員)

占冠村議会議員 藤岡幸次

占冠村議会議員 五十嵐 正 雄

令和2年第1回占冠村議会定例会会議録(第3号) 令和2年3月9日(月曜日)

〇議事日程

				議長開議宣言(午前10時)
日程第	1			令和2年度村政執行方針及び教育行政執行方針
日程第	2	議案第	1号	指定管理者を指定することについて
日程第	3	議案第	2号	占冠村学校運営協議会設置条例を制定することについて
日程第	4	議案第	3号	占冠村スポーツ推進委員設置条例を制定することについて
日程第	5	議案第	4号	職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を制定 することについて
日程第	6	議案第	5 号	占冠村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正 する条例を制定することについて
日程第	7	議案第	6 号	占冠村印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについ て
日程第	8	議案第	7号	占冠村地域企業振興条例の一部を改正する条例を制定するこ とについて
日程第	9	議案第	8号	占冠村定住促進条例の一部を改正する条例を制定することに ついて
日程第	10	議案第	9号	交流促進施設双民館設置条例の一部を改正する条例を制定す ることについて
日程第	11	議案第	10 号	湯の沢保養施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正す る条例を制定することについて
日程第	12	議案第	11号	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性 の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政 手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部 を改正する法律の施行に伴う関係条例等の整備等に関する条 例の制定について
日程第	13	議案第	12 号	占冠村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第	14	議案第	13 号	占冠村へき地保育所設置条例の一部を改正する条例を制定す ることについて
日程第	15	議案第	14 号	占冠村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を制定 することについて
日程第	16	議案第	15 号	占冠村営住宅管理条例の一部を改正する条例を制定すること について
日程第	17	議案第	16 号	占冠村簡易水道事業給水管理条例の一部を改正する条例を制

定することについて

日程第 18 議案第 17 号

占冠村有償旅客自動車運送事業の設置及び管理に関する条例 の一部を改正する条例を制定することについて

〇出席議員(6人)

副議長 1番 大 谷 元 江 君 2番 藤 岡 幸 次 君

3番 五十嵐 正 雄 君 5番 下 川 園 子 君

6番 小 林 潤 君 7番 児 玉 眞 澄 君

〇欠席議員(1人)

議長 8番 相 川 繁 治 君

〇出席説明員

(長部局)

占 冠 村 長 \mathbf{H} 中 正 治 会 計 管 理 者 伊 藤 俊 幸 総 務 課 史 企画商工課長 長 多 田 淳 三浦 康 幸 地域振興対策室長 藤 田 尚樹 農 林 課 長 平 出 卓 林業振興室長 本 治 建 設 課 長 小 林 昌 弘 根

民 課 福祉子育て支援課長 住 長 小 尾 雅 彦 木 村 恭 美 トマム支所長 平 川満 彦 総務担当主幹 阿部 貴 裕

職員厚生担当主幹 森田 梅 代 財務担当主幹 鈴 木 智 宏 商工観光担当主幹 佐々木 企 画 担 当 主 幹 智 猛 橘 佳 則

農業担当主幹 杉岡裕二 林業振興室主幹 髙桑 浩

建築担当主幹嵯峨典子環境衛生担当主幹後藤義和

戸籍担当主幹 竹内清孝 国保医療担当主幹 上島早苗

保健予防担当主幹 本 叔 子 村立占冠診療所主幹 広 出 小 瀬 敏 介護担当主幹 社会福祉担当主幹 野 原 大 樹 細 JIL 明 美

子育て支援室主幹 石 坂 勝 美

(教育委員会)

育 長 藤 本 武 教 育 次 長 幸 合 \blacksquare 学校教育兼総務担当主幹 松 永 真 里 社会教育担当主幹 蠣崎 純

(農業委員会)

事 務 局 長 平岡 卓

(選挙管理委員会)

書 記 長 多田淳史

(監査委員)

監 查 委 員 木 村 英 記 監 查 委 員 児 玉 眞 澄

事 務 局 長 岡崎至可

〇出席事務局職員

事 務 局 長 岡 崎 至 可 主 事 久 保 璃 華

◎開議宣告

○副議長(大谷元江君) おはようございます。ただいまの出席議員は6人です。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程

〇副議長(大谷元江君) 本日の議事日程は、 あらかじめお手元に配布したとおりです。

◎日程第1 村政執行方針

○副議長(大谷元江君) これから村長、教育長の執行方針に対して質疑を行います。なお質疑、答弁は要点を明確にし、簡潔に発言してください。はじめに村長の村政執行方針に対する質疑を行います。質疑はありませんか

3番、五十嵐正雄君。

O3番(五十嵐正雄君) それでは7点ほどに渡って質問したいと思います。主は林業問題を中心にして話を聞きたいと思います。まず、6ページ上から4行目の、未来を託す子どもの環境づくりの中の、新たな取組みとして村内で必要な有資格者の確保・育成を図るため、教育支援制度の検討を開始しますと。これについて具体的な、どういったことを想定してこれから取り組んでいくのか、そのへんについて、まず1点目、伺います。

2点目、8ページです。人材育成の関係で 林業に絞って人材育成の関係について伺いた いと思います。林業でいえば、役場の林務担 当者は、役場の人事の中で大体3年ないし5 年ぐらいのサイクルで仕事が変わるというこ とで、十分に仕事に精通することができない というのが以前の役場の林政に対する状況で した。そこで林野庁や北海道から林業技術者 を招へいして、林業振興室を設置して、役場 職員の林業技術や施業、調査、測量等の取得 に取り組んできました。

しかしながら、残念ながら、なかなかここについては育っていないというのが現状だと認識しています。村の林業振興を進めていくためには、林業を担う人材育成が必要だということです。今、国有林から、林野庁から、また、道から、林業技術者が来ている間に、役場職員の人材育成というのを真剣に取り組まなかったら重要な林業がなかなか進行していかない。進めていけないということだろうと思っています。このへんについて、人材育成の中でとりわけ、庁内における林業担当者の育成について村長の考え方を伺いたいと思います。

次に10ページです。(2) 林業の6行目で、 地域の森林施業をうんぬんという中で、村内 在住の林業プランナーが試行的に実施する集 約化施業への技術的支援を行うと。これにつ いての中身、どういったことを進めていくの か、具体的に。今までにない言葉だと思いま すので、これについての取り組み方、考え方 を伺います。

次に、11ページ②の、私有林の育成支援という中で、森林環境譲与税の使い方について触れています。村としては、私有林と連携した森林整備を図っていくために、既存路網の維持修繕を軸に、関係機関との協議を進めていくということで、額も少なくて、年々増えてきているわけで、次年度については400万以上の金が出るわけですけれども、当初の考えではこれらを積んで、一定の額が貯まれば民有林の林業振興に充てていくという話でありましたけれども、今回の執行方針の中では、村有林や民有林の既存の路網の整備を図って

いくということです。

私のほうで全国的なこの金の使い方を調べたら、こんなこともやるのかというような、いろいろなことが各市町村で取り組まれています。北海道でも、いろいろなことに譲与税を使って取り組んでいるということですので、全国的にもいろいろな使い方を考えた取り組みが進められているので、このへんについて調査・研究をして、うちの村に合った、一番使って価値が出てくるような、取組みをぜひ考えていただきたいということで、このへんいついての考え方を伺います。

次に同じく11ページの③林業事業体への支援です。村内の事業体育成をどのように取り組むのか伺いたいと思います。既に村内では、以前は3事業体でしたけれども、現在、4事業体がうちの村でそれぞれ、村有林やなんかと関わって仕事をしているということです。このへんについて、今、状況が変わっていますので、4事業体を想定した事業体の育成について、どのように進めていくのか伺いたいと思います。

次に、同じく11ページの④林業の六次産業化の問題です。薪生産やメープルシロップ生産を担っている木質バイオマス生産組合の組織体制の強化は避けて通れませんということで、この間、一般質問等でも、やっぱり今の木質バイオマス生産組合の体制等についてはいろいろ問題があるということで、体制整備の強化を図っていくことが必要だということを言ってきました。なかなか進んでいないけですけれども、木質バイオマス生産組合のいろな問題点について、十分、事業体とも話し合いをし、なんとか強化をして、薪生産とかメープルシロップ等の木質バイオマスに課せられていけですから、木質バイオマスに課せられてい

る課題に具体的に取り組んでいくような、木質バイオマス生産組合の体制をぜひ確立していく必要があると思いますので、そのへんについての考え方を伺います。

次に12ページ、道の駅の問題です。道の駅の③の5段目の中で、利用促進と顧客満足度向上に向けた施策を検討・実施してまいりますと言っております。この間、議会でも何回かに渡って、あそこに私有地があって、この問題についてずっと議論しているけれども、現状、花畑で借りているということで、そこから一歩も前へ進んでいないというのが現状です。あのエリア全体を道の駅エリアとして、いろいろな事業を展開していくためには、あの私有地を村として買い上げて、より充実した取組みが求められています。このへんについての考え方を伺います。以上7点、まず伺いたいと思います。

〇副議長(大谷元江君) 村長、田中正治君。 〇村長(田中正治君) 五十嵐議員のご質問 にお答えをしたいと思います。非常に長くな りますけれども、まず、はじめに6ページで すか、教育支援制度の検討という部分でござ います。占冠村には、一般的に大学まで奨学 資金という形で支援制度を設けてございます。 そういった中で村内における有資格者がなか なか確保できないという現状はあります。こ れを検討させていただいて、全国的な状況も 調査しながら、全道的な状況も調査しながら、 とは思っていますけれども、これらの人材を どういった領域に広めて、そういった人材を 育てて占冠に就職してもらう、来てもらう方 法がないものだろうかということで検討をは じめたいということでございます。

具体的に言いますと、介護職員、医療職員、 それから保育職員、保健師等を、その後に出 てきます林業技術者もその中に入るのかどう か分かりませんけれども、そういった資格を 有する職種において、なかなか募集をかけて も占冠村に来ていただけないという現状を踏 まえますと、村内の皆さんにそういった資格 を取るための支援制度があれば、高校卒業し て専門学校、あるいは大学でそういった資格 を取って占冠に戻ってきていただける、こう いった施策はないだろうかということでぜひ これを検討してみたいと思っています。

あるいは、村外にいても村出身の方が新た に資格を取って占冠に就職したりとか、可能 性としてはいろいろ広がると思うんですが、 これも限られた基金の中でやろうとするわけ でございますから、どこまで可能性を広げて やれるかというのも、今回、結論を見出して もっと具体的に提案できればよかったんです が、ぜひ議会、それから村民関係者の皆さん とも議論をした中で、検討をした中で、ぜひ 来年度の予算には盛り込みたいなという私の 思いでございます。そういったことで、村か ら占冠から戻りたいという有資格者の方をぜ ひ引き入れて、占冠でご活躍をいただける方 法がないかというのが、私が今回提案した内 容でございます。

次に、林業人材育成の部分で、森林林業プランナーによる人材育成という部分がございます。林業施業プランナーにつきましては、平成23年の森林法の一部改正でいわゆる森林林業再生プランに伴いまして、市町村森林整備計画の策定に関しては、学識経験者として、森林総合管理士等の支援が位置付けられまして、地域に密着した森林林業プランナーは森林総合管理士等と連携しながら地域の林業を振興していくこととされております。そういった中で森林施業プランナーの役割として、路網の設計や森林施業の方針、あるいは事業収益を示した施業提案書を作成して、それを

森林施業者へ提示して地域の合意形成を図りつつ、森林林業の集約を図っていくことができるのであるということで、極めて高い専門性が求められているわけでございます。

こういったプランナーにつきましては、これまで本村地域にはおりませんでしたが、本年2月から富良野地区森林組合担当者、それから、村内事業体職員の2名が有資格者となりましたので、本村に林業施業のプランニングを施行できるよう、技術等の支援を図ってまりたいと思っております。

それから併せて、北海道からも要請されておりますけれども、北の森づくり専門学院が旭川市に開校いたします。ここの専門学院に入校予定者が現在、40名近いと聞いております。こういった方々の林業の経験値として、占冠にもぜひ来ていただいて、専門の知識を学んでいただいて、そういった方々を北海道からの要請では森林組合、あるいは市町村に指導的役割を担える人材を派遣したいと。もちろん、林業事業体にもそういった人の派遣をしたいというよりも、就職をさせたいというような要請もありますので、村もこういった協議会に参加をしておりまして、支援金等も予算化させていただいております。そんな中でぜひやっていきたいと思っております。

それから次に、11ページの私有林の育成に 関わるお話でございます。私有林の育成支援 ということで、議員の言われているとおり、 新たな森林環境譲与税の具体的な活用に向け ては、私有林の効率的な森林整備を図ってい くことを目的としておりますので、国有林を はじめとした関係機関との協議を行いつつ、 路網の維持、修繕を起点として検討を進めた いと。額が大きくないものですから、基金等 の積立も必要かと思いますけれども、そうい った検討を進めてまいりたいということでご ざいます。また、これによりまして、機械改装費や間接コストの低減、あるいは森林整備推進協定を活用した勉強会等で、村内事業体が研鑽した林業技術を私有林整備への活用など、こういった譲与税の効果的な使用に資する取組みが図られるのではないかとも思っております。

一方、事業体の育成というご質問もございました。林業事業体への支援、あるいは育成という部分では、議員のご指摘のとおり、高齢化、あるいは林業事業者の減少等を含めて、占冠的には大変厳しい状況にあると私も認識しておりますけれども、今年度においては、11月に赤岩地区の鬼峠村有林におきまして、森林施業技術の向上を目的とした天然林モデル施業検討会、あるいは令和2年1月には、森林施業により搬出された素材の仕分け技術の向上を目的とした素材品等格付け勉強会等を、村内林業事業体にも参加をいただきまして、国有林と連携した技術支援に取り組んでおります。

この結果、既に一部村内事業体においては、 有利販売に向けた樹種ごとの採材を試行的に 開始したほか、従来では価格の安い原材料の 付加価値化に向けた家具への利用等も模索し ているところであります。徐々にではありま すけれども、本村の林業が進みつつあるので はないかと思っております。今後におきまし ても、林業事業体との情報交換を行いながら、 実効性ある勉強会の開催や魅力的な取組みへ の支援を図るなど、粘り強い対応をしていき たいと考えております。

次に、11ページになりますけれども、六次 産業化の課題でございます。六次産業化に向 けて、事業の課題を踏まえてどういった改善 策をどうしたものかということでございます けれども、これまでも村が主導する中で林業 六次産業化に取り組んできたところであります。しかし、林業という産業は、家の建築方法が変わると、木材の利用方法や価格も変動してくるほか、10年前は質の低い木がほぼパルプ材という形で取引きされていましたけれども、現在では熱や発電といったバイオマス利用が主体となるなど、刻々と変化する社会情勢に対応していく必要があると思っております。

また、このような社会情勢に迅速な対応を 図っていくためには、近隣地域を含めた林業 構造を理解しながら、情勢変化にも対応可能 な技術を身につけていかなければならないと 考えております。このため、まずは村内林業 事業体の基礎的技術の研鑽を再度図りつつ、 既に実施している薪生産、あるいはメープル シロップ事業における生産性や品質の向上を 中心に支援を実施してまいりたいと考えてお ります。

現状における薪生産の内容でございますけれども、薪生産につきましては、平成29年度に販売額が下げ止まりとなって以降は、徐々に販売額を盛り返している現状にあります。特に、村内の一般住民や村外の販売額は平成27年の約4倍になっております。しかしながら、薪を購入していただいた村民の補助リスト等から分析しますと、固定客は非常に少ない状況であるほか、村外の顧客も同様となっておりまして、事業採算ベースで見るといまだ厳しいものとなっております。このため、現行の顧客を固定化、リピーター化するための品質の向上、及び収益率向上のための生産性の検討等が必要と認識をしております。

次に、12ページの道の駅の顧客満足度を上 げるための利用促進でございます。議員がご 指摘の私有地の購入につきましては、これま でも幾度かご指摘を受けて、ぜひ村で購入を してくれと再三言われております。私として も、この土地につきましては、ぜひ所有者に ご理解をいただきながら購入に向けて努力を してまいりたいと思っております。

道の駅周辺の整備につきましても、こういった土地が必要だと私も思っておりますので、ここのところはなんとかご理解を求める努力を継続して、ぜひ購入をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

〇副議長(大谷元江君) 3番、五十嵐正雄君。

○3番(五十嵐正雄君) 答弁漏れなのか、 意図して外したのかよく分かりませんけれど も、2番目に質問した人材育成の関係で、村 の林業担当者は人事異動で仕事もよく覚えな いうちにころころ変わってしまって、現地も よく分からないうちに仕事が変わるというこ とで、村として、今、林業が大変重要な政策 の柱になってきている中で、なんとかしよう ということで、この間、道や国に対して技術 者の派遣を要請して、招へいして、この間、 林業振興室を作って進めてきましたよね。

そういう中で確かにいろいろなことを手掛けたわけですけれども、やはり中心になっていくのは役場職員、担当者がそこにいなければならないわけですけれども、ほとんど事務的な手続きに追われてしまって、林業技術や現地の山の状況を十分に把握できるような職場体制になっていないと、大変危惧しております。予算の補正のところでも見たように、毎年事業は計画するけれども、ほとんどは実行されないでお金を戻すと。こういうことがずっとここ何年間続いていることを考えれば、やはりきちんと現地を見て、どういう施業が今うちの村で必要なのか、そのためにこういった予算を付けると。こういうことができる

ような人材を、やっぱり庁内に作っていかなければなかなか林業を振興させられない。今、たまたま室長や技術者がいるからなんとか、いろいろなことを含めてできるということですけれども、やるとなるとかなり大変な仕事を担当者はやらなきゃならんと。

将来を考えたら、林業担当者はきちんとそういった技術等を取得して、また、現地をきちんと把握して、これから取組んでいかなければならないと。そういった意味で今回、人材育成を村長の執行方針の中で大きく謳っていますから、林業関係の人材育成をどのようにしていくのかということで質問していますので、それについて村長の考え方、取り組み方を伺います。

〇副議長(大谷元江君) 村長。

〇村長(田中正治君) 方針として、まず、 人材育成という部分では、そういった有資格 者のお話をさせてもらうということで、これ を意識した文言となっております。先ほど申 し上げましたように、議員のおっしゃるとお り、林業の専門職は私も必要と思っています。 そういった意味では、今年開校します北の森 づくり専門学院の卒業生、あるいは林業科の 卒業生を占冠村にも採用する計画を持ちなが ら、ぜひその専門職の育成をしたいなとは思 っております。

現状、議員のおっしゃるとおり、国有林、 道有林を含めた林業指導員、あるいは林業専 門員という形でやっていますけれども、将来、 基幹産業と私も位置付けておりますので、そ ういった専門職員の配置については今後検討 してまいりたいと思っております。以上です。 〇副議長(大谷元江君) 他に質疑はありま せんか。

6番、小林潤君。

○6番(小林 潤君) 議長のお許しを得ま

したので、村政執行方針について2点お伺いをしたいと思います。1点目ですが、7ページの(3)宿泊税について、北海道では観光振興税の検討が始まっており、本村においても、北海道と足並みを揃えて宿泊税の導入に向けた検討を進めるというふうに記載されております。この間、議員からの一般質問でも村の宿泊税について質問している中で、その時の答弁も導入に向けて検討を進めるという回答でした。私自身も、この時期にきて議員も宿泊税について、本腰を入れて勉強していかなければならないと感じているところでございます。

調べましたところ、2月13日付の道新の社 説に、宿泊税の導入を検討する道の有識者懇 談会は、利用者1人1泊当たり100円を道が 一律に徴収し、同種の課税を行う市町村が独 自に上乗せする案をまとめた。そして、導入 を目指している市町村は20ぐらいあるという ことが載っておりました。また、2月22日の 道新富良野版では、富良野市が2022年度の導 入を目指す宿泊税導入について、5回目の有 識者会議を開いたというふうに載っておりま した。道、富良野市、それぞれ導入に向けた 検討が進んでいることが分かります。

また、倶知安町では、昨年11月1日から宿泊税を導入しました。倶知安町のホームページで宿泊税の関係を確認してみますと、平成29年6月に宿泊税導入に向けた検討開始について議会に報告をしております。平成30年12月定例議会で宿泊税条例を可決しております。この間、1年6カ月くらいですよね。宿泊税導入検討ワーキンググループを5回、有識者会議を4回、北海道との情報交換を5回開催していると。このほかに、宿泊税導入に向けたアンケートの実施、それから観光税を皆で考えましょうというシンポジウムの開催、そ

れから宿泊税制度のパブリックコメントの募集ということも行われているようです。 倶知 安町は、道に先んじて独自で宿泊税を導入した経緯があるので、このような手順を踏んでいるんだと思います。

村の場合は、北海道の導入と併せて実施する意向ということですので、あながち倶知安町と同じスケジュールをこなすとは限らないとは思いますけれども、宿泊税、これは法定外目的税でございますので、法定外目的税の性質から、納税者に宿泊税の目的と使途を明確に説明する必要があるんじゃないかなと思っております。

実際、村で導入に向けた検討を、今、お話しましたように、期間、それから各種会議の開催を考えたときに、到底片手間でできるようなボリュームではないというのは明らかでございます。うちの検討を進める場合に、検討に関わる担当部局、うちでいけばどこかの課になると思うんですけれども、検討を担っていく人員的体制をどのように考えているのか、まずお伺いしたいと思います。

次に2点目ですけれども、福祉関係についてです。17ページになります。福祉関係については、各種福祉計画に基づいて多岐に渡った事業について述べられております。各種福祉計画の策定方法についてお伺いをしたいと思います。2、地域医療の充実と住民ニーズに即した福祉施策の(1)高齢者福祉では、というところで、高齢者のニーズ調査を行い第8期の高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画を策定します。同じく17ページ、(2)障がい者福祉では、占冠村第2期障がい者計画に基づき各種施策の推進に努めてまいります。それから19ページになりますけれども、第3、未来を託す子どもの環境づくりのところで、1、子育て支援の整備では、のところ

の中段に、本年3月に策定する第2期占冠村 子ども・子育て支援事業計画に基づき、と書 かれております。

今申し上げました3つの計画は、村の総合 計画、占冠地域福祉計画と整合性を保ちなが ら作成されているようですけれども、予算上 では第8期介護保険事業計画は自前で策定、 それから今、第2期ですから、第3期の障が い者計画については外部委託のようになって いるようです。それから過日、全員協議会で 説明のあった、子ども・子育て支援法により 策定が義務付けられている第2期占冠村子ど も・子育て支援事業計画策定も外部委託にな っております。限られた職員の中で法によっ て策定が義務付けられている計画、例えば、 第1期の計画については、外部委託というの はある意味やむを得ないのかなとは考えてお りますが、今述べました福祉の各種福祉計画 はけっこう数が多いんですよね。

この数を考えた場合、それと外部委託すると予算上300万円程度が掛かっていることを踏まえたときに、第2期目以降の福祉計画の策定ですけれども、自前で策定する努力も必要ではないかと方針を読んでいて思いました。今後、各種福祉計画書の策定にかかる経費、自前でやるのか外注にするのかという部分ですけれども、基本的な考えについてお伺いをしたいと思います。以上です。

〇副議長(大谷元江君) 村長。

○村長(田中正治君) 小林議員のご質問に お答えをいたします。まず、宿泊税の導入に 関わった取組みの考え方ということのご質問 でございます。宿泊税につきましては、これ まで北海道において、専門家会議等を開催し ておりますけれども、その後、専門者も含め た会議に関係市町村が出席をする形で、観光 振興税に関する懇談会というのが開催されて おります。ここに占冠村からも総務課長、企 画課長、2名が参加をして取組みの状況につ いて把握をしてきたところでございます。

この宿泊税については、専門家会議から3 つの方法等について提案がなされ、最終的に 結論ではないということでございますけれど も、北海道は100円、それに上乗せするのは 自治体にお任せするといったようなことが専 門家会議で意見として出されたということで す。それを受けて、それぞれ市町村もさまざ まな判断をしながら対応をするということで ございます。

今後においても、それぞれ導入市町村においては北海道が説明会、あるいは懇談会等を開催しながら、そこらへんの整合性を含めて検討をしていくということでございます。北海道においては減免措置をしないという方向が強いようでございますけれども、占冠村はそこまでまだ検討しておりません。そういった中で、今年度において、そういった事業者、あるいは関係団体との協議をしながら決めてはいきたいとは思ってはおります。

実施年度につきましては、北海道が示している行程表では、令和4年4月というふうに示しておりますので、今のところ占冠村も令和4年4月施行の方向で対応をしていきたいなと考えております。この間、議員のご指摘の人の配置、どうやって課税をするのか、あるいはその集めた税をどう使うのかということについて、当然、お伺いを立てて許可を得なければ、特定目的税でございますので承認にならないということで、現実に大変な作業があるんだろうなと思っております。

村としては、ぜひ北海道に職員の派遣をお願いいたしまして、実は係長級の職員を派遣いただくということで、ほとんど内定をいただいておりますので、この方を中心に企画課

にあります地域振興室に配置をしながらそういった調整、宿泊税のみならず地域づくりも含めてそういった任を担ってもらおうということで内定をいただいておりますので、職員を張りつけてこれに対応してまいりたいと思っております。

次に、17ページからの各種福祉サービスにおける計画でございます。まず、占冠村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画につきましては、これまでも職員の手作りでやって、最終的に介護保険料等の決定をしなければならないという計画のようでございますので、ここはこれまでも職員がずっと手作りでやって許可を得てきたという経過を踏まえれば、委託じゃなくてもできるんだろうという判断をさせていただいて、予算の査定どおりにそういったことにさせていただいております。

子ども・子育て計画については、補助金が付いておりまして、これについてはニーズ調査等がありまして、計画によって補助が付くものがありますので、そういったものについては委託になるというようなことで考えております。それぞれの計画の目指すところ、あるいは最終的に求められる計画の内容等を勘案しながら委託、それから自前を含めて検討させていただいて決定をさせていただいているという状況でございます。以上です。

○副議長(大谷元江君) 6番、小林潤君。 ○6番(小林 潤君) 宿泊税のところでは、 ただ今、道から派遣されてきている職員がこ の3月で道に戻られるということもありまし たので、単純に人員が減るというのが頭にあ りましたので、その体制でどのように宿泊税 の検討を進めていくのかすごく心配なところ があったんですけれども、今の村長の答弁で、 今回、道に戻られる後任の方もほぼ決まった ということで、人的配置は今までと変わらな いという答弁でした。

ただ、調べれば調べるほどいろいろな状況 が出てきているといいますか、例えば福岡県 のほうでも宿泊税の関係で、今年の4月1日 から導入するということで、福岡市、北九州 市、それと福岡県、俗にいう二重課税という ような形で課税するようです。福岡市では宿 泊税導入にかかるいろいろな疑問点と言いま すかね、納税者がこういうことを心配するだ ろうということで、質問事項も82項目に渡っ て、読んで見ていったらこんなことも想定さ れるのかというような内容になっております。 宿泊税においては、いろいろなことが想定さ れますので、納税者が理解できるような形で、 村内有識者会議等も多分組織されると思うん ですけれども、そういう会議の中で十分意見 反映をしていってもらいたいと思っておりま

それから福祉計画の関係、私が質問した部分の中で、はなから外部委託した場合に自前、一般財源でやるという気持ちがあったものですから、計画によっては補助金も付くということですので、補助金の付くやつについては、それを有効に活用して外部委託もやむを得ないかなと考えております。今後とも、福祉の各種計画はかなり本数がありますので、自前でできる部分は介護保険のような形で、作れるものは自前で取組んでいってほしいと思っております。以上です。

〇副議長(大谷元江君) 村長。

○村長(田中正治君) まず、宿泊税については、議員のご心配のとおり、複雑多岐に渡っていると思いますので、ここのところは道と調整をしながら、分かりやすい課税を目指したいと。事業者、あるいはその関係者が分かりやすい課税方法を目指したいと私も思っているところでございます。

各種計画につきましては、村がこの計画を 作らないと補助金が出ないとか、さまざまな 要件があるものですから、やはり国に求めら れるものについては相当レベルの高い、相当 高度なものを要求されるということもあって、 委託をさせていただいていますし、それ以外 のものについては、これまでのやり方を踏襲 しながら、自分たちでできるものについては なんとか自分たちで作ろうということは、庁 内の中でも確認をさせていただいております ので、できるだけ支障のないように各種計画 は策定をしてまいりたいと思っておりますの で、よろしくご理解をお願いいたします。

O副議長(大谷元江君)では、ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時56分 再開 午前11時10分

○副議長(大谷元江君) 休憩前に引続き会 議を開きます。質疑はありませんか。

2番、藤岡幸次君。

○2番(藤岡幸次君) それでは、早速質問に入らせていただきます。まず、5ページになります。第2、安全で安心な暮らしを守る基盤づくりの中の、上から5行目、大雨、台風、地震など予期しない災害がいつ発生するか分からない現状において、さまざまな災害に対応できるよう地域防災力を高めてまいります、とあります。当然、大規模災害等を想定した際には、自衛隊、消防、警察等のヘリコプター等の要請も場合によりあるのかなといった中で、村内におけるヘリポートの指定場所があるのかなと思いますので、そのへんの箇所数、また、場所についてお伺いしたいと思います。

2点目になりますが、8ページです。主な 施策2、経済循環が図られる基幹産業の振興 ということで、(1)農業の中の6行目です かね、農業の生産条件が不利な地域における 農業生産活動を継続するとともに、地域の活 性化に結びつけていきたいと考えています。 というのがあるんですが、具体的に生産条件 が不利な地域、継続したいということだけれ ども、ちょっとよく分からないんですね。ど のような地域を考え、どう継続するつもりな のかについてお伺いしたい。

続いて9ページです。農業関連ですが、② 畑作振興の最後の方になりますけれども、新たな飼料作物の作付けについて検討していくとありますが、具体的に作付け作物について、どのような物を考えられているのか教えていただきたいというところです。

続いて12ページの商工・観光・労働の中の ④湯の沢温泉、こちらについて、年々30年度 の入館者数は16483名、宿泊客も2千を超え るまでに増加してきておりますと。今後、指 定管理者と協議しながら、既存の施設の有効 活用等を検討し、さらなる利用促進に向けて 各種の施策を推進していきたいと。この利用 促進、各種の施策ですが、どのようなものを 具体的に考えられているのか、お話をお聞き したいと思います。

続いて、13ページになります。⑦労働の部分の冒頭から、既存施設を活用した勤労福祉会館の整備を行い、地域の勤労者の福祉増進を図ります、というように謳われておりますけれども、具体的に、勤労福祉会館はどこを想定し、また、どのような資金手当でどのような取組みをされるのかについてお聞きしたいと思います。以上です。

〇副議長(大谷元江君) 村長。

○村長(田中正治君) 藤岡議員のご質問に お答えをいたします。まず、5ページの地域 防災力に関わるご質問で、ヘリポートの設置 についてのご質問でございます。ヘリポート につきましては、現在、本村には運動公園、 総合グラウンド、それからトマムにおきまし ては中トマムの旧ヘリポート、トマム学校グ ラウンドということで4カ所を決めておりま す。この4カ所について、それぞれの状況に 応じて利用するということにしてございます。

次に、8ページにおける農業の生産条件の不利地という文言だけを読み取ったと思いますが、今年度より中山間地域等直接支払制度を活用して、こういった取組みをしたいということであります。中山間地域等直接支払制度でございますけれども、この制度につきましては、農業生産条件の不利な中山間地域において、集落等を単位に農業地を維持管理していくためのそれぞれ協定を結んでいただいて、それに従って農業生産活動を行う場合に面積に応じて一定額が交付される仕組みでございます。小さなものを一定の面積で活用していくということになるんでしょうけれども、これが10アール当たり1500円程度の支援がありますよと。

具体的には、集落の現状、それから目標、役割分担等を地域で話し合って、集落として目指すべき方向やその活動内容、それから交付金の使途等を含めたその協定を地域エリアで締結をしていただくということで、これについては詳細を担当から農業者それぞれにご説明をしながら、具体的にこういったものを活用していただくということで進めさせていただきたいということでございます。

次に9ページの新たな飼料作物ということで、本村の飼料作物は牧草、デントコーンを含めてあるわけでございますけれども、現在、新たな作物として上川農業改良普及センターと協力をして、村内の農業者の協力によりまして、飼料用ソルガムというものを作付けして地域の適用性、それから鳥獣被害に対する

対応等を含めてこれを検討したいということ でございます。

12ページにつきまして、湯の沢温泉の利用 促進ということで、昨日も議員とさまざまな 活用について議論させていただきました。湯 の沢におきましては、指定管理者においても さまざまな努力をしているところでございま す。村も含めて利用割引券とか、あるいは村 民感謝デーへの支援とかをやっているわけで すけども、より充実した内容ということで村 民割引券の継続、それからトマムリゾートへ の源泉の販売も実はやっているわけですね。 そういったものを活用したり、全館貸し切り プランの活用だとか、いずれにしても指定管 理者と協力しながら、さまざまな活動を通じ て利用しやすい施設、あるいは好まれる施設 として、質、それから内容の向上を図ってま いりたいとは思っております。

それから13ページ、勤労福祉会館の件でご ざいますけれども、ここにつきましては占冠 保育所を建設する際に、旧勤労福祉会館を取 り壊しさせていただきたいということでご提 案を申し上げました。その中で勤労福祉会館 はどうなるんだろうということで、当時、私 は旧保育所の遊戯施設についてはかなり補修 も入れていますから、まだ使える施設である だろうと。地域の働く人たちが集まれるスペ ースは、その遊戯施設で確保できるんじゃな いだろうかということで、代替施設として提 案をさせていただいておりましたので、保育 所が完成した折、勤労福祉会館については旧 保育所の遊戯施設の部分を有効利用させてい ただいて、地域の労働者、働く皆さんの集ま りの場、憩いの場として活用をしていただき たいということで、今回、予算措置をさせて いただいたものでございます。以上です。

〇副議長(大谷元江君) 2番、藤岡幸次君。

○2番(藤岡幸次君) まず、5ページのへ リポートの話ですけれども、中央地区2カ所、トマム地区2カ所ということで、双珠別地区 においては、中央地区からはかなり距離もあ り、防災関連の点から見たときに、孤立する 場合があるのかなと。そういったときに、ヘ リコプターですから空中から物資を投げ降ろ したり、人を吊り上げたりということはでき るんだろうけれども、なるべくスムーズな医 療活動、支援活動を考えたときに、やはり双 民館のグラウンドあたりを指定しておく必要 があるのかなと考えますので、検討のお気持 ちがあるかどうかについてお伺いします。

12ページの湯の沢温泉について、昨日も今も村長からお話がありました。ここでお話させていただきたいのは、令和3年のアスペン30周年記念事業の中で、何か企画を検討されているのかなと。なかなか静かな温泉ということで掴みもあるのかなと、そういったものもありましたので、お考えがあるのかなといったところで質問させていただいたというところなんです。もし、そのへんも検討の中にあるのであれば、再度お話を聞かせていただければと思います。

最後になりますが、13ページの商工・観光・労働の中の労働というところですが、今、勤労福祉会館が従来あって、新たな保育所整備をしたんだよと。従来あった勤労福祉会館に変わるものはどうするのという議論がそこに出たんだというようなお話ですが、これは私の考えですけれども、本来の勤労福祉会館とは建設された当時の状況と、今現在の中央地区における状況とは大きく変わっていて、例えば、勤労者の福祉というところは非常に重要なことは私自身も十分承知しております。そういった中で、そういう設備が立ち遅れているのはどこなのと考えたときに、本当に中

央なのかなと、私は考えるんです。

例えば、勤労福祉会館が整備された後に、コミプラ、役場の会議室、いろいろと解放されています。消防の会議室も解放されているはずです。村民が利用したいと思えば利用できるようになっているはずですよね。今度の新たな保育所の中にも、計画の中で多目的化の取組みがされているはずだなと。そういった点を勘案したときに、100%とは言わないまでも、本当にこの中央にまた再度、福祉会館の設備を取り組むことが、村として本当に正しい選択なのかと考えます。

もしやるならば、双珠別、占冠、トマム、 再度見直しして、本当に勤労者の福祉を会館 として取組むなら名前を変えるのも可である と思います。例えば双珠別勤労福祉会館でも いいです。トマム勤労福祉会館も然りです。 全く同じだと思います。そういったところを 全部もう一度洗い直し、最初に中央ありきと いう考えは村全体の勤労の福祉という観点か ら見たときに、本当に公正な行政なのかと考 えるわけです。このへんについてお考えをお 聞かせ下さい。

〇副議長(大谷元江君) 村長。

○村長(田中正治君) まず、ヘリポートの 設置でございますけれども、災害時における ヘリポートについては、ある意味柔軟に対応 するということからすれば、今のところ双民 館も可能ですし、湯の沢も可能ということで 協議は進めさせてもらっているという状況に なっております。

次に、勤労福祉会館でございますけれども、 前段の保育所建設時の議論を踏まえて、勤労 福祉会館の必要性について、私も検討させて いただきました。これまで多くの働いている 方々たちがあそこに集まって、さまざまな事 業をやってきていて、村の事業もそうですし、 他のそれぞれの働いている方々のグループでの利用、あるいはお祭りでの利用、地域の働いている方たちがそういったことで多種に渡って利用していただいていると現状を踏まえると、私としては今ある施設じゃなくて今の機能を確保してあげたいという気持ちで、当時も有効施設を使える施設として再利用をさせていただきたいということで提案をさせていただいたところでございます。

その時点でご理解が得られましたので、取り壊しもさせていただきましたし、そういった経過も含めてあります。議員の言われるように、他の施設でということもないわけではないですけれども、それぞれ機能を持った施設でございますので、新しい保育所は全然狭いですし、そういうところに集まるわけにもいかない。コミプラ等もいろいろな諸行事等を含めて使われていることもありますから、そういった働く人たちが使える施設として、村にあっても不都合はないんだろうと私は思った次第で、今回それらを開放したい、使っていただきたいということで提案をさせていただけております。以上です。

湯の沢の利用で、アスペンとの交流の中で何かどうだろうというお話もありました。そういった中で、確定はしていませんけれども、これから指定管理者とも話をなければなりませんが、お招きをした折には、湯の沢を貸し切りにした状況で、村民との交流を含めてやってみたいものだなという話としてはありますので、今後、内容を詰める段階で検討してまりたいとは思っております。以上です。

○副議長(大谷元江君) 2番、藤岡幸次君。 ○2番(藤岡幸次君) 最後に、今、村長から、勤労福祉会館の件、勤労者に対する福祉 の強い思いがあり、また、元々あったものだ しなんとか残してやりたいんだよと、その思 いは伝わりました。しかしながら、先ほども 申しましたけれども、今、村内における財政 状況等を鑑みたときに、ふんだんな財政の中 で中央に新たなものを再整備、また、各地域 にも資金手当てを考え、取り組みたいという ような展開ならば理解できるんですけれども、 どう見ても、こういった厳しい財政状況の中 で、今、本当にそれが必要なのかという議論 は、一応、今段階において村長は結論を出さ れているんだろうけれども、再考する必要が 私はあると思いますよ。

物を持てば必ずランニングコストがかかりますからね。元々あった勤労福祉会館も当然かかっていたと思います。しかしながら、代わるものがあるのであれば、代わるものがあるのであれば、代わるものを流用し、当然、残していたら修繕・維持は考えなきやならない。新たに作った保育所もまた、作ったこの時点から10年後、20年後の修繕計画を既に本当は作っていなきやならない。できているのかと。役場の総合庁舎も然りで、横道に行っちゃいますけれどもね、そういったことにかくお金がかかるんだというたことは頭に前提に置き、なくせるというか代われるものは代わり、総合見直しは絶対に必要だと思うんですね。そういった中で機会を捉えて再考いただければと思います。

〇副議長(大谷元江君) 村長。

〇村長(田中正治君) 議員のおっしゃるとおり、施設の再利用等、村全体での中での費用コスト等は、当然、ある意味計算をしながら、維持・管理費も含めてやっていくべき課題だとは思ってます。今回、決断させていただいたのは、これが私は必要だと考えましたし、そういったもので、地域で働く人たちのいろいろな福利厚生に役立つのであれば、これは一つの政策だなということでこれを実行したいということで提案をさせていただいて

おります。以上です。

○副議長(大谷元江君) 他に質疑はありませんか。

7番、児玉眞澄君。

○7番(児玉眞澄君) それでは執行方針に つきまして、何点かお伺いをいたします。ま ず、1点目ですが、7ページ(3)、先ほど 小林議員からも質問がありました宿泊税につ いてでありますが、私から1点お伺いをした いと思います。4行目に北海道と足並みを揃 えて導入に向けた検討に入るとありますが、 この足並みを揃えるというのは導入時期のこ とだけをおっしゃっているのか、あるいは道 の示した方針、道の設計した制度に従います よということも前提としているのか、この意 味合いをお伺いいたします。

次に2点目、11ページ④林業六次産業化でありますけれども、この中で薪につきましては先ほど村長からお話をいただいておりますので、メープルシロップに限ってお伺いをいたしますが、この生産・販売について、必要な支援を引き続き実施するとしながらも、その後に、今後の方向性を再検討するという文言が入っております。これは例えば、事業の将来的な廃止も視野に入れているのかどうか伺います。

3点目、13ページ⑤体験型観光の推進でありますが、これについては私も積極的に推進すべきだと考えております。ただし、通年型となると問題がありまして、問題は冬期間ということですが、実は私も前の職の時代に検討したことがあったんですが、思うほど簡単なことではないと実感をしております。冬季間の対策についてどのように考えているのか、お伺いをいたします。

次に4点目、18ページ(3)保健・医療で ありますが、下から6行目、国民健康保険事 業につきまして、健全な事業運営を行うとありますが、これは他の特別会計にも言えることですが、年々、一般会計あるいは基金からの繰入が増加している、決して健全な現状にはない。そういったことでこれを改善するといった意味合いの文言なのか伺います。

次に5点目、22ページ、下から3行目でありますけれども、今年度の人件費が17.39%前年より増加している。昨年度の伸び率が3.69%でありました。比較するまでもなく大幅に増加しております。この内容について伺います。

6点目、最後の質問になります。21ページからの今年度の一般会計、特別会計の概要を見ますと、経常支出、いわゆる固定経費である人件費、扶助費、補助費、公債費、そして特別会計への繰出金までもが増額となっておりまして、歳入の伸びない中、その財源不足は基金からの繰入で賄う。そのため、さらに調整基金が減少する。家計でいうと貯金は目減りする一方ということで、将来に向けて非常に危機感を感じるわけですが、これが基本とされている歳入に見合った歳出を考慮した予算なのか、私は疑問に感じるわけですが、この点について。以上6点をお伺いします。

〇副議長(大谷元江君) 村長。

〇村長(田中正治君) 児玉議員のご質問に お答えします。たくさん出たものですから整理を要しました。まず、7ページの宿泊税に 関わって、北海道と足並みを揃えるということですけれども、時期だけではなくて、北海道が決めたものに即、占冠村は乗るということではないと私は思っています。仮に北海道が100円です、占冠村も100円にしてください。本当に占冠村の財源として活用できるかどうかという議論を村としてしなきゃならないと思うんですよね。その時に税収増がこれだけ

になって、観光産業、あるいは観光振興に役立てる財源として十分足りるんであれば、100円になるかもしれません。いやいや違うね、もっともらわないとだめだねとかね、いろいろあるわけですね。そういった意味では、今、考えているのは、実施時期を北海道の令和4年4月に足並みを揃えて実施したいと。足並みを揃えたいというのは、徴収を含めて申告納税になると思いますから、二重にならないように整理をして課税をしたいというふうな考えのもとの記載でございます。

次に、メープルシロップでございますけれども、これが11ページ、具体的な改善策や今後の方向性を再検討ということで、私としては、メープルシロップはさまざまなところで反響もいただいて、占冠の産品として名前も知名度も上がってきたということの中で、いろいるな意味で検討しなきやならないだろうと。今、考えているのがイタヤ立木の状況も見ながら、採取地の変更、あるいはニニウ、赤岩への変更など、末永くこれを採取するためにどうしていくかといったことも含めて検討していく必要があるんだろうということで対していくがあるんだろうということでがます。いずれにしても、事業を存続させるための立木の循環利用を図りたいということでの記載でございます。

それから、体験型観光というところを聞き そびれちゃったものですから、今、整理をさ せてもらっていますけれども、18ページの国 保会計ですね。議員の言われるように、各特 別会計が繰入によって賄われているというの は事実でございます。そういった中で、国保 も北海道連合に移行になって、単独で国保税 を決められる要件が段々薄れてきたという中 で、やはり税負担、あるいは加入者負担等も 考慮すれば、こういったものを検討していか なければならないし、対応していかなければ ならないと思っています。

今、応能応益の中でも固定資産に関わる資産割について、北海道連合は中止というか、なくしたいという意向も持っておりますけれども、これは、言ってみれば資産割をなくせば、たくさん持っている人からは少なくなって、一般のない人の負担が増えていくことになりますから、そういったときに、村の財政、テコ入れがどの程度までが正しいのかどうかも含めてやっていかないと。

いっぺんに税負担が増えるっていうことに なれば、加入者の負担が大幅にアップをする という状況では、逆に滞納状況が生まれたり、 なかなか税収入を確保できないというような こともあります。税収入が確保できなくても 北海道に収めるお金は、占冠村は負担をして 出さなければならないということですので、 結果的にマイナス要素が出てくるかなと。そ ういったことを考えれば、そのへんのバラン スを含めてこの在り方を検討していく必要が あるんだろうと思っています。併せて、健全 な事業運営ということでいけば、やはり医療 費の軽減とか、健康管理とか、そういったと ころにも力を置いて、医療費を減らしていく 努力も一方で必要なのかなということで、さ まざまなことを使いながら、健全な事業運営 を行ってまいりたいということで記載をさせ ていただいたものでございます。

13ページの体験型観光で、議員の経験で、 夏はラフティング、あるいはクライマー等を 含めて体験型観光もやる中で、冬場はなかな か難しいというお話でございます。最近、い ろいろなこともありますけれども、一方でリ ゾートとの協力をもとに、自転車であったり、 それからスノーバイクツアーであったり、ア イスヴィレッジ、そういったようなものとの 連携を含めてメニューができないかどうかっ ていうこともあると思うんですね。そういった意味では、自然体感ということで、占冠も観光振興を図っていくということからすれば、年間を通じた体験型観光をどう作って、どう進行していくかということも含めて課題になっているんだろうということでの記載であります。

次に、22ページにおける、昨日も議論にありました経常経費の部分での人件費の伸び率でございます。17.3%の人件費の伸び率についてのご指摘かと思いました。この伸び率の主な要因としては、会計年度任用職員制度によりまして、物件費に計上していました臨時的任用職員、あるいは常勤嘱託職員が賃金から第1節の報酬へと計上になったということから大幅な増加となっております。退職する職員がいなかったということと、新規採用による増員による人件費の増加がこの中に含まれておりまして、そういったことを要因として、人件費が昨年と比較しますと大幅に伸びているということになります。

こういった経常経費の増加に伴う、基金からの繰入についてのご心配をされていたかと思います。村の財政運営にあたっては、一般財源を補てんするためには、財政調整基金、あるいは減債基金等を利用、使うということは、運営する上では、これは地方財政上どこでもかられていることでありまして、ご心配の基金が枯渇をしてなくなるんじゃないのというご心配だと思います。その点につきましては、さまざまな見直しをかけながら、私もこに書かせていただいたとおり、将来に渡ってそういったことがないような持続可能な財政運営ができるように、基金運営、それから財政運営について取り進めたいと。

現状、この2年間は議員のおっしゃるとおり、ちょっと多いんじゃないのという状況が

そのまま引き継がれるということではないと 思いますので、そういった意味では将来に渡って、持続可能な財政を可能にする取組みを やはり思い切ってやらなければならないだろ うとは思っております。以上です。

7番、児玉眞澄君。 〇副議長(大谷元江君) **〇7番(児玉眞澄君)** 1点お伺いします。 人件費の伸び率ですけれども、私が予算書を 見た範囲では、恐らく、新規採用が4名増え ますね。3600万くらい増えているんですけれ ども、職員費が。このせいかなと思ったんで すけれども、今のお話では会計年度任用職員、 これが去年の臨職の方、あるいは嘱託の方が 切り替わったと。確かこの説明を去年の8月 の全員協議会で受けているんですけれども、 その時、総務課長は、微増はするかもしれな いけれども、調整をして賃金というか人件費 は上げないような努力をしますよとおっしゃ っていました。それであれば国の方針だし、 しょうがないねということだったんですけれ ども、ここで人件費の伸び率の要因の一つが、 会計年度任用職員に切り替わったということ だとちょっとどうなのかなと。前年の臨職、 あるいは嘱託の方の賃金と、そして今回の会 計年度任用職員に切り替わった差額というん ですかね、これがどの程度なのか。試算され ておられるかと思うんですけれども、教えて いただきたいと思います。

○副議長(大谷元江君) ここで休憩に入り たいと思います。午後1時まで休憩といたし ます。

> 休憩 午前11時56分 再開 午後1時00分

○副議長(大谷元江君) 休憩前に引き続き 会議を開きます。

総務課長、多田淳史君。

〇総務課長(多田淳史君) 先ほどの児玉議

員のご質問に、私からお答えをさせていただきたいと思います。お時間を取らせて申し訳ございません。議員のご質問ですけれども、人件費の伸びに係る会計年度任用職員の経費の額、比率等の質問だったと思っておりますが、令和2年度の予算で人件費を5億6800万ほど計上させていただいております。うち職員費が4億7934万4千円ということで、人件費の中から職員費を引きますと8871万1千円、こちらが職員の経費以外のものということで出てまいります。

それから前年度の人件費についても同様に 差し引いたところ、3660万6千円という数字 が出てまいります。令和2年度から前年度を 差し引きますと、5210万5千円、こちらが今 回の職員費以外の経費ということになってま いります。

そのうち、会計年度任用職員に係る部分につきましては、約3900万の経費を見込んでおります。児玉議員が先ほどおっしゃられました、当初の説明のときに、私のほうで経費はほとんど変わらないというお話をさせていただいていたんですが、その後、募集の段階になりまして事業等を精査させていただいてなければならないということで、単純に勤務時間によっては、今回、会計年度任用職員で手当が発生してくるということで、その手当の分が400万程度になりましたので、その分も上乗せされまして、経費が増えて会計年度職員に係る人件費が若干増えてきたということになっております。

なお、会計年度任用職員以外の経費ですけれども、新規採用職員については3200万円の内1900万円程度、これが新規採用職員の今のところの給与等で見ております。その他につきましては、他職員の昇給分ですとか、各種

手当、その分を見ているところでございます。 以上でございます。

○副議長(大谷元江君) 7番、児玉眞澄君。 ○7番(児玉眞澄君) 今、お伺いしたわけ ですけれども、もう1点確認したいのは、職 員さん4名、新規採用ということになってお るようですけれども、さらに会計年度任用職 員さんで人数を確保しなければならない。職 員も増やし、さらに会計年度任用職員の数も 増やすということで、ご説明の内容はそうい うことですか。

〇副議長(大谷元江君) 総務課長、多田淳 史君。

〇総務課長(多田淳史君) ちょっと言葉足 らずだったとは思うんですけれども、職員は 4名増やします。会計年度任用職員ですが、 事業精査をして人数的には変わっておりませ ん。人数の増が必要だということではなく、 時間数が今まで5.5時間勤務ですとか、7時 間勤務という方たちがいらっしゃったんです が、その方たちの時間数が会計年度任用職員 になることによって、極端に減る。4時間で すとか、そういうところで減ってくる方たち がいらっしゃいまして、人数は変わらないん ですが、時間が減ったり、フルタイム7時間、 5時間以上になりますと手当ても発生すると いうことでその分の経費、社会保険等もそう ですけれども、その点の経費が増えていると いうことで、人数は逆に増えてはいないとい うことになります。以上でございます。

○副議長(大谷元江君) 他に質疑はありませんか。

5番、下川園子君。

○5番(下川園子君) 議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。 私からは3点、まず、13ページの体験型観光の推進というところですが、こちらの体験型 観光推進に対して、具体的にはどのようなことをしていくのかなどがあれば、どのようなことをしていくのか教えて下さい。

2点目が、15ページから16ページにかけて の地域交通についてですが、村内の公共交通 機関を有効に利用いただけるよう利用方法を 周知してまいりますということが記載されて いるんですけれども、これは周知ではなくて、 実際、公共交通機関が利用しづらい状況にあ るので、見直しといったことも含めて検討し ていったほうがよいのではと考えているんで すが、これはどういった周知をして利用を上 げようとしているのかを伺いたいです。

もう1点、同じく16ページ、防災対策についてです。防災対策の備蓄物資の計画的な整備と記載してありますが、この計画的な整備は、何名程度を想定した計画を作っていくのでしょうか。こちら3点をお伺いいたします。

〇副議長(大谷元江君) 村長。

〇村長(田中正治君) 下川議員のご質問にお答えをいたします。まず、13ページの体験型観光の推進ということで、先ほどもありましたけれども、夏場の体験型観光につきましてはラフティング、クライマーを含めて多くの事業者もいらっしゃいますし、いろいろあるんだろうと考えております。ご指摘のように、冬期間にどういった対応をしたら良いんだろうということも、先ほど来、議論をしてきたところでございますけれども、冬期の体験メニューは、村独自で何かをやるというのは大変困難なことだと思っております。

そういったことからすると、リゾートとの 連携ということも視野に入れながら進めるの が大変有効なのかなと思っています。例えば、 アイスヴィレッジ、氷のホテルの露天風呂に 湯の沢の源泉を運んでいるわけですけれども、 そういった利用提供をしているとか、他にも、 現在、観光協会にはトマムリゾートの体験メニューの開発の中心的な人物もいらっしゃるので、村の観光協会やリゾートと協議しながら、さまざまなメニューをやれるような施策を打っていきたいというようなことで記載をさせていただきました。

それから、地域交通でございます。地域交通は議員のおっしゃるとおり、利便性、あるいは必要な時に必要な交通がないとか、さまざまなご意見をいただいているところです。それらの各種交通手段について、うまくつなげばいけるものもありますし、こういったメニューの交通手段もありますと。交通手段も、村のだけじゃなくていろいろなものも、他にもいろいろと村内を走っているわけです。そういったものをどうつないで利用できるのかということも含めて、お知らせするのも有効な方法だろうと思います。

時間的な問題、それから利用のしづらさという点では、議員のおっしゃるとおり、利用方法の検討ももちろん必要かとは思っています。いっぺんに何かを増やすこともなかなか難しい環境の中で、こういう使い方をしたらどうだろうかということも含めて、ぜひ皆さんにお知らせしたいなとは思っているところでございます。

最後に備蓄物の想定でございますけれども、 各避難所、それぞれ人数的なものはあります けれども、その人に合わせてということを検 討する必要があるんだろうと思いますけれど も、現在、考えておりますのが、各指定避難 所については一応人数分を備蓄しようという ことで、1650名程度の備蓄物について計画的 に配備をしたいと取り進めているところでご ざいます。以上です。

O副議長(大谷元江君) 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇副議長(大谷元江君) これで村長の村政 執行方針に対する質疑を終わります。

◎日程第1 教育行政執行方針

○副議長(大谷元江君) 続いて、教育長の 教育行政方針に対する質疑を行います。質疑 ありませんか。

3番、五十嵐正雄君。

○3番(五十嵐正雄君) 1点だけ確認、聞 いておきたいと思います。2ページの学校教 育の充実ということで、占冠では小中一貫教 育ということで、この間、取り組んでおりま す。トマムでは学校一つで9年生までやって いるわけですけれども、中央地区にある中央 小学校と占冠中学校については、それぞれ学 校は統合しないで一貫教育を進めていくとい うことで、去年から英語教諭が上から下に、 中学校から小学校に来てやると、こういう授 業がやられているようです。心配しているの は、1限時間が中学校と小学校は違うし、休 み時間も違う。こういう状況の中で、まった く条件が違う中で、上から下に来るというこ とで、実質的には一つ動かせば2時間分が中 学校では負担というか、動かせない時間が出 てくるという状況も出ているようです。

問題は、こういったことを進めることは良いんですけれども、そのことによっていろいろな弊害が、しわ寄せとかが出てきた場合に、早い時期に解決しなかったらせっかく村として積極的に取り組んでいるものが、いろいろな問題点が出てくると。こういうことで1年間取り組んでみて、双方のいろいろな考え方、現場の声というものを聞きながらやっていく必要があるんではないかと思っています。そのへんについて、教育長として、どういった取組みを進めていくのか。できるだけ現場の

声を反映しながら、お互いが納得して進められる一貫教育をぜひ進めていただきたいと思いますので、そのへんについての取り組み方、考え方について伺います。

〇副議長(大谷元江君) 教育長、藤本武君。 〇教育長(藤本 武君) 今の五十嵐議員の ご質問に答えさせてください。ご承知のとお り、トマムにおきましては、小中が元々併置 校だったということで、9年間を通した一つ の学校ということで、義務教育学校という形 にさせていただきました。一つの学校ですか ら分かれていったら生徒数が少なくなったり、 中学校は廃校とかそういった話も出るんです けど、トマムはそういう形でさせてもらって、 当然、小学校、中学校の分け隔てない一つの 学校だから、今まで中学校の先生だった人も 一つの学校なものですから、小学校に行って 授業を、全部の教科とは言いませんけれども、 それもやらせてもらっているというのが一つ です。

中央地区の場合については、当初もいろい ろ考えたんですけれども、基本的には小学校、 中学校という形の校舎を持っているので、そ れを一つにするとかということは、それはし たくないなという思いがありましたんで、分 離型ではありますけれども、小中一貫という ことで、兼務発令でとりあえず走ってみまし ょうということでスタートしました。一つ想 定外だったのが、占冠中学校の児童生徒数が 少なくなっちゃったもので、複式学級になっ たんですね。今まで5人いたのが3人抜けて しまったということもあって、あと2年ぐら い続くんですけれども、小学校と中学校の先 生がトマムのように乗り入れてやるのは当初 予定していた形ではちょっと、先生が減っち やったものだから、授業を持っているから、 抜ける先生がいなくなったということがあり

ます。

これはできる、できないは別の話ですけれ ど、分離型での義務教育学校は全国でほとん どないんですよね。分離型といっても隣接で くっついているというのはあるんですけれど も、上と下になってということでの小中一貫 の進んだ義務教育学校は全国でもないです。 その義務教育学校にしたいという極端な発想 は別にしても、小学校と中学校のスムーズな、 円滑なつなぎを考えると、小学校の5・6年 生が中学校の開いている教室を使って、そこ で授業するのも一つの方法かなと、いきなり 義務教育学校という形じゃなくて。そういっ たことも小学校と中学校の先生から、今年や 来年すぐにやるということじゃなくて、どう いった方法で小学校と中学校の連携を深めら れるのか検討してみましょうということで、 今、今後の在り方について、やってきたこと を振り返りながら検討していきたいというふ うに、今そういう段階で検討しています。

○副議長(大谷元江君) 他に質疑はありませんか。

2番、藤岡幸次君。

〇2番(藤岡幸次君) 質問させていただきます。まず、総体的な話ですが、学校教育の充実と社会教育の充実ということで、数項目挙げられておりますが、この中で教育長として、これはやっぱり私、自らが陣頭指揮を取って取組みたいんだという項目がおありであればお聞きしたいというのが第1点です。

残り2点ほどあるんですけれども、6ページ、生き生きと学ぶ生涯学習の推進というところで、簡単に言ってしまえば大人の教育かなと。占冠村においては、生徒数が少ない等の課題の中でも、子どもの教育はざっくり見させていただく中で、かなり取り組み、いろいろと策を練られて進んでいるのかなという

のを感じております。

一方、大人の教育というところが、ある意味これは大事なところで、せっかく学校でさまざまなことを子どもたちが学び、表に一歩出た途端に、学校で言っていることと社会が全然ずれちゃっていると。これは非常に子どもにとって混乱であり、周りの大人は、本当はこんなことを言いながら、自分たちもやってないじゃないかということになりかねない中で、大人が実際、どれだけ子どもたちに取りなく見せていけるのかなと、そういうところが非常に重要なことだと思うんで、そういった生涯学習という中に、どうそのへんが折り込まれているのか1点。

最後の3点目ですか、スポーツ振興。こちらも7ページ、ちょっと読みますが、スポーツ教室の実施や地域での活動を支援する指導員の育成、学校施設の開放などを通じて村民のスポーツ活動を推進してまいりたいというところで、スポーツ推進、非常に重要なことであるかと思います。この課題として、指導者の育成と。活動を支援する指導者の育成ということで、今現在、例えば指導者がおります。これから先に向かってその指導者を、引き続きどう確保していくのかというテーマなのかなと思いますけれども、そのへんの取組先、もう少し具体的なものがあればお聞かせいただきたい。以上3点でございます。

〇副議長(大谷元江君) 教育長。

○教育長(藤本武君) 藤岡議員のご質問に答えさせていただきたいと思います。今までもそうですけれども、私、今年で11年目に入ろうとしているわけです。その中で、この教育行政の執行に関する考え方というのは、この方針の書き方については、基本的には私はずっとこの方針でさせていただいております。

それで、最初のご質問だったと思うんですけれども、執行方針の中で教育長はいったい一番どういうことをしたいんだというご質問だったと思うんです。議員もご承知かと思いますけれども、実は3年前だったと思うんですけれども、文科省の人口少子化に対応した活力ある学校推進事業という国の事業を3年間やらせていただきました。それは一体どういうことかというと、うちみたいな地域は学校を絶対なくしたくないんだと、学校を存続させたいんだと。どうやって学校を残していくんだというところで、占冠村はご承知のとおり、全学生、学校の児童生徒を足しても60人いないというのが現状でございます。

この生徒が少ないというデメリットをメリットに変える方法がないかということで考え出したのが、今、国がいろいろやっておりますけれども、ICTの活用だったんです。全国に先駆けて、今年から国も、文科省も一人1台にパソコンを入れて導入してということをやっていたんですけど、うちは2年くらい前に全児童生徒一人一人にパソコン、タブレットを1台、それとICTを活用したテレビ会議システムによる遠隔地授業、それはトマムの中学校に該当する生徒が一人しかいないので、占冠の中学校と行ったり来たりするんじゃなくて、テレビ会議システムを使わせてもらってやるということ。

それともう一つ、一番大きかったのが今、 働き方改革ということで問題になっているんですけれども、全国で複式学級、うちは中央小学校でいえば、複式学級で完全複式ですから3学級しかないんですけれども、まだ全クラスには入ってないけれども、複式学級の一つの教室に全国でプロジェクター型の電子黒板が入っているのは占冠だけです。それは何で入れたのと言ったら、国もやっと今年から 言いだしたんですけれども、複式学級ということは、2学級を一つにしているから、先生は一人で2学級を見なきゃならないと。それはどういうふうにやっているかというと、先生方は渡りずらしという方法を取って、5年生が授業をやっているときには、6年生は自分で自習みたいな形でやっているんですけれども、そこに先ほど言ったプロジェクター型電子黒板を入れさせてもらいました。

それと同時にデジタル教科書も入れさせてもらいました。デジタル教科書ですから、それには問題も出ていますし、実際にテレビ画面に出して、それを見ながら勉強するっていうことができてきたという形の、これは僕が一番やりたかったということで、現村長、前村長にも言ってそういった形でやらせていただきました。

それで、それはある程度できたので、この 後はどうするのという話になったら、それの 使い方、ただ物だけ集めてじゃなくて、子ど もたち、先生方にもそれをどうやって活用し ていくんだという、そっちの勉強をちょっと していかないと。入れたはいいけど、全然、 次の先生が来たら使わなくなったというのは 困るので、そういった形をしてきたいなとい うふうなことで、物を入れるとかじゃなくて、 今やっている授業をどうやって改善して利用 効率を上げていくかという思いがあったもの ですから、これには具体的にどうこうという 形のあれは出ていません。

それと6ページの生涯学習ということです。 これは議員が今おっしゃられたとおり、学校 においては義務教育ということで、学習指導 要領等に沿った形で、自分が決めてやるんじ ゃなくて国からのそういう指導でやる。それ に対して、この生涯学習は、私たちも含めた 学校とかが終わった世代の学習ということで、 これについては特段こういうことをやりなさいよ、こうしなさいよという国からの指令はありません。

それで、うちの村では、これの一環として まずどんなことをやっているかというと、私 も学長をやっているんですけど、清流大学と いう高齢者の方を対象にした事業の中で、お 年寄りというかまだ若い世代の方もいるんで すけれども、占冠村で、学校でもやっている んですけれども、化石だとかってそんなのど こにあるんでしょうじゃないですけれど、そ ういえばそういうことやってないですよね。 と。それで化石の学芸員、たまたま日高に学 芸員の方がいらっしゃるんで、占冠の石のこ とも知ってましたんで、ちょっと石について そういった勉強もさせてくださいと下で、 まず、一つは地域の自分の村のことをまた知 るということが一つと。

それとまったく別ですけれど、占冠ではできない、私たちも含めた高齢者向けの医療であったり、そういった勉強については外部から講師の方を呼んでいただいて、そういった事業もさせていただいております。

先ほども言いましたけれども、基本的にはもう子どもじゃないんで、公民館でこういう事業をやっているんですけど、何か要望はないですかというような形で、私が一人で全部決められないもんですから、そういった要望も取り入れながら、高齢者大学に来られない方もいますので、そういう人方も対象にした公民館の事業でやっていけたらなと考えてございます。

それで、スポーツの振興ですけど、これは 議員もおっしゃったように、少年団活動だと か、スキーとかってやって指導してくれてい る人は、今はいるんですけれども、この先ど うなっていくのということを考えると、仮に 今その方が、もし怪我かなんかしていなくなった場合、次、誰がやるのという話になっていきますよね。そういった次を、誰をこうやるということは大変申し訳ないんですけど、あまり考えてなかったんです。

今回、スポーツということで、何を今後、 占冠村としても考えなきゃならないのかなと いったら、やっぱり教育委員会でも話したけ ど、そういった指導をしてくれる後継者、そ れが村外なのか、村内なのかという話にもな ってくるんですけど、やっぱり基本は地元で、 地元の内容を知っている方が良いんだよねと いうことを書きたかったんでございます。以 上です。

○副議長(大谷元江君) 他に質疑はありませんか。

7番、児玉眞澄君。

○7番(児玉眞澄君) それでは、私からは、 7ページ(3)芸術・文化の振興、これにつきまして、3点ほどお伺いをいたします。まず1点目、4行目から地域の伝統芸能をはじめとした文化の継承者の育成を図るとされています。ただ、例えば占冠神楽を見ますと高齢化も進み、なかなか入ってくれる人はいないと聞いております。いわば、こういう言い方して良いかどうかわかりませんけれども、準絶滅危惧種に近いんじゃないかなというふうに思っておりますが、どのように継承者の育成を図るのか。何か具体的な方法を考えてここに記載されたのか。これについてまず1点目伺います。

次に、同じく7ページの(3)芸術・文化でありますけれども、6行目、村民による郷土の歴史の紹介など、地域の文化遺産の継承に努めるとあります。昨年の執行方針も拝見させていただきましたけれども、ここには見られない文言でありまして、村民による郷土

の歴史の紹介とは何か具体的な案があって、 今回の執行方針の中に入れられたのかお伺い します。これが第2点。

次に3点目ですけれども、執行方針の中に は出てきておりませんけれども、昨年の執行 方針の質疑を覚えておられるかと思いますけ れども、青巌太鼓についてであります。

○副議長(大谷元江君) 児玉議員、すいません。この執行方針に載っていない質問はご遠慮願いたいと思います。

〇7番(児玉眞澄君) 分かりました。それでは以上2点お伺います。

〇副議長(大谷元江君) 教育長。

○教育長(藤本武君) 児玉議員のご質問に お答えさせていただきたいと思います。まず 1点目の伝統・文化ということでございます が、これは議員がおっしゃるとおり、本当に 難しい話だと私も認識しております。例えば、 神楽についてもそうです。先ほどのちょっと 質問で載ってなかったということですけど、 今までやってきた青巌太鼓も含めてなんです けれど、せっかく今までやってきて、公民館 ともやってきたこういうものをどうやったら 残せるのかがまったくもって難しい話で、私 もこれが決定策だっていうことは持っており ません。

ただ、しかしながら、伝統文化は、例えば 双珠別の広島から入植した方がやってくれた やつを、自分たちの世代でなくすというんじ ゃなくて、どういった形かで残せないかとい う思いで書かせてもらっています。それで一 体どんなことを考えているのという話だった んですけれども、まだこの100%はできてい ないんですけれども、まず、地元の郷土、次 の議員の質問とも重なるんですけれども、占 冠村の伝統文化、そういう継承も含めた中で、 今の子どもたちにもそういったことを教えて いく必要があるんじゃないかなということです。先ほどの質問の中でもあった、村内の化石とかそういう話もさせていただいたんですけれども、そういったものも含めて、今の子どもたちにそういった占冠村の伝統の文化、それと、占冠村の地域のさらなる再発見を含めたことを始めていこうじゃないかということで、昨年度から小学校を対象にやろうよということで考え出してきたことでございます。

ですから、これをやることによって、すぐ後継者ができるとかそういったところは難しいとは思いますけれども、とりあえず村としてできること、募集もしているんだとは思うんですけれど、なかなか議員のご承知のとおり、なってくれる人はいないので、これでものと何年かしたら、みんな年取ってやめて、本もにそういう危惧を持っていますが、今のとはちょっと言えないんで、そどもたちになくなる前に、なくならないうちに、こういう形で書かせていただきました。

○副議長(大谷元江君) 他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 質疑がないという ことで、これで教育長の教育行政執行方針に 対する質疑を終わります。

◎日程第2 議案第1号

○副議長(大谷元江君) 日程第2、議案第 1号、指定管理者を指定することについての 件を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇副議長(大谷元江君) 質疑なしと認めま す。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませ 〇副議長(大谷元江君) 異議なしと認めま んか。

(「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 討論なしと認めま す。これをもって討論を終わります。

これから議案第1号、指定管理者を指定す ることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議 ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇副議長(大谷元江君) 異議なしと認めま す。

したがって議案第1号は原案のとおり可決 しました。

◎日程第3 議案第2号

〇副議長(大谷元江君) 日程第3、議案第 2号、占冠村学校運営協議会設置条例を制定 することについての件を議題とします。

(「なし」の声あり)

〇副議長(大谷元江君) 質疑なしと認めま す。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませ んか。

(「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 討論なしと認めま す。これをもって討論を終わります。

これから議案第2号、占冠村学校運営協議 会設置条例を制定することについての件を採 決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議 ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

す。

したがって議案第2号は原案のとおり可決 しました。

◎日程第4 議案第3号

O副議長(大谷元江君) 日程第4、議案第 3号、占冠村スポーツ推進委員設置条例を制 定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませ んか。

(「なし」の声あり)

〇副議長(大谷元江君) 質疑なしと認めま す。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませ んか。

(「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 討論なしと認めま す。これをもって討論を終わります。

これから、議案第3号、占冠村スポーツ推 これから質疑を行います。質疑はありませ 進委員設置条例を制定することについての件 を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議 ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇副議長(大谷元江君) 異議なしと認めま

したがって、議案第3号は原案のとおり可 決しました。

◎日程第5 議案第4号

〇副議長(大谷元江君) 日程第5、議案第 4号、職員の服務の宣誓に関する条例の一部 を改正する条例を制定することについての件 を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか

(「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第4号、職員の服務の宣誓 に関する条例の一部を改正する条例を制定す ることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可 決しました。

◎日程第6 議案第5号

O副議長(大谷元江君) 日程第6、議案第5号、占冠村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第5号、占冠村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する 条例を制定することについての件を採決します

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 異議なしと認めま

したがって、議案第5号は原案のとおり可 決しました。

◎日程第7 議案第6号

○副議長(大谷元江君) 日程第7、議案第6号、占冠村印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 質疑なしと認めま す。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第6号、占冠村印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇副議長(大谷元江君) 異議なしと認めま

す。

したがって、議案第6号は原案のとおり可 決しました。

◎日程第8 議案第7号

O副議長(大谷元江君) 日程第8、議案第7号、占冠村地域企業振興条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第7号、占冠村地域企業振興 条例の一部を改正する条例を制定することに ついての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可 決しました。

◎日程第9 議案第8号

〇副議長(大谷元江君) 日程第9、議案第8号、占冠村定住促進条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませ

んか。

(「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第8号、占冠村定住促進条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議 ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可 決しました。

◎日程第10 議案第9号

〇副議長(大谷元江君) 日程第10、議案第9号、交流促進施設双民館設置条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 質疑なしと認めま す。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第9号、交流促進施設双民館

設置条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議 ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 異議なしと認めま

したがって、議案第9号は原案のとおり可 決しました。

◎日程第11 議案第10号

O副議長(大谷元江君) 日程第11、議案第 10号、湯の沢保養施設の設置及び管理に関す る条例の一部を改正する条例を制定すること についての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第10号、湯の沢保養施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。 お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可 決しました。

◎日程第12 議案第11号

〇副議長(大谷元江君) 日程第12、議案第11号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例等の整備等に関する条例の制定についての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 質疑なしと認めま す。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第11号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例等の整備等に関する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可 決しました。

◎日程第13 議案第12号

O副議長(大谷元江君) 日程第13、議案第 12号、占冠村放課後児童健全育成事業の設備 及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例を制定することについての件を 議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇副議長(大谷元江君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第12号、占冠村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可 決しました。

◎日程第14 議案第13号

O副議長(大谷元江君) 日程第14、議案第 13号、占冠村へき地保育所設置条例の一部を 改正する条例を制定することについての件を 議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇副議長(大谷元江君) 質疑なしと認めま

す。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 討論なしと認めま す。これをもって討論を終わります。

これから議案第13号、占冠村へき地保育所 設置条例の一部を改正する条例を制定するこ とについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可 決しました。

◎日程第15 議案第14号

O副議長(大谷元江君) 日程第15、議案第14号、占冠村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第14号、占冠村子ども・子育 て会議条例の一部を改正する条例を制定する ことについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可 決しました。

◎日程第16 議案第15号

〇副議長(大谷元江君) 日程第16、議案第 15号、占冠村営住宅管理条例の一部を改正す る条例を制定することについての件を議題と します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇副議長(大谷元江君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第15号、占冠村営住宅管理条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可 決しました。

◎日程第17 議案第16号

〇副議長(大谷元江君) 日程第17、議案第 んか。

16号、占冠村簡易水道事業給水管理条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 質疑なしと認めま す。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第16号、占冠村簡易水道事業 給水管理条例の一部を改正する条例を制定す ることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議 ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可 決しました。

◎日程第18 議案第17号

〇副議長(大谷元江君) 日程第18、議案第 17号、占冠村有償旅客自動車運送事業の設置 及び管理に関する条例の一部を改正する条例 を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか

(「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第17号、占冠村有償旅客自動車運送事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議 ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可 決しました。

◎休会

○副議長(大谷元江君) お諮りします。議 事の都合により、3月10日の1日間を休会し たいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 異議なしと認めます。

したがって、3月10日の1日間を休会する ことに決定しました。

◎散会宣言

○副議長(大谷元江君) 以上で本日の日程 は全部終了いたしました。これで本日の会議 を閉じます。本日はこれで散会します。

散会 午後1時56分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 2 年 3 月 31 日

占冠村議会副議長 大谷元江

(署名議員)

占冠村議会議員 藤岡幸次

占冠村議会議員 五十嵐 正 雄

令和2年第1回占冠村議会定例会会議録(第4号) 令和2年3月11日(水曜日)

〇議事日程

議長開議宣言(午前10時)

日程第 1 議案第 25号 令和2年度占冠村一般会計予算

日程第 2 議案第 26号 令和2年度占冠村国民健康保険事業特別会計予算

日程第 3 議案第 27号 令和2年度村立診療所特別会計予算

日程第 4 議案第 28 号 令和 2 年度占冠村簡易水道事業特別会計予算

日程第 5 議案第 29 号 令和 2 年度占冠村公共下水道事業特別会計予算

日程第 6 議案第 30号 令和2年度占冠村介護保険特別会計予算

日程第 7 議案第 31号 令和2年度占冠村後期高齢者医療特別会計予算

日程第 8 議案第 32 号 令和 2 年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算

日程第 9 決議案第1号 「民族共生の未来を切り開く」決議

日程第 10 意見書案第1号 子どもの医療費無料化制度の拡充を求める意見書

日程第 11 閉会中の継続調査・所管事務調査申出

〇出席議員(6人)

副議長 1番 大 谷 元 江 君 2番 藤 岡 幸 次 君

3番 五十嵐 正 雄 君 5番 下 川 園 子 君

6番 小 林 潤 君 7番 児 玉 眞 澄 君

〇欠席議員(1人)

議長 8番 相 川 繁 治 君

〇出席説明員

(長部局)

占 冠 村 中 正 治 会 計 管 理 者 伊 藤 俊 幸 長 田 務 総 課 多 淳 史 企 画 商 工 課 浦 幸 長 田 長 三 康 藤 農 卓 地域振興対策室長 \blacksquare 尚 樹 林 課 長 平 出 林業振興室長 本 治 建 設 課 長 小 林 昌 弘 根 民 課 福祉子育て支援課長 住 長 小 尾 雅 彦 木 村 恭 美 トマム支所長 平 Ш 満 彦 総務担当主幹 部 貴 裕 团 職員厚生担当主幹 森 田 梅 代 財務担当主幹 鈴 木 智 宏 企 画 担 当 主 幹 佐々木 智 猛 商工観光担当主幹 橘 佳 則 農業担 林業振興室主幹 浩 当主幹 杉 出 裕 髙 桑 建築担当主幹 嵯 峨 典 子 環境衛生担当主幹 後藤 義 和

国保医療担当主幹 上島 早苗 戸籍担当主幹 竹内清孝 保健予防担当主幹 岡 本 叔 子 村立占冠診療所主幹 小瀬敏広 社会福祉担当主幹 野 原 大 樹 介護担当主幹細川明美 子育て支援室主幹 石 坂 勝 美 (教育委員会) 教 育 長 藤本武 教 育 次 長 合 田 幸 学校教育兼総務担当主幹 松永真里 社会教育担当主幹 蠣 崎 純 一 (農業委員会) 事 務 局 長 平 岡 卓 (選挙管理委員会) 書記 長 多田淳史 (監査委員) 監 査 委 員 木 村 英 記 監 查 員 児玉眞澄 事 務 局 長 岡崎至可

〇出席事務局職員

事務局長岡崎至可主事久保璃華

◎開議宣告

〇副議長(大谷元江君) おはようございます。 ただいまの出席議員は6人です。定足数に達し ておりますので、これから、本日の会議を開き ます。

◎議事日程

〇副議長(大谷元江君) 本日の議事日程はあ らかじめお手元に配布したとおりです。

◎日程第1 議案第25号から日程第8 議案第 32号

O副議長(大谷元江君) 日程第1、議案第25 号、令和2年度占冠村一般会計予算の件から、 日程第8、議案第32号、令和2年度占冠村歯科 診療所事業特別会計予算までの件、8件を一括 議題とします。

本件について、予算特別委員長の報告を求 めます。

予算特別委員長、藤岡幸次君。

〇予算特別委員長(藤岡幸次君) 予算特別委 員会から審査の経過と結果についてご報告いた します。

本委員会は3月6日付け、議長及び副議長 を除く議員全員をもって設置され、議案第25号 から議案第32号までの8件の議案審査の付託を 受け、3月10日、審査を行いました。

審査に当たっては、各会計の適正な執行の 観点から質疑・討論が行われました。討論終了 後、議案ごとに起立により採決を行った結果、 いずれも原案可決するべきものと決定いたしま した。なお、別紙、委員会審査報告書につきま しては、説明を省略させていただきます。

審査中に述べられました意見を十分留意さ れ、予算の適切な執行に当たられますようお願

開会 午前10時 いを申し上げ、審査の経過と結果の報告といた します。

> 〇副議長(大谷元江君) これから質疑を行い ます。委員長の報告に対し質疑ありませんか。

> > (「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありません か。

(「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 討論なしと認めます。 これをもって討論終わります。

これから、議案第25号、令和2年度占冠村一 般会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案 第25号は委員長の報告のとおり決定することに 賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇副議長(大谷元江君) 起立多数です。

したがって、議案第25号は委員長の報告のと おり可決しました。

これから、議案第26号、令和2年度占冠村 国民健康保険事業特別会計予算の件を採決しま

本件に対する委員長の報告は可決です。議案 第26号は委員長の報告のとおり決定することに 賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇副議長(大谷元江君) 起立多数です。

したがって、議案第26号は委員長の報告の とおり可決しました。

これから、議案第27号、令和2年度村立診療 所特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案 第27号は委員長の報告のとおり決定することに 賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇副議長(大谷元江君) 起立多数です。

したがって、議案第27号は委員長の報告の とおり可決しました。

これから、議案第28号、令和2年度占冠村簡 易水道事業特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案 第28号は委員長の報告のとおり決定することに 賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇副議長(大谷元江君) 起立多数です。

したがって、議案第28号は委員長の報告の とおり可決しました。

これから、議案第29号、令和2年度占冠村公共下水道事業特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案 第29号は委員長の報告のとおり決定することに 賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇副議長(大谷元江君) 起立多数です。

したがって、議案第29号は委員長の報告の とおり可決しました。

これから、議案第30号、令和2年度占冠村介 護保険特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案 第30号は委員長の報告のとおり決定することに 賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇副議長(大谷元江君) 起立多数です。

したがって、議案第30号は委員長の報告の とおり可決しました。

これから、議案第31号、令和2年度占冠村後期高齢者医療特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案 第31号は委員長の報告のとおり決定することに 賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇副議長(大谷元江君) 起立多数です。

したがって、議案第31号は委員長の報告のと おり可決しました。

これから、議案第32号、令和2年度占冠村 歯科診療所事業特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案 第32号は委員長の報告のとおり決定することに 賛成の方は起立願います。

(全員起立)

〇副議長(大谷元江君) 起立多数です。

したがって、議案第32号は委員長の報告のと おり可決しました。

◎日程第9 決議案第1号

〇副議長(大谷元江君) 日程第9、決議案第 1号、「民族共生の未来を切り開く」決議の件 を議題とします。

提案理由の説明を求めます。 3番、五十嵐 正雄君。

○3番(五十嵐正雄君) 「民族共生の未来を 切り開く」決議について。上記の決議案を別紙 のとおり、会議規則第 14 条第1項の規定によ り提出します。令和2年3月 11 日提出、占冠 村議会議長、相川繁治様。提出者、占冠村議会 議員、五十嵐正雄。賛成者、占冠村議会議員、 児玉眞澄。同じく賛成者、占冠村議会議員、藤 岡幸次。

皆さまご承知の通り、北海道には弥生時代がなく、13世紀ぐらいまで続縄文・擦文時代が続き、蝦夷地のアイヌの人々は、狩猟や漁労により独自の文化を形成していました。2019年4月にはアイヌ新法が成立し、アイヌ民族が先住民族であると初めて明記されました。このようなことから、ウポポイが開設されるこの機会に、道内各地の町村から、先頭に立って民族共生社会を作り上げていくという決意を表明したく、決議案を提案します。

「民族共生の未来を切り開く」決議。アイ

ヌ文化の復興・発展の拠点としてウポポイ、民 族共生象徴空間が北海道白老町ポロト湖畔に、 4月24日誕生する。

先住民族アイヌを主題とした日本初の「国立アイヌ民族博物館」と「国立民族共生公園」等からなるこの施設は、国では年間来場者 100万人の目標を掲げ、道内においては官民一体となって誘客活動に取り組んでおり、道内各地のアイヌ文化振興の取組みや食・観光等の地域の多様な魅力とつなげることにより、国内外への総合的な情報発信の強化となり、国民理解の促進が大きく期待される。

また、北海道を訪れる観光客のさらなる増加は、新たな産業の創出・既存産業の活性化など相乗効果も期待されるところである。

よって、占冠村議会は、ウポポイ開設を機に、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現が図られ、北海道が魅力ある大地であり続けるため、占冠村民の協力を得て「民族共生の未来を切り開く」決意をここに表明する。以上、決議する。令和2年3月11日、北海道勇払郡占冠村議会。以上提案いたします。よろしくお願いします。

○副議長(大谷元江君) これで提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから決議案第1号、「民族共生の未来を切り開く」決議の件を採択します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 異議なしと認めます。 厳しい実態からも、一日も早い改善が求められ

したがって、本案は原案のとおり可決されま した。

◎日程第10 意見書案第1号

〇副議長(大谷元江君) 日程第10、意見書案 第1号、子どもの医療費無料化制度の拡充を求 める意見書についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。 6番、小林潤 君。

○6番(小林 潤君) 意見書案第1号、子 どもの医療費無料化制度の拡充を求める意 見書。このことについて、別紙のとおり意見 書を提出します。令和2年3月11日提出、提 出者、占冠村議会議員、小林潤。 賛成者、同じ く、下川園子。 賛成者、同じく、五十嵐正雄。 読み上げて提案をいたします。

子どもの医療費無料化制度の拡充を求める 意見書。今、少子化の進行や子どもの貧困が北 海道の喫緊の課題になっている。2017年に北 海道等が実施した「子どもの生活実態調査」で は、全国平均を上回る5人に1人が貧困状態に あり、経済的理由で受診を断念せざるを得なか った世帯が 17.8%、非課税世帯では 32.6%と 高いことが分かった。すべての子どもたちの健 康を守るため、お金の心配をせずに必要な時に 医療機関を受診できるように、北海道の子ども 医療費助成制度の拡充が求められている。しか し、北海道の子ども医療費助成の通院無料化は 3歳未満、その上所得制限や一部負担金があり、 他県から比べても大きく遅れており、道内の市 町村では中学生や高校生までにと医療費無料化 の取組みが広がっているが、地域によって格差 があり、道の制度拡充による底上げが求められ ている。

「子どもの医療費無料化の拡充」は、幅広い 道民の願いになっており、子どもたちをめぐる 厳しい実能からも、一日も早い改善が求められ ている。よって、以下について要望する。

記、1、お金の心配をせずに必要な医療機 関を受診できるように、北海道の子ども医療費 助成制度を拡充すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、 意見書を提出する。令和2年3月 11 日、北海 道勇払郡占冠村議会議長、相川繁治。意見書提 出は北海道知事宛てになっております。ご審議 のほどよろしくお願いいたします。

○副議長(大谷元江君) これで提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから意見書案第1号、子どもの医療費無料化制度の拡充を求める意見書の件を採択します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されま した。

◎日程第11 閉会中の継続調査・所管事務調査申出

〇副議長(大谷元江君) 日程第11、閉会中の継続調査・所管事務調査申出の件を議題にします。議会運営委員長及び総務産業常任委員長から会議規則第74条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査・所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調

査・所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

O副議長(大谷元江君) 異議なしと認めます。 したがって、委員長から申し出のとおり閉 会中の継続調査・所管事務調査とすることに決 定しました。

◎閉会の議決

〇副議長(大谷元江君) お諮りします。

本定例会に付された案件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって 本日で閉会したいと思います。ご異議ありませ んか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 異議なしと認めます。 したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣言

〇副議長(大谷元江君) これで、本日の会議 を閉じます。令和2年第1回占冠村議会定例会 を閉会します。

閉会 午前10時22分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 2 年 3 月 31 日

占冠村議会副議長 大谷元江

(署名議員)

占冠村議会議員 藤岡幸次

占冠村議会議員 五十嵐 正 雄